

第 24 回滋賀県子ども若者審議会 次第

日 時：令和 8 年 8 月 31 日（月）

15 時 30 分～17 時 30 分

場 所：滋賀県庁北新館 5 階 5-B 会議室

1 開 会

2 議 事

- （１）会長、会長職務代理者の選任について
- （２）新「すまいる・あくしょん」について
- （３）令和 7 年度における県子ども・若者施策の取組状況について
- （４）子ども・子育て施策推進交付金の取組状況について
- （５）子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について
- （６）子どもの意見を聴き、尊重する社会づくりについて
- （７）その他

3 閉 会

〔配付資料〕

- 資料 1 子ども若者審議会について（滋賀県子ども基本条例・審議会規則）
- 資料 2 新「すまいる・あくしょん」について
- 資料 3 「淡海子ども・若者プラン」の取組結果について
- 資料 4 令和 7 年度子ども若者基金の活用状況について
- 資料 5 子ども・子育て施策推進交付金の取組状況について
- 資料 6 子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について
- 資料 7 子どもの意見を聴き、尊重する社会づくりについて

滋賀県子ども若者審議会委員名簿

(任期 令和7年11月11日～令和10年11月10日)

(50音順、敬称略)

	氏 名	現 職
1	麻生 知宏	公募委員
2	石井 秀樹	滋賀県小学校長会（草津市立渋川小学校 校長）
3	磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
4	猪田 誠	滋賀県市長会（東近江市こども政策課 課長）
5	大澤 崇	滋賀県青少年補導センター連絡協議会 会長
6	尾上 康太郎	関西大学 学生
7	鎌田 恵	(一社)滋賀県保育協議会 副会長
8	北嶋 あゆみ	滋賀県市町保健師協議会 書記・会計
9	熊谷 理美	公募委員
10	河野 永遠	クラーク記念国際高等学校 生徒
11	斉藤 真緒	立命館大学産業社会学部 教授
12	炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
13	田口 真太郎	NP0法人ナイマゼ 代表理事
14	谷口 彰	(一社)滋賀経済産業協会 理事
15	谷村 太	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
16	田中 洋一	クラブアトラクション 理事長
17	中井 洋子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事
18	原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
19	廣瀬 香織	(一社)ママパスポートコミュニティ 代表理事
20	正木 博之	滋賀県町村会（日野町教育委員会 教育次長）

○滋賀県子ども基本条例（令和7年3月26日滋賀県条例第3号）（抜粋）

第6章 基本計画等

（基本計画の策定）

第19条 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども施策の基本的な考え方
 - (2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策
 - (3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項
 - (4) 子ども施策の目標
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第20条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第7章 滋賀県子ども若者審議会

（滋賀県子ども若者審議会）

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第19条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する

事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○滋賀県子ども若者審議会規則

平成25年7月5日

滋賀県規則第61号

滋賀県子ども若者審議会規則をここに公布する。

滋賀県子ども若者審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔令和4年規則66号〕)

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則32号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県青少年問題協議会規則（昭和28年滋賀県規則第45号）は、廃止する。

付 則（平成26年規則第32号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

すまいる・あくしょん

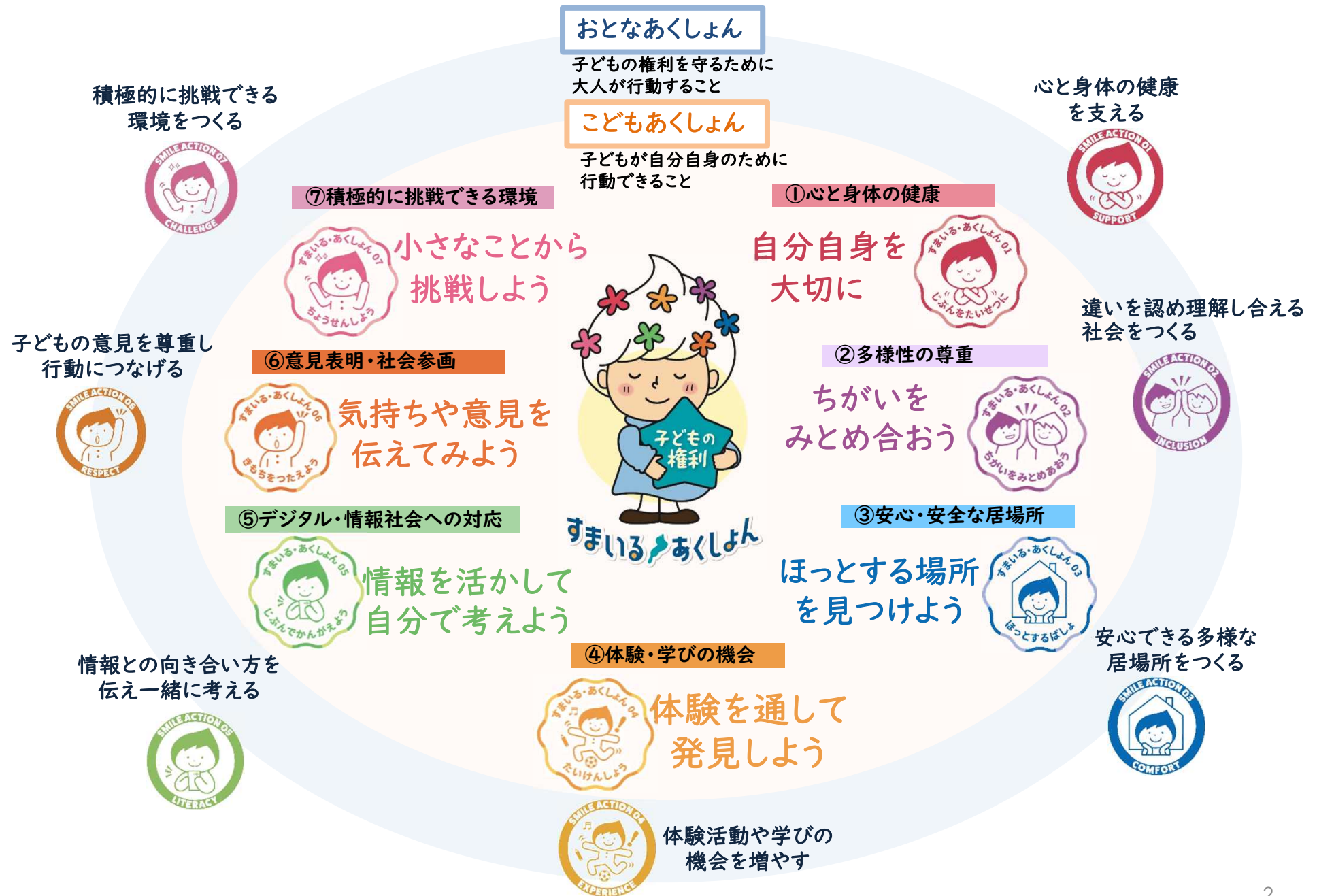
子どもの笑顔を増やすために大切にしたい行動



すまいる・あくしょん公式キャラクター
「にじはぴ」

滋賀県子ども若者部
子ども若者政策私学振興課

1. 新「すまいる・あくしょん」



2. 新「すまいる・あくしょん」の位置づけ

「すまいる・あくしょん」とは …子どもの笑顔を増やすために社会全体で大切にしたい行動

「滋賀県子ども基本条例」が目指す社会（子どもの権利が守られ、子どもが笑顔で成長できる社会）の実現に向けて大切にしたいことについて、子どもたちの現状や課題・思いを踏まえ、子どもの視点からわかりやすい7つの行動として示したもの

子どもの権利

4つの原則：差別の禁止・子どもの最善の利益・生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重

滋賀県子ども基本条例

- 子どもを「守られる存在」だけでなく権利の主体として位置づけ
- 基本理念を定め、行政・家庭・事業者等の責務を明示

子ども・大人それぞれの立場からより実践しやすい形へ

新「すまいる・あくしょん」

こどもあくしょん：子どもが自分自身のために行動できること



おとなあくしょん：子どもの権利を守るために大人が行動すること

01 心と身体の健康を支える

02 違いを認め理解し合える社会をつくる

03 安心できる多様な居場所をつくる

04 体験機会や学びの機会を増やす

05 情報との向き合い方を伝え一緒に考える

06 子どもの意見を尊重し行動につなげる

07 積極的に挑戦できる環境をつくる

滋賀県

「淡海子ども・若者プラン」に示された施策の推進／各市町との連携強化

企業

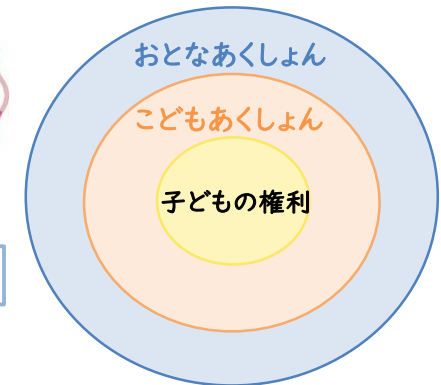
(例) ワークライフバランスの推進／子どもの体験・学習機会の提供等

団体・地域等

(例) 地域での子どもの居場所づくり等

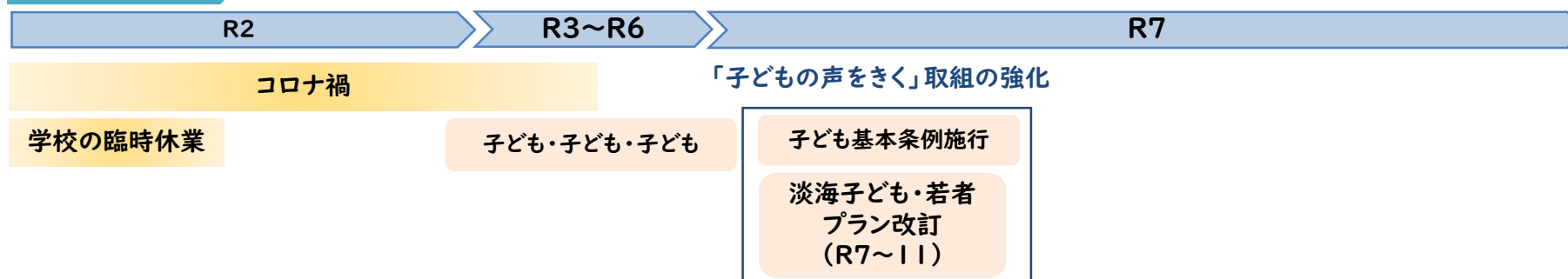
「すまいる・あくしょん宣言登録」により事例の横展開

※概念図



3. 「すまいる・あくしょん」更新に向けた経緯・ポイント

経緯



すまいる・あくしょん策定

コロナ禍の子どもたちの生活の様子や心境を把握するため、大規模なアンケート調査を実施

- 集まった3万人の声をもとに、子どもの笑顔を増やすための行動様式「すまいる・あくしょん」を策定



子どもたちの現状・課題把握

- ✓ 「滋賀の子どもの声調査」
統計的に有意な標本調査・広くオープンに声を聴くWEB調査を組み合わせ実施



延べ約5,000人の回答

- ✓ 日頃から子どもと関わる方々へのヒアリング

- 主なヒアリング先
大学教授、大学生、学校教員、保育士、塾講師、小学校PTA代表、小児科専門医、子育て支援団体のみなさま



すまいる・あくしょんバージョンアップ

- 引き続き、地域・企業・団体の方々と協力し、社会全体の行動変容を促進

更新のポイント

- 「子どもの権利」を根幹に位置づけ、そこから派生する「子どもが自分自身のために行動できること」を「こどもあくしょん」、「子どもの権利を守るために大人が行動すること」を「おとなあくしょん」として整理。
- 7つめの「あくしょん」では、新しく「挑戦」というキーワードを加え、子どもたちが夢や希望を持って挑戦していける滋賀を目指す。

4.「滋賀の子どもたちの声調査」を踏まえた7つの「あくしょん」

R7滋賀の子どもたちの声調査結果概要【標本+WEB】

新・7つのあくしょん方向性

- 心・身体の健康と「幸せ度」との深い関わり
 - 幸せ度や自己肯定感は年齢とともに低下傾向
 - 幸せ度が0-3点の子どもの30.3%が「誰にも相談しない」と回答
- **まずは心と身体の健康が大切。周りを頼って、自分を守るための行動が必要**

- みんなが笑顔でいるためには、個性を尊重すること、多様性を受容すること、いじめをなくすこと、対話を通じて理解すること等が重要であると回答
- **多様性を尊重し、他者を大切にしたいという子どもたちの想いを反映**

- 安心できる居場所の存在が増えるほど、「幸せ度」が高まる傾向
 - 家や学校以外に行きたい居場所の多様なニーズ
- **一人ひとりの個性・状況に応じた多様な居場所があることが必要**

- 学校の授業以外で取り組んだ活動の種類が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向
- **子どもが主体的に、自由に選びながら多様な体験ができる環境が必要**

- インターネット・SNS利用に伴い、虚偽情報や人間関係におけるトラブルに遭遇するリスクが増加
 - 対話の中で自分の意見を持つ・伝えることを大切にしたいと回答
- **デジタル社会の中で、膨大な情報をもとに自分で考えることが必要**

- 「意見をきいてもらえる」という意識は、年齢が上がるにつれて低下傾向
 - 高2世代の「社会を変えられる」という自己効力感は、全国調査の17~19歳の回答と比較して約13ポイント低い。
 - 学業・人間関係・社会問題等の様々な大人に伝えたい悩みの声
- **子どもの声を尊重し、安心して声を上げられる環境が必要**

- 困難に対する前向きな姿勢、将来への明るい希望は、年齢とともに低下傾向
 - 学業・運動・デジタル・社会貢献など多様な分野で「できるようになりたい」と具体的な目標を回答。一方で、「失敗するのが怖い」という声も
- **子どもたちが失敗を恐れず、夢や希望を持って挑戦していける環境が必要**

①心と身体の健康

自分自身を大切に



②多様性の尊重

ちがいをみとめ合おう



③安心・安全な居場所

ほっとする場所を見つけよう



④体験・学びの機会

体験を通して発見しよう



⑤デジタル・情報社会

情報を活かして
自分で考えよう



⑥意見表明・社会参画

気持ちや意見を伝えてみよう



⑦積極的に挑戦できる環境

小さなことから挑戦しよう



「淡海子ども・若者プラン」の 取組結果について



すまいる・あくしょん公式キャラクター
「にじはぴ」

第24回滋賀県子ども若者審議会 資料

令和8年(2026年)8月31日

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

淡海子ども・若者プランにおける総合目標

指標	現状	目標
子ども・若者が感じる幸せの度合い	—	R 7と比較して 上昇を目指す

子ども R 7現状：7.8点（10点満点） ※小数第2位四捨五入

対象：小学生～高校生 N=2,994人

出典：令和7年度滋賀の子どもたちの声調査

平均は7.8点であり、平均を上回る8～10点と回答した子どもが60.3%を占めるなど、全体として幸せの度合いは高い傾向にあると考えられる。一方、5点以下と回答した子どもも17.1%いた。

若者 R 7現状：6.5点（10点満点） ※小数第2位四捨五入

対象：18歳～34歳 N=1,110人

出典：第58回滋賀県政世論調査

若者の幸せの度合いは6.5点で、県民全体の6.6点と同程度の水準となっている。一方、5点以下と回答した若者も30.7%いた。

今後は、平均点の上昇だけでなく、5点以下と回答した子ども・若者の割合にも着目しながら、子ども・若者の幸せの度合いの向上を目指す。

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策1 子どもの権利が守られる社会づくり

(1) 子どもの権利が守られる社会づくり					
施策の方向性					
子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利の保障に必要な環境の整備に取り組みます。子どもに関わる施策について、子ども自身が子どもの権利について知って理解する機会を設けるとともに、子どもの社会参画を促し、子どもの意見を聴き、反映する仕組みを作り、子どもの権利が守られる社会の実現に向けた取組を推進します。					
政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標(上段) 年次実績(下段)		所管
	数値 (現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
子どもの権利が守られていると感じる人の割合			 47.2	R7と比較して 上昇を目指す	子ども若者 政策・私学 振興課
評価と課題、今後の対応等	評価				
	課題、今後の対応等				

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策1 子どもの権利が守られる社会づくり

事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
普及啓発に係る出前講座の開催回数				延べ60回	子ども若者 政策・私学 振興課
			5回（12月開始）		
	令和7年度までの取り組み 令和7年4月に施行した「滋賀県子ども基本条例」をはじめ、子どもの権利への理解を深めることを目的に令和7年度より事業を実施。令和7年度は事業開始初年度として、申込から講座実施のフローや講座内容の検討、令和7年10月設置の「滋賀県子どもの権利委員会」委員との講師調整等を行ったうえで、令和7年12月よりスタートし、講座を5回実施した。		評価、課題、今後の対応等 ・事業開始初年度として、講座実施までのフローや講座内容の検討、講師となる「滋賀県子どもの権利委員会」との連携体制の構築など、出前講座の基礎的なところを固めるとともに、講座を5回実施することができた。 ・現在は子どもに関わりの深い学校や子どもに関わる団体を中心に広報を行い出前講座を実施しているが、社会全体に条例の趣旨や子どもの権利への理解を広めていくために、企業等も含めた多様な主体への情報発信を強化していく必要がある。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
子どもの権利委員会が調査・調整を行った案件数				新規案件累計27件	子どもの権利 室
			申立件数4件		
	令和7年度までの取り組み 滋賀県子ども基本条例に基づく、「滋賀県子どもの権利委員会」を令和7年10月1日に設置し、子どもの権利侵害があるとして調査等の申立のあった事案に対し、委員会による対応協議、担当委員による調査・調整を実施した。		評価、課題、今後の対応等 ・「滋賀県子どもの権利委員会」を新たに立ち上げ、子どもの権利侵害に対する相談対応や関係者調整等を行う体制を構築し、子どもの権利侵害の救済申し立てを受け、調査・調整等を行うことができた。 ・一方、「こころんだいやる」への相談は多数寄せられているが、申し立てに至る事案は限定的であることから、委員会の存在や役割・機能について広く周知していく必要がある。 ・また、申し立てを受けた4件すべてが保護者や関係機関との調整に時間を要していることから、今後も継続的に、事案の終結に向けた調整を図っていく必要がある。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

(1) 多様な遊びや体験の機会の確保、社会参画活動の活性化	
施策の方向性 遊びや体験活動は子ども・若者の健やかな成長の原点であり、行政、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、子ども・若者が年齢や発達に応じて、自然体験や職業体験、文化芸術体験、伝統的な祭礼等の地域行事をはじめとした多様な体験に加え、外遊びを含む様々な遊びができる機会づくりに取り組みます。 様々な社会課題の解決に取り組む団体や、地域において子どもや若者が主体となって実施する活動の充実を図るとともに、自らがリーダーとなって主体的な活動に取り組むことができる子ども・若者の育成を図ります。	
(2) 「夢と生きる力」を育む学校教育等の充実	
施策の方向性 一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育んでいきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、社会をけん引することができる資質を育成することによって、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、各学校においては、一人ひとりに寄り添い教育活動を展開します。	
(3) 子ども・若者の居場所づくり	
施策の方向性 全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに取り組みます。	
(4) 若者の希望を叶えるための取組	
施策の方向性 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。 若者が社会の一員として能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立できるための支援や、高等教育機関等との連携による若者の主体的な活動や社会参画の機会の確保、結婚を希望する若者に対する支援など、若者のニーズを踏まえ、その希望を叶えるための施策を推進します。	
(5) 子ども・若者の健全な育成環境の整備等	
施策の方向性 子ども・若者の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から子ども・若者を保護するとともに、子ども・若者が自らのもつ力を発揮しながら、健やかに成長するための環境を整備します。	

政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度) 数値 (現状)	令和6年度 (2024年度) 数値	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
子どもの教育環境が整っていると 感じる人の割合	44.4% [R2～5の平均]	44.4%	 43.2%	53.1%を超える	教委・教育 総務課
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合	44.3% [R2～5の平均]	46.7%	 49.3%	46.9%	子ども若者 政策・私学 振興課

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

評価と課題、今後の対応等	評価
	●子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合については、令和5年度以降、横ばいの結果となっており、目標の達成に向け、割合向上に努める必要がある。 ・令和4年度策定の「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」に基づき各県立高等学校の魅力化の取組を推進しており、令和7年度に伊香高等学校に「森の探究科」、守山北高等学校に「みらい共創科」を新設したり、小中学校で「読み解く力」の視点を踏まえた授業改善が図れるよう、学校訪問による各学校の状況に応じた指導助言を行ったほか、校内研究の中核となる教員に対する研修を実施する等、子どもの教育環境の整備を進めているところ。また、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置、部活動指導員の配置拡充、小学校での教科担任制の拡充、学校閉庁日夏冬15日間の実施など、日々子どもたちと向き合う教職員の働き方改革も進めている。 ●一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合については、令和7年度には目標値を超えている。 ・環びわ湖大学・地域コンソーシアムが実施する各大学による科学体験やモノづくり体験などの「理系人材育成体験プログラム」を支援し、理系人材の裾野拡大に寄与する取組を進めている。 ・(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金において、県内大学の農業系学部(滋賀県立大学、龍谷大学)を対象に「滋賀の農業最前線体感講座」や就農相談窓口対応を実施するなど、職業選択肢としての農業に対する関心を高める取組を行った。 ・SNSの活用、大学との連携強化等による接点強化やwebサイトの運営強化、ハローワークとの連携強化により、若年者向け就労支援機関であるしがジョブパークの利用促進を図るとともに、しがジョブパークにおいて、キャリアコンサルタントによる相談対応、企業とのマッチングイベントの開催、キャリア教育等を目的としたセミナーの開催を行った。 ・訓練職種に関連する製造業等への就職を支援するとともに、就労経験のない者に対して、就職支援アドバイザーによる就職につなげるための支援を行った。 ・滋賀県の地域課題の解決をビジネスにつなげるローカルベンチャーの取り組みに対して事業費の助成・伴走支援を行っているところであり、R7は事業の成長段階に合わせた支援を実施し、8者のローカルベンチャーが創出され、一定の成果があった。
	課題、今後の対応等 ●子どもの教育環境が整っていると感じる人の割合について ・「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」に基づいた魅力と特色ある教育活動に取り組みや、多様な人材の活用やICTの活用を更に進めること等に加え、文部科学省の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」を活用した改革先導拠点(高校)の構成を行う等、更なる教育環境整備を進めていく。 ●一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合について ・本県が抱える地域課題の解決に、県内大学の学生が地域等と連携して取り組む事業への支援や、環びわ湖大学・地域コンソーシアムが進める理系的素養のすそ野拡大に向けた環境づくりを更に後押しする。 ・職業選択肢としての農業に対する関心を高めるため、就農準備講座等を引き続き実施するとともに、若い世代に対する職業選択肢としての農業の認知度向上に向け、現地ツアーや農業法人でのインターンシップの機会を設けていく。 ・各関係機関との連携を引き続き強化し、しがジョブパークの利用を促進するとともに、キャリア教育および企業とのマッチング等による就労支援を行う。 ・資格取得を含めた訓練指導を行うとともに、就職支援アドバイザーによる就職先企業の開拓・紹介等を通じて企業とのマッチングを図り、就労支援を行う。 ・滋賀県の地域課題の解決をビジネスにつなげるローカルベンチャーについては、採択事業者は事業経験が少ないことが多く、計画通りに進まないことも多いため、伴走支援者のサポートが重要となってくる。

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
しがこども体験学校参加団体数	184団体	190団体	191団体	220団体	子ども若者 政策・私学 振興課
	令和7年度までの取り組み 滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実を図るため、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとして、「地域が学校、住民が先生」という考えのもと、人・自然・文化等に直接触れる「しがこども体験学校」の体験プログラムを充実し、様々な実体験をととして子どもの豊かな人間性や社会性を育む事業を実施している。		評価、課題、今後の対応等 ・「しがこども体験学校」の参加団体は目標には届かなかったものの、年々増加しており自然・人・文化等に触れる様々なプログラムを展開し、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことに寄与している。 ・一方、地域によって「しがこども体験学校」の参加団体数に差があるため、参加団体数が少ない地域を中心に事業の周知に努め、子どもたちの体験活動の充実につなげていきたい。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	(202箇所)	231箇所	262箇所	直近の県内市町立 小学校数	子ども若者 政策・私学 振興課
	令和7年度までの取り組み 子ども食堂を運営するスタッフらの交流会を開き、情報交換(食材・資金の確保や困りごと等)や、運営にあたって必要な知識となる助成金や衛生管理等についてのワークショップの開催を支援した。		評価、課題、今後の対応等 ・「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施し、昨年と同じく地域の中での子どもたちの居場所の確保につながっている。 ・今後、「遊べる・学べる子ども食堂」の開設数が少ない地域や0の地域を中心に取組の周知に努め、各小学校区に1以上の子ども食堂の開設を目指し、子どもたちの居場所の確保につなげていきたい。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 子ども・若者の健やかな育ちや希望を叶えるための取組

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
しがジョブパークの利用者数	14,608人	16,940人	15,589人	15,000人	労働雇用政策課
	令和7年度までの取り組み キャリアコンサルタントによる相談対応や、企業とのマッチングイベントの開催(就職説明会、インターンシップ)、キャリア教育等を目的としたセミナーの開催を実施した。		評価、課題、今後の対応等 ・売り手市場化や就職活動手法の多様化が進む中、SNSの活用、大学との連携強化等による接点強化やwebサイトの運営強化、ハローワークとの連携強化により、目標数値を達成した。 ・今後も引き続き、目標を達成するため、各関係機関との連携を強化する。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」でのマッチング数	1,237組	1,344組	1,492組	1,400組	子ども若者政策・私学振興課
	令和7年度までの取り組み 結婚を希望する方の希望を叶えるため、令和4年度に設置・構築したしが・めぐりあいサポートセンターとマッチングシステムを運用した。また、当事業により県内自治体で実施している結婚相談事業との連携を促進した。		評価、課題、今後の対応等 ・令和7年度に目標を達成し、結婚を希望する方の出会いの機会を一定創出できている。 ・今後も引き続き、しが・めぐりあいサポートセンターの認知度向上を図り、マッチングシステム内の会員数およびマッチング数を増やしていく。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
携帯電話等フィルタリング設定率	73.1%	90.9%	71.2%	95.0%	子ども家庭支援課
	令和7年度までの取り組み 一年に一度、滋賀県内の携帯電話販売店に対しフィルタリングの利用状況を調査し、実態把握をしている。 市町の青少年補導センター職員が携帯販売店に対し立入調査等を実施し、フィルタリング設定を推奨するよう依頼している。		評価、課題、今後の対応等 ・県のインターネット調査や市町の青少年補導センター職員による立入調査等の機会を通じて、携帯電話販売店に対しフィルタリング設定を推奨するよう依頼し続けた結果、携帯販売店は青少年や保護者に対し、確実に周知し意向を確認するようになった。 ・フィルタリングが設定出来なかった理由の大多数が「保護者が不要と判断した」であるため、引き続き、携帯電話販売店に対して、契約者(保護者)へのフィルタリング設定の推奨を徹底するよう依頼するとともに、利用者である子どもや保護者にフィルタリングの必要性を理解させるようさらなる啓発活動を行う必要がある。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

(1) 社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援					
施策の方向性 ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、ヤングケアラーの子ども・若者など、困難な状況にある子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、社会的障壁を取り除くことに努めるとともに、こうした子ども・若者を支援する団体等への支援を行います。また必要な支援を必要とする子ども・若者に届けるための広報・周知に取り組みます。					
(2) 非行少年等への対応					
施策の方向性 非行を行った子どもやいじめの加害者等に対して、その背景にある子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで必要な支援についてアセスメントを行い、適切な役割分担を行ったうえで支援に取り組みます。					
政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度) 数値	令和6年度 (2024年度) 数値 (現状)	目標(上段) 年次実績(下段)		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合		小学生 70.2% 中学生 68.9%	 小学校 73.3 中学校 75.3	R6と比較して 上昇を目指す。	教委・幼小 中教育課
評価と課題、今後の対応等	評価 ・令和7年度(2025年度)に実施された全国学力・学習状況調査の結果、「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合は、令和6年度(2024年度)と比較して小学校では3.1ポイント増加、中学校では6.4ポイント増加した。 ・計画的な教育相談だけでなく、日ごろの声かけにより子どもの話を聴くことを心掛けるよう市町・学校訪問等の際に説明や助言を丁寧に行う。また、実践された好事例についても周知を図ることにより、小中学校いずれについても、目標達成となった。				
	課題、今後の対応等 ・児童生徒が「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と肯定的に捉えるためには、日ごろからの教師と子どもとの関係づくりが大切である。そのため、悩みを持つことは悪いことではなく誰でも悩むことはあると伝えておくことや、子どもの目線に立った関わりを意識し、児童生徒理解に努めること等が重要である点を学校が啓発することはもちろんのこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー事業の中でも啓発し、一層の展開を図る。				

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件	42,672件	44,395件	44,245件	教委・幼小 中教育課
	令和7年度までの取り組み 専門的な知識をもつ公認心理師や臨床心理士等をすべての公立中学校・義務教育学校・高等学校、公立小学校35校、特別支援学校8校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員への指導・助言にあたる。		評価、課題、今後の対応等 ・令和7年度の相談件数は目標値を超える高い水準であり、子ども支援の充実につながっている。 ・相談件数の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSCの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くよう、効果的な活用について啓発する。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件	5,998件	8,741件	5,300件	教委・幼小 中教育課
	令和7年度までの取り組み 不登校等の課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。		評価、課題、今後の対応等 ・令和7年度の相談件数は昨年度に引き続き目標値を超える高い水準であり、子ども支援の充実につながっている。 ・相談件数の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSSWの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くとともに、教員の実践力向上を図れるよう、効果的な活用について啓発する。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
ヤングケアラー支援に係る関係機関職員研修の参加者数	181人	171人	227人	180人 事業廃止	子どもの育ち 学び支援課
	令和7年度までの取り組み 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員が子ども若者ケアラーについて学ぶための研修を委託により実施。		評価、課題、今後の対応等 ・ヤングケアラーは本人や家族に自覚が持ちににくいこと等から支援が必要であっても表面化しにくいと、周囲が気づき支援につなぐ必要があるが、本研修により福祉・介護・教育等の様々な分野の関係者に学んでもらうことができた。 ・令和8年度からは本研修は実施せず、子ども・若者支援地域協議会で行う基礎研修の中でヤングケアラー支援についても取り扱う。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 きめ細かな対応が必要な子ども・若者への支援

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
ひきこもり支援施策推進会議の開催回数		2回	 2回	2回	障害福祉課
	令和7年度までの取り組み 令和6年度より「滋賀県ひきこもり支援施策推進会議」を設置し、ひきこもり支援の充実を図り、総合的な支援の在り方を検討している。		評価、課題、今後の対応等 ・県全体としてのひきこもり支援の課題や強み、また先進的な市町の取り組みの共有等、県全体としてのひきこもり支援の在り方について検討する場となっている。 ・ひきこもりの支援に関わって、様々な機関との連携が必要になってきている。これまで、保健所により各圏域の実態把握を行い、市町代表者にも委員として意見を求める場としていたが、今後は、各市町からそれぞれ出席いただき市町、保健所、県機関の連携を図っていくとともに、市町におけるひきこもり支援の充実に向けバックアップを行う。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	65.6% (R1-R5平均 72.2%)	62.5%	 87.8%	80.0%	子ども家庭支援課
	令和7年度までの取り組み 県内の青少年立ち直り支援センター(9か所)において、少年一人ひとりの状況等に応じた支援プログラムを実施し、就学や就労などにつなげた。		評価、課題、今後の対応等 ・少年一人ひとりが抱える背景や課題、ニーズ、能力、適性等に応じたきめ細かな指導を行った。 ・少年への支援を行うとともに、保護者を含む家族への支援や少年および家族を取り巻く環境を支援するため、市町の福祉部門や医療機関、保護観察所などの関係機関との連携を強化し、それぞれの機関の役割を明確にした支援を行う必要がある。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策4 社会的養育の推進

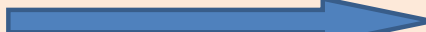
(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化
施策の方向性 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 保育所や幼稚園、教育委員会と連携し、幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育、思春期以降のプレコンセプションケアの推進等により、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応
施策の方向性 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。【再掲】
(3) 子どもの保護・ケア
施策の方向性 「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。 施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行います。 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して生活ができるよう、年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。 施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際に、子ども自身が権利の主体者であることを伝えた上で、子どもへの意見聴取や社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。
(4) 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化
施策の方向性 子どもや家族の意見・意向を尊重し、その状況等を踏まえた上で、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の再構築に取り組んでいきます。 施設等を退所したのちも、安定した社会生活を送ることができるよう、子どもの希望や意向を尊重しながら、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化
施策の方向性 児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化を計画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談体制の強化を図ります。 児童虐待防止対策を更に進めていくため、センター職員の人材確保や専門性の向上、定着支援に向けた取組を推進します。 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進による業務の効率化・省力化等について検討を進めます。 児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、必要な支援を行います。

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策4 社会的養育の推進

政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度) 数値 (現状)	令和6年度 (2024年度) 数値	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
			 — ※次期調査は R8年度実施	100.0%	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる。」と感じている子どもの割合	67.1%	64.7%			子ども家庭 支援課
評価と課題、今後の対応等	評価				
	・里親や児童養護施設等で生活している子どもを対象としたアンケートの結果、「安心して暮らすことができる。」と回答した児童の割合は64.7%となり、前年度からやや減少となった。 ・これまでから、社会的養護のもとで暮らす子どもの意見表明等支援に取り組んできており、令和7年度には、児童養護施設入所時等に子どもに配付している「子どもの権利ノート」を改訂し、子どもの権利擁護の理解促進を図った。				
	課題、今後の対応等 ・児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移し、相談内容は複雑化・困難化している状況にあり、県内の子ども家庭相談体制のさらなる充実に取り組む必要がある。 ・引き続き、市町や関係機関等との連携のもと、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組むとともに、「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託や、施設の小規模化等に向けた支援を行う。また、社会的養護のもとで暮らす子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進する。				
事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度) 数値(現状)	令和6年度 (2024年度) 数値	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
			 — 16団体	25団体	
地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 賛同企業・団体数	18団体	22団体			子ども家庭 支援課
	令和7年度までの取り組み 毎年度11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心に子どもを虐待から守るメッセージリボンである「オレンジリボン」により広報啓発を実施している。		評価、課題、今後の対応等 ・市町や関係機関・団体、民間企業等との協働のもと、児童虐待防止に向けた啓発に取り組むことができた。 ・引き続き、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むための取組を進める。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策4 社会的養育の推進

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	78.1% [R4]	76.4% [R5]	 74.2%[R6]	90.0%	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み		評価、課題、今後の対応等		
	子育て女性健康支援センターでの相談支援、産後ケア事業の集合契約化、1か月児健診の開始(集合契約)、妊娠時からの伴走型相談支援(市町)を実施した。		・市町で伴走型相談支援を母子健康手帳交付時から出産や育児まで切れ目なく実施。産後ケアは令和5年度からユニバーサル化し、県内は令和7年度から集合契約化し利用しやすい環境を整備した。環境は整ってきているが、割合が減少しているため、相談先としての認知や解決の実感に結び付いていないことが伺える。 ・支援が必要なところに迅速に対応するため引き続き気軽に相談できるようポピュレーションアプローチに取り組む必要がある。		

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
養育里親の新規登録者数（世帯）	21世帯	15世帯	 4世帯	各年度21世帯以上の 新規登録	子ども家庭支援課
	令和7年度までの取り組み		評価、課題、今後の対応等		
	里親支援体制を強化するため、里親支援センターと連携し、里親等養育支援業務やリクルート業務等を実施した。		・令和7年度末時点における里親登録家庭数は229世帯と14世帯減少した一方で、里親委託率は34.9%となっており、全国平均と比較して高い水準となっている。 ・子どもの最善の利益の実現のため、最適なマッチングができるよう、里親支援センターをはじめとする関係機関と協働し、里親制度の普及啓発・リクルートを推進する。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策4 社会的養育の推進

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
地域養護推進事業における支援計画策定率	34.2%	36.0%		増加 -	子ども家庭 支援課
	令和7年度までの取り組み		評価、課題、今後の対応等		
	県内2か所(彦根市・守山市)に拠点を設置し、児童養護施設等を退所後もなお社会的な自立支援が必要な者等に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して生活支援、就労支援、居場所づくり等を実施した。		・児童養護施設等を退所後もなお社会的な自立支援が必要な方々への支援・居場所づくりに取り組んだ。 ・要綱改正に伴い、支援計画の策定は対象者を「児童養護施設等退所者等」から「継続的に支援が必要である者」へと変更した。引き続き社会的な自立支援が必要な方々へ支援等を行い、地域社会における社会的自立の促進に努める。		

要綱改正に伴い、
対象者を変更

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
こども家庭センター設置数	2市	11市町		全市町	子ども家庭 支援課
	令和7年度までの取り組み		評価、課題、今後の対応等		
	令和6年度以降、未設置の市町向けの説明会、設置の有無を問わない意見交換会、職員向けの研修会などを実施した。		・令和9年度には全市町で設置予定。 ・設置後の円滑な運営(母子保健部門と児童福祉部門のよりスムーズな連携、サポートプランを活用した有効で切れ目のない家族支援など)に向けた、継続的な支援(研修や意見交換の機会の提供等)が必要。 ※令和8年度には18市町が設置済み。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援
施策の方向性 学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。
(2) 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援
施策の方向性 貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
施策の方向性 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および就労を希望する子どもに対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。
(4) 世帯の生活を支えるための経済的支援
施策の方向性 世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進めます。

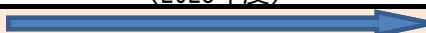
政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標(上段) 年次実績(下段)		所管
	数値	数値 (現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
生活保護(教育扶助)や就学援助を必要とする児童生徒の割合	12.0% [R4]	11.8% [R5]	11.8% [R6]	10.0%未満	子ども家庭支援課
評価と課題、今後の対応等	評価 ・滋賀県における小学校児童数・中学校生徒数における教育扶助受給人数・就学援助の受給割合は、令和5年度は、12.0%であったが、令和6年度、7年度は、11.8%となり、微減となっている。				
	課題、今後の対応等 ・引き続き、関係機関と連携し、世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進めるのにあわせ、「子どもの貧困の解消に向けた庁内連携会議」において、情報や課題の共有を図りつつ、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進していく。				

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

事業目標

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
スクールカウンセラーへの相談件数(のべ)	40,125件	42,672件	44,395件	44,245件	教委・幼小 中教育課
	令和7年度までの取り組み 専門的な知識をもつ公認心理師や臨床心理士等をすべての公立中学校・義務教育学校・高等学校、公立小学校35校、特別支援学校8校に配置し、児童生徒へのカウンセリング、教員への指導・助言にあたる。		評価、課題、今後の対応等 ・令和7年度の相談件数は目標値を超える高い水準であり、子ども支援の充実につながっている。 ・相談件数の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSCの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くよう、効果的な活用について啓発する。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
スクールソーシャルワーカーの支援件数(のべ)	4,500件	5,998件	8,741件	5,300件	教委・幼小 中教育課
	令和7年度までの取り組み 不登校等の課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。		評価、課題、今後の対応等 ・令和7年度の相談件数は昨年度に引き続き目標値を超える高い水準であり、子ども支援の充実につながっている。 ・相談件数の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSSWの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くとともに、教員の実践力向上を図れるよう、効果的な活用について啓発する。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.4% R4. 4. 1現在	92.2% R5. 4. 1現在	集計中 ※令和8年10月確定見込	99.0%	健康福祉政 策課
	令和7年度までの取り組み 毎年度開催しているケースワーカー新任研修会や生活保護法指導事務監査で制度の周知と活用について周知した。		評価、課題、今後の対応等 ・現状では、未達成。 ・生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学料を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られている。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策5 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4%	2.6%			健康福祉政策課
	R4. 4. 1現在	R5. 4. 1現在	集計中 ※令和8年10月確定見込		
	令和7年度までの取り組み 毎年度開催しているケースワーカー新任研修会や生活保護法指導事務監査で制度の周知と活用について周知した。		評価、課題、今後の対応等 ・現状では未達成。 ・生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学金を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られている。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	20.7%	35.8%			健康福祉政策課
	R4. 4. 1現在	R5. 4. 1現在	集計中 ※令和8年10月確定見込		
	令和7年度までの取り組み 毎年度開催しているケースワーカー新任研修会や生活保護法指導事務監査で制度の周知と活用について周知した。		評価、課題、今後の対応等 ・現状では未達成。 ・全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
こどもの生活・学習支援事業実施市町数	6市	7市			子ども家庭支援課
			9市		
	令和7年度までの取り組み ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や居場所の提供、受験料の支援を行った。		評価、課題、今後の対応等 ・当事業を実施する市町は増加傾向にあり、令和7年度では全13市中9市が事業を実施した。 ・事業が拡充され、進路選択に活かすための体験学習の実施や受験生に対する学習支援の追加開催など対象となるメニューが増加したため、未実施の市に事業の活用を検討するよう促していく。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策6 ひとり親家庭への支援の推進

(1) 生活の安定と自立のための経済的支援					
施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱えるなか、公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援および児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。					
(2) 自立のための就労支援					
施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。					
(3) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援					
施策の方向性 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児・病後児保育および一時預かり等の子育て支援策や、家事援助等生活面のサポート等を着実に推進します。					
(4) きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発					
施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、必要としている情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制を充実します。					
政策目標					
指標	令和5年度 (2023年度) 数値	令和6年度 (2024年度) 数値 (現状)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
母子家庭の暮らし向きに対する意識、父子家庭の暮らし向きに対する意識	母子：67.0% 父子：61.2% (計：66.1%)	—	— ※次期調査は令和10年度に実施	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の合計した率(R10)	子ども家庭支援課
評価と課題、今後の対応等	評価 ・児童扶養手当受給者を対象として実施した「令和7年度ひとり親家庭における物価高騰対策支援事業」にて実施したアンケートによると、「生活状況をどう感じているか」の質問に対し、「大変苦しい」「苦しい」の割合が83.6%となった。 ・物価高騰により、各種支援制度の活用的重要性が高まってきている。				
	課題、今後の対応等 ・ひとり親家庭が必要とする情報や支援が届くように、広報誌やホームページ、SNSを活用し、情報提供や相談窓口の周知を行う。				

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策6 ひとり親家庭への支援の推進

事業目標

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数	121人	114人		650人 (R7～R11累計)	子ども家庭支援課
			92人		
	令和7年度までの取り組み 相談 およびプログラム策定により、多くのひとり親家庭に就労支援を行った。		評価、課題、今後の対応等 ・より効果をあげるため、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関とをつなぐコーディネーターを設置するなど、就労支援に重点的に取り組んだ。 ・今後もセンター事業の周知等に努め、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めるとともに、支援が届きにくい方、支援を必要としている方に必要な情報を届けることができるよう、SNSの活用など時代に即した提供方法を行う。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
養育費を受け取っている母子家庭の割合	40.8%	—		67.0%	子ども家庭支援課
			— ※次期調査は令和10年度に実施		
	令和7年度までの取り組み 養育費履行確保等事業により、養育費の取り決めの際に必要な公正証書の取得にかかる費用を支援することで、養育費の受給向上に努めている。		評価、課題、今後の対応等 ・公正証書作成等経費補助について、令和7年度は4件の申請があった。 ・養育費履行確保等事業には、公正証書作成等経費補助以外にも様々なメニューがあり、利用促進に向けて、情報の周知に努める。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高校等への進学率)	96.7%	—		99.0%	子ども家庭支援課
			— ※次期調査は令和10年度に実施		
	令和7年度までの取り組み 高校生が活用できる奨学金制度の周知に努めている。		評価、課題、今後の対応等 ・ひとり親家庭等のしおりにて、奨学金制度の周知を行った。 ・より多くのひとり親家庭に情報を届けることができるよう、SNSの活用など時代に即した提供方法を行う。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策6 ひとり親家庭への支援の推進

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
ひとり親家庭の子どもの進学率 (大学等への進学率)	70.5%	—	 —	83.8%	子ども家庭 支援課
	令和7年度までの取り組み 大学生が活用できる奨学金制度の周知に努めている。		評価、課題、今後の対応等 ・ひとり親家庭等のしおりにて、奨学金制度の周知を行った。 ・より多くのひとり親家庭に情報を届けることができるよう、SNSの活用など時代に即した提供方法を行う。		

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
こどもの生活・学習支援事業実施 市町数(再掲)	6市	7市	 9市	全市町	子ども家庭 支援課
	令和7年度までの取り組み ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や居場所の提供、受験料の支援を行った。		評価、課題、今後の対応等 ・当事業を実施する市町は増加傾向にあり、令和7年度では全13市中9市が事業を実施した。 ・事業が拡充され、進路選択に活かすための体験学習の実施や受験生に対する学習支援の追加開催など対象となるメニューが増加したため、未実施の市に事業の活用を検討するよう促していく。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策7 安心・安全な子育て環境の整備

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

施策の方向性

子育てに対する自信や安心感を持ち、安全・安心に子どもを生み育てられるよう、子どもの頃からのプレコンセプションケアを推進するとともに、不妊や不育の治療および妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援の充実を図り、子どもが健やかに成長できるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の保持増進のための取組が必要です。

(2) 全ての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

施策の方向性

全ての子育て家庭について、子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対することも誰でも通園制度や一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図るとともに、県民、地域の活動団体、企業、行政など様々な主体が子育てにともにに関わり、支える地域づくりが必要です。

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

施策の方向性

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることは、子どもの健全な成長を促すうえで重要です。
このため、潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置が必要です。
また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上が必要です。

(4) 子どもが安心して暮らせる・子育てにやさしいまちづくり

施策の方向性

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育て、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

(5) 仕事と子育ての両立支援

施策の方向性

男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりが必要です。

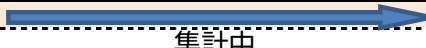
政策目標

指標	令和5年度 (2023年度) 数値 (現状)	令和6年度 (2024年度) 数値	目標(上段) 年次実績(下段)		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% (令和2～5年度平均)	49.7%	49.4%	63%を超える	子ども若者政策・私学振興課 子育て支援課
保育所等待機児童数	169人	353人	335人	0人	子育て支援課

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策7 安心・安全な子育て環境の整備

評価と課題、今後の対応等	評価
	●子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合は横ばいないし若干の減少となっている。 ・母子健康手帳交付時から、市町では切れ目のない支援を実施。妊婦健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業の委託料の統一やルールづくり、母子保健事業の市町支援などを進めた。 ・プレコンセプションケアを推進し、学校での教育支援や啓発資料の作成、研修会や多機関が参加する会議を開催し取組の協議等を行った。 ・地域における子育て支援環境の充実のため、市町子ども・子育て支援事業計画に基づき各市町が実施する地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業等の取組への支援を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス推進登録企業制度や啓発資料の活用、多様で柔軟な働き方ができる環境整備などに取り組もうとする企業への伴走支援等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するとともに、企業における子育て支援の取組を推進している。 ●保育所等の施設整備を支援し利用定員の拡充を行うとともに、「保育士・保育所支援センター」による保育人材の確保に取り組んだが、保育ニーズの増加等もあり、保育所等待機児童数は微減に留まった。
	課題、今後の対応等 ・県内の母子保健事業の更なる円滑化を行うとともに、産後ケアを安全に利用出来るよう体制を整備する。 ・プレコンセプションケアが浸透し、子どもの頃から希望を叶えるための健康づくりが出来るよう、学校・地域・関係機関と連携しながら取組を進める。 ・多くの人が安心して子どもを生み育てることが出来る環境が整っていると感じられるよう、市町が実施する地域子育て支援事業等の取組を引き続き支援する。 ・引き続き、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進登録企業制度や仕事と子育ての両立を支援する制度の企業への一層の周知・啓発を図るとともに、多様で柔軟な働き方ができる環境整備などに取り組もうとする企業を掘り起こし、伴走的に支援することで、より多くの企業のワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、子育て支援の取組を推進する。 ・保育ニーズの更なる増加が見込まれることから、引き続き待機児童の解消に向けて、保育所等の利用定員や保育人材の確保に努めていく。

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策7 安心・安全な子育て環境の整備

事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
プレコンセプションケアについて 知っている県民の割合	2.2%	—		20.0%	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 以下の取り組みを実施した。 ・プレコンセプションケア推進会議の開催 ・プレコンセプションケア推進キャラクター作成 ・啓発動画とプレコンノートの作成と配布 ・プレコンセプションケア講師派遣事業実施		評価、課題、今後の対応等 ・全ての世代にプレコンセプションケアを知ってもらえるよう啓発資材の作成を行うとともに、特に今後妊娠・出産を含めた将来を考えていく子どもへ向けた啓発や講師派遣による専門職の講義を行った。しかし、認知度は下がっており、啓発や資材の活用が足りていないことが伺える。アプローチ方法についても検討する必要がある。 ・全ての世代に広くプレコンセプションケアを知ってもらえるよう、動画やキャラクターを活用し、啓発を行う必要がある。 ※指標調査は5年に一度 【参考】 令和7年度滋賀の医療福祉に関する県民意識調査:意味を含めて知っている 2.0%		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値	数値(現状)	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
産後ケア事業の利用率	—	滋賀県：10.1%		全国平均より高い	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 以下の取り組みを実施した。 ・産後ケア事業の集合契約化 ・委託料の変更 ・産後ケア施設安全マニュアルの策定 ・プレコンセプションケア研修会の開催		評価、課題、今後の対応等 ・集合契約に伴い、利用できる施設の幅が拡大。安全マニュアルの策定や年1回の研修受講により、安心安全に産後ケア事業を利用できるように整備を行った。 ・通所集団型に対する規定や産後ケア施設独自のオプションに対する規定など、よりよい産後ケア事業の利用に向けて検討が必要である。また、利用申請の電子化など手続きの簡素化、利用しやすさの向上に向けた取り組みが必要である。 【令和7年度実績】 令和8年8月確定見込 【全国】 令和3年度:6.1% 令和4年度:10.9% 令和5年度:15.8%		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策7 安心・安全な子育て環境の整備

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
3歳以上の認定こども園（教育標準時間認定）、幼稚園利用定員数	22,134人	21,672人	20,600人	16,203人	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 以下の取り組みを実施した。 ・認定こども園等の施設整備を支援 ・認定こども園等に対する財政的支援・利用料支援 ・保育人材の確保		評価、課題、今後の対応等 ・認定こども園等の施設整備を支援するとともに、保育人材の確保に取り組んだが、幼稚園から認定こども園への移行や、近年の保育ニーズの増加等により、教育標準時間認定の定員数が減となっている。 ・保育ニーズの更なる増加が見込まれることから、今後も教育標準時間認定の定員数減となる可能性があるが、引き続き、それぞれのニーズに対して保育所・認定こども園が適切に対応できるよう、必要な利用定員や保育人材の確保に努めていく。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
3歳以上の認定こども園（保育認定）、保育所利用定員数	23,289人	23,739人	23,760人	23,462人	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 以下の取り組みを実施した。 ・認定こども園等の施設整備を支援 ・認定こども園等に対する財政的支援・利用料支援 ・保育人材の確保		評価、課題、今後の対応等 ・増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園等の施設整備を支援するとともに、保育人材の確保に取り組むことにより、保育認定の定員数増となり、令和6年度時点で目標値を達成した。 ・保育ニーズの更なる増加が見込まれることから、引き続き、保育ニーズに対して保育所・認定こども園が適切に対応できるよう、必要な利用定員や保育人材の確保に努めていく。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策7 安心・安全な子育て環境の整備

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
3歳未満の認定こども園（保育認定）、保育所、小規模保育等利用定員数	15,809人	16,064人	15,913人	16,560人	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 以下の取り組みを実施した。 ・認定こども園等の施設整備を支援 ・認定こども園等に対する財政的支援・利用料支援 ・保育人材の確保		評価、課題、今後の対応等 ・増加する保育ニーズに対応するため、認定こども園等の施設整備を支援するとともに、保育人材の確保に取り組むことにより、令和5年度から令和6年度において定員数が200人以上増となったが、令和7年度において保育所から認定こども園への移行に伴う定員調整等により定員数が約150人減となった。 ・保育ニーズの更なる増加が見込まれることから、引き続き、保育ニーズに対して保育所・認定こども園が適切に対応できるよう、必要な利用定員や保育人材の確保に努めていく。		

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
保育従事者の離職率(定年退職や雇用期間満了での退職を除く)	7.7%	8.1%	7.4%	3.8%	子育て支援課
	令和7年度までの取り組み 「保育士・保育所支援センター」での就業継続支援研修や保育士支援相談員による相談・助言を実施した。		評価、課題、今後の対応等 ・「保育士・保育所支援センター」で保育従事者の離職防止に努めているが、離職率は微減に留まった。引き続き離職防止に向けて、「保育士・保育所支援センター」での取組の強化に努めていく。		

指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値（現状）	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の新規登録企業数(従業員数100人以下の企業)	33社	184社	132社	50社	労働雇用政策課
	令和7年度までの取り組み ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業やその取組を広く紹介することで、取組を奨励し、気運の醸成を図った。		評価、課題、今後の対応等 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数について、県労働広報紙による広報、滋賀県社会保険労務士会や滋賀労働局との連携による周知・啓発、中小企業等賃上げ人材確保環境整備応援事業との連携等により目標値を達成することができた。 ・働き方改革関連法が施行され、長時間労働の抑制や多様な働き方の実現に向けた法整備は整いつつあるが、人材面、資金面で課題のある中小企業においては、多様で柔軟な働き方ができる環境整備などの「魅力ある職場づくり」に十分取りくめていないという課題がある。そこで、「魅力ある職場づくり」に取り組もうとする中小企業の掘り起こしを図り、その取組を支援していくことで、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組を促進する。		

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 社会全体で子育てを支える環境づくりの推進

施策の方向性

県民、地域の活動団体、企業や行政など様々な主体が理解と認識を深め、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

(2) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

施策の方向性

障害の有無や国籍等に関係なく、全ての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会が必要です。
また、共生社会の実現に向け、障害のある子どもやその家族に対して、関係機関と連携し、きめ細かな支援を行う必要があります。

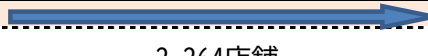
政策目標

指標	令和5年度 (2023年度) 数値 (現状)	令和6年度 (2024年度) 数値	目標(上段) 年次実績(下段)		所管
			令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
子どもを生み育てる環境が整っていると感じる人の割合	52.8% [R2~5の平均]	49.7%	 49.4%	63%を超える	子ども若者政策・私学振興課 子育て支援課
一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる人の割合	36.6% [R2~5の平均]	36.8%	 37.7%	39.3%を超える	子ども若者政策・私学振興課

○淡海子ども・若者プラン取組状況 基本施策8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

評価と課題、今後の対応等	評価 ●子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合は、以下の取組みにも関わらず、横ばいないし若干の減少となっている。 ・母子健康手帳交付時から、市町では切れ目のない支援を実施。妊婦健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業の委託料の統一やルールづくり、母子保健事業の市町支援などを進めた。 ・プレコンセプションケアを推進し、学校での教育支援や啓発資料の作成、研修会や多機関が参加する会議を開催し取組の協議等を行った。 ・地域における子育て支援環境の充実のため、市町子ども・子育て支援事業計画に基づき各市町が実施する地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業等の取組への支援を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス推進登録企業制度や啓発資料の活用、多様で柔軟な働き方ができる環境整備などに取り組みもうとする企業への伴走支援等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するとともに、企業における子育て支援の取組を推進している。 ●一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合については、令和7年度には目標値を超えている。 ・環びわ湖大学・地域コンソーシアムが実施する各大学による科学体験やモノづくり体験などの「理系人材育成体験プログラム」を支援し、理系人材の裾野拡大に寄与する取組を進めている。 ・(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金において、県内大学の農業系学部(滋賀県立大学、龍谷大学)を対象に「滋賀の農業最前線体感講座」や就農相談窓口対応を実施するなど、職業選択肢としての農業に対する関心を高める取組を行った。 ・SNSの活用、大学との連携強化等による接点強化やwebサイトの運営強化、ハローワークとの連携強化により、若年者向け就労支援機関であるしがジョブパークの利用促進を図るとともに、しがジョブパークにおいて、キャリアコンサルタントによる相談対応、企業とのマッチングイベントの開催、キャリア教育等を目的としたセミナーの開催を行った。 ・訓練職種に関連する製造業等への就職を支援するとともに、就労経験のない者に対して、就職支援アドバイザーによる就職につなげるための支援を行った。 ・滋賀県の地域課題の解決をビジネスにつなげるローカルベンチャーの取組みに対して事業費の助成・伴走支援を行っているところであり、R7は事業の成長段階に合わせた支援を実施し、8者のローカルベンチャーが創出され、一定の成果があった。 課題、今後の対応等 ●子どもを産み育てる環境が整っていると感じる人の割合について ・県内の母子保健事業の更なる円滑化を行うとともに、産後ケアを安全に利用出来るよう体制を整備する。 ・プレコンセプションケアが浸透し、子どもの頃から希望を叶えるための健康づくりが出来るよう、学校・地域・関係機関と連携しながら取組を進める。 ・多くの人が安心して子どもを生み育てることが出来る環境が整っていると感じられるよう、市町が実施する地域子育て支援事業等の取組を引き続き支援する。 ・引き続き、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進登録企業制度や仕事と子育ての両立を支援する制度の企業への一層の周知・啓発を図るとともに、多様で柔軟な働き方ができる環境整備などに取り組みもうとする企業を掘り起こし、伴走的に支援することで、より多くの企業のワーク・ライフ・バランスの取組を促進し、子育て支援の取組を推進する。 ●一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる社会(共生社会)になっていると感じる若者の割合について ・本県が抱える地域課題の解決に、県内大学の学生が地域等と連携して取り組む事業への支援や、環びわ湖大学・地域コンソーシアムが進める理系的素養のすそ野拡大に向けた環境づくりを更に後押しする。 ・職業選択肢としての農業に対する関心を高めるため、就農準備講座等を引き続き実施するとともに、若い世代に対する職業選択肢としての農業の認知度向上に向け、現地ツアーや農業法人でのインターンシップの機会を設けていく。 ・各関係機関との連携を引き続き強化し、しがジョブパークの利用を促進するとともに、キャリア教育および企業とのマッチング等による就労支援を行う。 ・資格取得を含めた訓練指導を行うとともに、就職支援アドバイザーによる就職先企業の開拓・紹介等を通じて企業とのマッチングを図り、就労支援を行う。 ・滋賀県の地域課題の解決をビジネスにつなげるローカルベンチャーについては、採択事業者は事業経験が少ないことが多く、計画通りに進まないことも多いため、伴走支援者のサポートが重要となってくる。
---------------------	---

○淡海子ども・若者プラン取組状況
基本施策8 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

事業目標					
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
家庭教育支援チームを組織する市町数	10市町	11市町	 11市町	家庭教育支援チームを組織する市町数の増加	教委・生涯学習課
	令和7年度までの取り組み 研修会等の開催、市町への家庭教育支援アドバイザー派遣による体制づくりや取組の充実に係る支援を行った結果、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は11市町となった。		評価、課題、今後の対応等 ・組織する市町数は増加傾向にあったが、ここ数年大きな変化はない。新規チームの組織化や未設置の市町については、市町の実情に応じた導入の仕方など、担当課への具体的な伴走支援を引き続き行う必要がある。 ・市町担当者向けの研修会、家庭教育支援員の育成・人材確保のための専門的な交流会・相談会の開催、実情に応じた取組方策支援のための家庭教育支援アドバイザー派遣や県担当者による訪問などを引き続き行い、オーダーメイド支援を重視し、県域での普及をめざす。		
指標	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標（上段） 年次実績（下段）		所管
	数値(現状)	数値	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)	
淡海子育て応援団の協力事業所数	2,335店舗	2,331店舗	 2,264店舗	2,700店舗	子ども若者政策・私学振興課
	令和7年度までの取り組み 社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するため、子育てを応援するサービスを実施する事業所等を「淡海子育て応援団」として登録し、その情報を県民に発信している。		評価、課題、今後の対応等 ・長期間更新が停止していた店舗の整理を行ったことにより、令和7年度の協力事業所数は減少した。 ・協力事業者の中には閉業する店舗もあり、また新規協力事業所数が伸び悩んでいることから、改めて業界団体等への働きかけや商工労働部との連携を強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図っていく。		

滋賀県子ども・若者基金について

1. 目 的

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図る。

2. 想定している事業

- ① 子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ② 家庭や地域での安心・安全な子育て環境づくりを図る取組
- ③ 特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④ 子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤ 結婚・出産・子育ての希望を叶える取組(少子化対策の取組)
- ⑥ 困難な環境にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

3. 基金充当事業の考え方

令和7年度の充当事業については、施策構築方針にある「子ども・子ども・子ども」の考え方(ひとりの主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」のそれぞれの視点から、あらゆる施策の中心に子どもを置いて子ども施策を考えること)を基本としている。

充当事業は、県政経営会議における議論を踏まえ、重点的に取り組むべきと判断した取組を優先的に採択したところ。

4. 令和7年度滋賀県子ども・若者基金充当事業実績

- ✚ 「すまいる・あくしょん」アイデアソン事業(決算額 2,957,740 円、基金充当額 2,957,740 円)
- ✚ すまいる・あくしょん普及啓発(決算額 5,005,000 円、基金充当額 1,719,727 円)
- ✚ しが出会いサポート地域連携推進事業(決算額 22,889,000 円、基金充当額 345,000 円)
- ✚ 滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業(決算額 2,890,800、基金充当額 382,800 円)

他 74 事業(決算額 368,590,129 円、基金充当額 172,981,817 円)

令和7年度滋賀県子ども・若者基金充当事業実績報告書

<繰入金充当分>

所属名	事業名	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業概要	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	事業評価
国際課	ミシガン州若者交流支援事業	201,360	201,360	姉妹州であるミシガン州への県内大学生の留学を促進するため、県内大学の留学担当者のミシガン州への現地視察を実施し、姉妹州ならではの留学プログラム策定につなげる。プログラム策定を受けて、令和8年度以降の留学生派遣に繋げる。	・姉妹州に留学することにより、今後の県内の姉妹友好交流や国際交流活動を広げていくグローバル人材を育成 ・留学先の選択肢の少ない大学に在籍する大学生が世界につながる機会を創出	滋賀県立大学で米国での短期研修プログラムを担当している真島アマンダ講師に現地での可能性調査に協力いただき、3月に3日間の調査を行った。	時期や方法については考慮が必要であるが、現地大学については概ね前向きな反応であり短期研修については検討可能性がある。ただし、すでに各大学で実施しているプログラムとの差別化や費用面など解決すべき課題もある。	○
文化芸術振興課	滋賀キッズミュージアムネットワーク事業	3,372,554	3,372,554	子ども向け体験プログラムを実施している県内美術館等が連携する「滋賀キッズミュージアムネットワーク」を中心に、子ども・若者が県内各地で文化芸術に触れる機会を創出するため、県北部にてイベントを実施する。	次世代を担う子ども・若者が文化芸術に触れることで、豊かな感性や創造力、自分らしく生きる力を育み、文化を担う人材育成に貢献する。	・イベント名「こほくキッズミュージアム」 ・開催日時 令和7年10月11日(土) 10:00～15:30 ・開催場所 文化産業交流会館 ・ワークショップ出展団体 10団体 ・ワークショップ参加人数(延べ)1,293人	美術館・博物館等の学芸員によるワークショップを実施し、子ども達に様々な文化体験を提供する機会となった。 来場者アンケートでは、ものづくりが出来て嬉しかったという意見が見受けられ、芸術に触れる楽しさを発信できた。	◎
文化芸術振興課	劇場へ行こう！集まれ 未来のパフォーマー（びわ湖ホール大ホールを活用した子ども・若者による演奏・表現機会の創出事業）	498,351	498,351	人口減少等により、音楽、ダンス、芝居、古典芸能といった舞台芸術に取り組む子どもたちの発表・活躍の場が減少している現状に対し、舞台芸術の振興普及に繋げるため、びわ湖ホールを舞台に子どもたちが表現できるイベントを開催する。	子どもたちの舞台芸術への意欲を醸成し、創造・表現する楽しさを通じて豊かな感受性を育むとともに、舞台芸術全体の振興普及に貢献する。	・公演名 びわ湖ホール 劇場へ行こう！ 来たれ未来のパフォーマー ・開催日時 令和7年9月21日(日) 10:00～17:30 ・開催場所 びわ湖ホール大ホール ・出演者 3歳から24歳までの若手パフォーマー36組(総勢214名)	3歳から24歳までの若手パフォーマー36組(総勢214名)が出演し、ピアノ、歌唱、楽器演奏、ダンス、空手演武など、多岐にわたるジャンルのパフォーマンスを披露。国内有数の舞台設備を有するびわ湖ホール大ホールの舞台で、未来のアーティストたちが日ごろの練習の成果を発表する貴重な機会となった。 また、来場者アンケートでは、ホールに初めて来たという意見も多数見受けられ、びわ湖ホールの魅力を新たな層へ発信する好機となった。	◎
環境政策課（琵琶湖博物館）	バス駐車区の区画線整備事業	792,000	792,000	当館は多数の学校団体にご利用いただいており、子どもたちのバス乗降時における安全確保を図るため、バス駐車区画線の整備を行う。	長年の使用にともなう経年劣化や摩耗等によってバス駐車場の区画線等が消えてしまっていたことから、当該区画線等を新たに引き直して視認性を向上させることでバス駐車場内での駐車・乗降の安全性を高め事故を回避する。	視認性の高い白色のラインを引いたほか、一時停止の箇所には黄色ラインを引くなど、視認性が高まるような引き直しを行った。 また、利用しやすいよう各駐車スペースの幅についても調整を行った。	当該区画線の引き直しにより視認性が高まり、駐車場のしやすさが向上した。また、駐車場管理職員による駐車スペースへの誘導業務が効率化した。	○
環境政策課（琵琶湖博物館）	おむつ交換台の整備事業	557,260	557,260	赤ちゃんを抱えた家族も、安心して当館を観覧できる環境を整える。 壁設置型おむつ交換台 1台設置 可搬式おむつ交換台 2台設置	赤ちゃんを抱えた家族も、安心して当館を観覧できる。	赤ちゃんを抱えた家族も、安心して当館を観覧できる環境を整えることができた。 壁設置型おむつ交換台(2台:各163,680円)を導入したことで、これまで授乳室など特定の場所に限定されていたおむつ交換スペースが拡充され、より多くの利用者が利便性を実感できるようになった。	本事業により、赤ちゃんを抱えた家族も安心して当館を観覧できる環境を整えるという目的を達成することができた。 館内に壁設置型おむつ交換台(1台:229,900円)と可搬式おむつ交換台(2台:各163,680円)を導入したことで、これまで授乳室など特定の場所に限定されていたおむつ交換スペースが拡充され、より多くの利用者が利便性を実感できるようになった。	○
環境政策課（琵琶湖博物館）	琵琶湖や環境等について自発的に思考する(仮称)ディスカバリーシートや教員向けガイドブックの配布事業	660,385	660,385	琵琶湖と人との共存関係に関わる知識を子どもに押し付けるだけでなく、これからの琵琶湖との関わりについて、子どもとともに考えたり、子どもが主体的に探究する機会となるものを制作する。	子どもが琵琶湖博物館の展示見学を通して、琵琶湖周辺の環境との関わりに関心を持てるよう、ディスカバリーシートや教員向けガイドブックを作成し、県内の小・中学校、特別支援学校に送付し、学校現場で活用していただく。	当課作成の二種類の配布物は、県内の小中学校、特別支援学校、および各教育委員会に送付しており、当館の下見時に資料としての貸出や教職員研修の場で随時活用されている。 また、複数の学校が子ども用のディスカバリーシートを秋の来館時に向けて持ち帰られており、既に一部の中学校が来館時の学習課題として活用している。	ディスカバリーシートについては、すでに活用をいただいているが、学校の来館が多い秋の校外学習時期に更なる検証を行う。 教員向けガイドブックについては、教職員研修で活用したところ、「教材研究の資料にした」とい「来館後の授業に生かされる」、「購入してもほしい」という高評価の声が多く、教員の主体的な学びを深めるのに有効だと推察する。	○

健康福祉政策課	中国湖南省との平和祈念交流事業	8,967,981	8,967,981	中国湖南省に戦後80年滋賀県平和友好交流団を派遣し、平和祈念式典や平和祈念植樹等の交流事業を実施する。	高校生等の若年層が平和交流事業に参加することで、平和の大切さを伝える活動を継承し、世界との懸け橋となる人材の育成を目指す。	・滋賀県から約150人（うち高校生44人）が訪中し、湖南省からの青少年を含めて、未来に向けた平和を祈念する式典（合唱、書道、植樹等）や現地高校生との交流を行った。 ・帰国後は、今回の訪中での体験を通じて感じたことや考えなどについて意見交換を行った。	・参加した学生からは、「実際の施設を訪れたことで戦争の悲惨さを痛感した」、「様々な歴史の上に今の平和があると思った。」などの感想が寄せられた。 ・平和祈念式典への参加や祈念施設の訪問等を通じて、歴史や国際関係への関心が高まり、戦争の悲惨さと平和の尊さを実感することで、平和を自分事と捉えて次世代へ伝える意思が高まるなど、平和意識の醸成などに繋がった。	○
障害福祉課	非常用発電装置等購入費補助事業	1,401,000	1,401,000	医療的ケア児が通所する児童発達支援や放課後等デイサービスに対し、非常用発電装置等購入費にかかる財政的支援を実施し、災害時に必要となる電源確保に備える。	電源を必要とする医療的ケア児を受け入れた事業所が停電時において、医療的ケア児の内部バッテリーと外部バッテリーの合計が8時間となるよう電源を確保する。	放課後デイサービス13事業所へ補助を行った。補助により事業者が購入した非常用電源装置は、発電機10台、蓄電池10個であった。	・地震を想定した訓練にて使用させて頂いた。それ以外に戸外への外出時に吸引機の充電がなくなったり呼吸器の充電が減ってくるので日頃から使わせて頂いている。発電機に関しましては使い方を職員全員で共有している。 ・蓄電池は支援室に置いてあり毎日利用して充電を繰り返していつでも利用できるようにしてある。発電機は試運転し発電具合を確かめた。災害時を想定した訓練を実施し、外に持ち出し蓄電池からの電気供給を試した。 ・充電した状態で事務所においている。災害時（電気の使用が不可）を想定して、電気が必要な利用者に対して人工呼吸器・加湿器、吸引機等の機器を稼働させた。	○
子ども若者政策・私学振興課	全国青年団ＯＢ大会助成事業費補助金	1,500,000	1,500,000	日本青年団協議会や日本青年館ＯＢを中心に構成された全国青年団ＯＢ会の全国大会が、R7年度滋賀県で開催されるため、同大会への補助を行う。	全国の青年団ＯＢが本県に集い、大会を開催することで全国の先進的な青少年活動の取組を共有し、青少年団体の活動を活性化するとともに、若者による地域社会づくりに貢献する。	青年団員が全国青年団ＯＢ会実行委員会に参加し、大会の準備や運営に携わった。大会本番で、全国の実践事例を聞いたり交流をしたりして、今後の活動に活かすヒントを得ることができた。	実施主体である実行委員会に若者が参画することで、事業に若者の意見を反映することができた。 また、全国の青年団やＯＢ会の様子を知ること、滋賀県の状況と対比して考え、今後の活動について考えることができた。	○
子ども若者政策・私学振興課	滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業	2,890,800	382,800	滋賀県子ども基本条例および子どもの権利に関するパンフレットを、小学生向け、中高生向け、大人向けの3種類作成する。	条例・子どもの権利に対する関心と理解を深め、子どもの権利を守る社会的気運の醸成を図る。	・パンフレットの作成にあたっては、本条例の周知を兼ねたワークショップを開催し、参加した子どもの意見を誌面に反映した。 ・完成したパンフレットは、各学校へ配布したほか、市町や関係機関、各種会議、イベント、出前講座などの機会を通じて広く配布した。	ワークショップに参加した子どもたちからは、子どもの権利や条例への理解が深まったこと、意見を表明できたこと、また、他者の多様な意見に触れたことに対する満足感や気付きが多く示された。多様な機会を活用してパンフレットを配布したことで、条例の周知を図ることができた。	○
子ども若者政策・私学振興課	子どもの権利委員会に係る周知啓発	460,728	460,728	滋賀県子ども基本条例に基づき設置する滋賀県子どもの権利委員会が、県と連携し、広く県民（特に、子ども）に対し、子どもの権利について理解を深めていただく出前講座を行うほか、子どもの権利委員会の役割や機能についての広く周知を行う。	条例・子どもの権利に対する関心と理解を深め、また、子どもの権利委員会による救済を幅広く県民に周知することにより、子どもの権利を守る社会的気運の醸成を図る。	・滋賀県子どもの権利委員会の委員による出前講座を3回実施した。 ・滋賀県子どもの権利委員会広報ポスター1,700部、リーフレット30,000部を作成し、学校や関係機関等への配布を実施した。	「子どもの権利」の周知啓発については、委員による出前講座やパンフレットの配布など複数の手段を用いた取組ができた。今後は、既存の取組に加え、多様な事業・手段と連携し、更なる周知啓発を進め、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指す。	○
子ども若者政策・私学振興課	すまいる・あくしょん更新事業	9,218,260	218,260	令和2年度に策定した「すまいる・あくしょん」について、子どもたちを取り巻く現状や思いを踏まえ、内容の更新を行う。	更新を契機としてさらなる普及啓発を推進し、子どもや子どもを取り巻く関係者の行動変容を促すとともに、子どもを真ん中に置いた社会づくりに向けた気運醸成を図る。	更新にあたっては、7月から10月にかけて実施した「滋賀の子ども声調査」や、日頃から子どもたちと関わる方々へのヒアリング結果を反映し、子どもの権利を根幹に置いた内容とした。 また、更新に合わせ、イメージキャラクターの名前公募および子どもたちの投票による決定を行う普及啓発イベントを実施した。	「滋賀の子ども声調査」の反映、またキャラクター名の投票イベントの実施など、一連の更新プロセスにおいて、子ども自身が参画できる機会を創出し、子どもの意見表明権の実践につなげた。 新しい「すまいる・あくしょん」の普及啓発により、子どもの権利が守られ、笑顔で成長できる社会の実現を目指す。	○

子ども若者政策・私学振興課	しが若者アイデアソン事業	2,957,740	2,957,740	各部局の推薦により新進気鋭の若者を招聘し、子ども若者政策について議論する「すまいる・あくしょん アイデアソン※」を実施する。 ※アイデアソン(Ideathon)とは、アイデア(Idea)とマラソン(Marathon)を掛け合わせた造語。特定のテーマについて、様々な分野の人々が集まり、グループなどでディスカッションを通じて、新たなアイデアを創り出し、ビジネスモデルの構築などを2時間や1～3日間などの短期間でアイデアをブラッシュアップしていくこととする。	各分野の若者の意見を聴くことで、本県の子ども若者政策に新しい視点を取り入れる。また、分野ごとの新進気鋭の若者を招聘し、つながる場をつくることで、地域課題解決のための若者の力をより向上させる。	多文化共生や地域活性化、不登校支援など様々な分野で活動実績がある、意欲のある若者13名を県より招聘したほか、公募にて14名の参加があり計27名で実施した。2日間のワークショップを実施し、参加した若者たちが子ども・若者に関する6つのテーマに分かれて議論を交わした。2日目の最後には、議論によって生まれた各テーマに対するアイデアが、プレゼン発表という形で提案された。	提案されたアイデアの施策への反映については、提案のとおり実施するもの、既存予算の範囲内で事業内容を見直して提案内容を反映したもの、提案の趣旨を踏まえ既存の取組内で予算をかけずに取り組むものなど様々な形で反映することとなった。 参加した若者たちからは、自身の意見を表明できたことや他者の多様な意見に触れたこと、若者同士で繋がりを持てたことに対する満足の声が多く寄せられた。	○
子ども若者政策・私学振興課	子ども・子育て応援センター運営費（子ども・子育て応援センター多言語電話相談試行事業）	1,306,000	110,000	「子ども・子育て応援センター」において多言語通訳サービスによる相談を2か月間試行する。	外国にルーツのある子どもや保護者が、悩みを相談できる窓口のニーズを把握すること。	令和7年7月16日～9月15日の17時～21時の期間に、通訳業者との三者通話による多言語に対応した相談体制を整え、外国語による2件の相談実績があった。	実際の相談実績から、外国にルーツのある方からのニーズがあることが把握できた。一方、県HPや外国人向け情報誌「みみタロウ」、関係機関への周知といった現在の広報手段では、外国にルーツのある県民のコミュニティに十分に届いていない。したがって、外国にルーツのある県民により確実に届く新たな広報手段の検討が必要である。	○
子どもの育ち学び支援課	フリースクール等民間施設利用者支援事業費補助金	6,783,000	895,000	フリースクール等民間施設の利用料等補助事業を独自で実施している市町に対して、その利用料等の一部を補助する。	不登校の子どもの学校外における多様な学びの場・居場所を確保し、子どもの生きる力を育むため、補助金により市町の取組を支援する。	令和7年度より本補助金を創設したこと等を踏まえ、県内全19市町でフリースクール等民間施設の利用料を助成する事業が創設された。	令和7年度より本補助金を創設したこと等を踏まえ、新たに8市町での利用料助成事業の創設につながったことや、すでに事業化されていた一部の市町において支援対象者への補助額の引き上げが行われたこと等、不登校の子どもの学校外における多様な学びの場・居場所の確保につながり一助となることができたことは評価できる。	◎
子育て支援課	子育て支援員養成事業	4,361,000	538,000	全国共通の地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図る。	「地域型保育」受講者数：120人 「一時預かり事業」受講者数：55人	「地域型保育」受講者数：117人 「一時預かり事業」受講者数：27人	（研修全般） 研修内容については、子育て支援員研修実施後に実施したアンケートにおいて、受講者からは好評であった。 また、子育て関連施設で働きながらスキルアップのために研修を受講した方や、子育て支援の職に就くために研修を受講した方が全体の約8割を占めており、そのような方にとっては有意義な内容であったと思われる。 （受講者数） 本基金の充当目的である「こども誰でも通園制度」実施に係る受講者数増加のため、関連する「地域型保育」および「一時預かり事業」の受講者数を事業目標として設定していたが、地域型保育についてはおおむね期待どおりの効果が得られたと感じている一方、一時預かり事業に関しては前期日程の受講者が想定より少なかったため、目標達成に至らなかった。 （総評） 研修内容に対する満足度は高いため、日程や会場の設定・広報活動を工夫する必要があると感じた。 今後は、研修内容については質を維持しながら、広報・周知を積極的に行うことで受講者を確保してまいりたい。	○

子育て支援課	保育の魅力発信事業	3,294,500	1,647,500	SNS活用して保育士の魅力を発信し、保育士を目指す若者等を増やすことで保育人材確保や待機児童の解消につなげる。	投稿数：①リール35本 ②フィード35投稿 ③ストーリーズ30本 計100投稿 再生数：1コンテンツあたり1,600回 (参考：滋賀県と京都府の保育士養成校の学生定員) フォロワー数：1000人(6ヶ月間)	投稿数：①リール31本 ②フィード39投稿 ③ストーリーズ135投稿 計205投稿 再生数：平均約7447回再生(3/9時点) フォロワー数：1127人(3/14時点)	9月 投稿開始 「誰が、どんな想いで発信しているのか」を明確にするため、県庁職員自ら出演する動画や、保育現場の課題を伝える動画を投稿した。 →開始1か月で約800人のフォロワー・最高閲覧数13.2万回再生広告費をかけずに滋賀県内の保育に関心がある層へ圧倒的な認知を広げた。 10月～12月 リーチを広げるコンテンツ リーチを広げるコンテンツとされる園の日常(癒しのニーズ)や、滋賀ならではの内容(希少性)を投稿した。 →「お昼寝タイム」や「おやつタイム」など、癒やしのニーズを捉えた投稿が安定した再生数(平3,000～5,000回)を維持(投稿1週間後) 1月～ 若者の「不安」に寄り添うコンテンツ 11月・12月で課題となっていた若年層へのリーチを解決するため、「キャンパスツアー」や、若手保育士の「決断」に触れるインタビューを強化した →学生の「自分事化」を狙い、キャンパスツアーや先生インタビュー等の企画を投入。投稿後1週間、キャンパスツアーでは1.4万回、先生インタビューでは6,292回を記録した(投稿1週間後)。 アカウント全体の年齢層分布には劇的な変化はないものの、投稿個別のデータでは若年層の視聴割合が引き上がった。 (総評) 本事業は、SNSを活用して滋賀県の保育の魅力を発信する初めての取り組みであったが、短期間で高い閲覧数とフォロワー数を獲得し、保育に対する関心の喚起や認知拡大において大きな成果を上げることができた。	○
子育て支援課	保育士養成施設就職促進事業	2,092,000	1,046,000	指定養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部をモデル的に支援する。 ○中高校生等に対する保育体験講座、高大連携プログラムの実施 ○学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供 ○保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施 ○保育施設と連携した大学推薦によるインターン制度 等 【事業費】基準額1,047千円×1/2×2施設≒1,047千円 (2施設：びわこ学院大学および滋賀短期大学で実施)	滋賀県内の指定保育士養成施設が実施する中高校生等に対する保育体験等にかかる経費を支援し、将来的な保育人材の確保を図る。 【県内指定保育士養成施設】 ○滋賀文教短期大学子ども学科(R8入学募集停止予定) ○びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科(びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科児童学コース) ○滋賀短期大学幼児教育保育学科	各保育士養成施設において実施された以下取組に係る経費支援を行った。 ○びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科(びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科児童学コース) ・中学校や高等学校等と連携した中高生等に対する保育体験講座等の取組の実施 ・保育職の魅力を伝えるキャリア教育等の実施 ・卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援等 ○滋賀短期大学幼児教育保育学科 ・中学校や高等学校等と連携した中高生等に対する保育体験講座等の取組の実施 ・保育職の魅力を伝えるキャリア教育等の実施 ・卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援	各種保育士養成施設において実施された取組に係る経費を支援することにより、将来的な保育人材の確保を図ることができた。具体的な成果としては、以下のとおり。 ○びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科(びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科児童学コース) ・主に高校生を対象にのべ300名以上を対象に保育体験等に係る講座等の機会を提供することができた。 ・保育士資格を取得して卒業した者について、 保育職として就職する者の割合が向上した。 等 ○滋賀短期大学幼児教育保育学科 ・附属高校と連携した高短連携科目の実施により、単位取得者で大学に進学した者を確保できた。 ・卒業生ホームカミングデーの実施等を通して、卒業生ネットワークの規模拡大を図ることができた。 等	○
子ども家庭支援課	一時避難的かつ短期間の居場所の提供事業	750,400	375,200	社会的養護対象者が帰住先を失っている場合などで、居場所の提供に伴う支援が必要と判断される場合に、一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行う。 また、対象者が自立した生活を営む上で必要な支援を実施し、その支援体制の調整を行う。	児童養護施設等を退所後もなお社会的な自立支援が必要な者等に対し、居場所づくり等を行うことにより、その福祉の向上を図る取組を推進し、もって地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。	令和7年度では3件一時的な居場所の提供を行った。	他制度のシェルター等の利用が難しい場合に利用を決定し、左記の3件について提供を実施した。 提供にあたっては、一時避難先による日常生活支援に併せて、一時避難先へ出向いて対象者との関係構築を丁寧に行いながら、提供解除後の生活に向けて必要な支援の実施とそのための支援体制の調整に努めた。	○

子ども家庭支援課	ひとり親家庭総合サポート事業 (養育費確保支援)	3,496,453	1,748,000	離婚前後の相談に対応する支援員を配置し、養育費の取り決めや支払いについての相談・家庭裁判所への同行サポートする。	ひとり親家庭総合サポートセンターにおける養育費相談対応件数の増加	令和7年度ひとり親家庭総合サポートセンターにおける養育費相談対応件数 259件	相談件数が62件と令和6年度の約4倍の増加となり、事業目標を十分に達成することができた。 また、相談対応から利用者が必要とする支援制度につなげることができた(法律相談等)。	◎
子ども家庭支援課	日野子ども家庭相談センター運営費 (遊具設置基礎工事等修繕費)	1,991,000	1,991,000	日野子ども家庭相談センターに併設する一時保護施設において、さまざまな困難な事情を抱える入所児童が、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整備するため、必要な施設の改修等を実施する。 →屋外運動場の整備に必要な整備事業(遊具設置基礎の整備、整地)	敷地内空き地を活用し、一時保護施設が入所児童にとって心身ともに健やかな生活の場所となるよう、遊具の設置等屋外運動場の整備(整地等)を実施。	空き地の整地および遊具の設置の完了により、入所児童が利用できるよう供用を開始した。	供用開始後、屋外運動場では児童が楽しそうに遊ぶ姿が見られた。また、屋外での遊びを通じて世代間交流も盛んに行われており、社会性の向上や情緒の安定に寄与している。利用した児童からは、「外に出ることができてうれしい。」「公園で遊べて楽しい。」「きれいになってよかった。」といった意見が寄せられた。	◎
農政課	世界農業遺産「琵琶湖システム」産学官連携事業	380,960	380,960	「食」「スポーツ・健康」に焦点をあて、県内大学の協力のもと、産学官で連携し世界農業遺産「琵琶湖システム」オリジナルメニューの作成および広報啓発を行う。	「琵琶湖システム」に関連するオリジナルメニューの作成：3品以上 お披露目イベントへの集客：300名	「琵琶湖システム」に関連するオリジナルメニューの作成：7品 お披露目イベントへの集客：約100名(イベント(スポGOMI)参加者72名+観客約30名)	立命館大学および味の素株式会社と連携し、「食」「スポーツ・健康」を切り口としたオリジナルメニューを7品開発し、目標の3品を上回った。お披露目イベントは暑い時期の開催であったこともあり、集客は約100名にとどまったが、作成したレシピブックは、県がイベント等で5,000部を配布したほか、味の素株式会社作成分8,000部を県内スーパーに設置するなど、幅広い普及啓発につなげることができた。	○
畜産課、 高校教育課	畜産の未来を担う農業高校学び支援プロジェクト	1,134,238	1,134,238	農業高校の生徒に対し、高品質な畜産物の生産やスマート畜産等に取り組む畜産農家への研修や、獣医師職員による技術支援など、既存の取組では得られない多様な学び・体験する機会を創出することにより、子どもたちが畜産への魅力を深め、実践的な技術を習得することで、畜産の未来を担う、担い手の育成を図る。	・取組内容や意見を生徒がプロジェクト発表等で発表。 ・アンケート調査を実施し、自分の将来を考える上で良い学びの機会となった、と回答する生徒の割合8割以上。	・畜産農家への研修等：7回(3校) 酪農家、近江牛飼養農家における実地研修(飼養管理、ロープワーク、牛の調教等の技術研修ならびに食味検討会) ・獣医師による技術支援：6回(2校) 受精卵採取、受精卵移植、妊娠鑑定に関する実習	高校生へのアンケート結果において、「将来の進路を考える上で良い学びの機会となりましたか」という問いに対し、「良い学びの機会となった」と回答した生徒の割合は100%であった。	◎
畜産課	子ども・若者への近江牛食育推進事業	1,809,625	1,809,625	大学をはじめとする教育機関や地域の農業者、事業者等と連携しつつ、県内大学および調理・栄養関係のコースがある県内私立高校等の学生生徒が自発的に近江牛について学習する活動を支援するとともに、子どもや若者が学び・体験する場の充実化を図り、近江牛や滋賀への愛着心を育てる機会と、「自ら学び、探求し、発信する力」や社会性等の育みの機会を創出する。	学習等に参加した子ども・若者：年間延べ1,000人 学習等に参加して「よかった」とアンケート回答した子ども・若者の割合：80%以上	学習等に参加した子ども・若者：年間延べ941人 学習等に参加して「よかった」とアンケート回答した子ども・若者の割合：92.7%	令和7年度は学習等に参加した子ども・若者の延べ人数は目標に到達しなかったものの、学習等に参加して「よかった」とアンケート回答した子ども・若者の割合は目標を上回った。令和8年度の学習等への子ども・若者の参加予定人数は1,200人以上であり、目標を上回ると考えている。また、施策利用者からは、近江牛に対する食育は重要であり、今後も続けてほしい等の意見をいただいている。	○
交通戦略課	公共交通×子どもの学び推進事業	211,220	211,220	滋賀県在住の子どもたちに、公共交通を使って出かけるきっかけを提供するとともに、博物館などでの体験を通じて、学びを得る機会を提供するため、子ども用交通系ICカードの新規購入者に、博物館等の入館招待券等のチケットをプレゼントする。	公共交通での移動のきっかけを提供することで、公共交通に親しんでもらい、子どもたちが自分で出かけ、多様な場所で経験を積み、学びを得る力をつける。また、子ども用交通系ICカードの普及により、公共交通利用の促進を図る。	博物館招待者数延べ216人	周知について課題があったものの、本事業をきっかけに子ども用交通系ICカードを購入し、公共交通を利用して施設に訪れてもらうことができたため、公共交通の利用促進と子どもの学びを深めることにつながった。	○
技術管理課	子どもが建設産業を楽しみながら学べる環境づくり	4,140,000	4,140,000	子どもたちが将来、地域の守り手になることを夢見て健やかに育ってくれるよう、地域の安全安心の仕組みを学べる機会を提供することを目的とし、次世代の担い手となる子どもたちに建設産業を知ってもらい、興味を持ってもらうことにつながるアニメーション動画を企画・作成するもの。	ストップモーションアニメーションを3本以上作成し、SNSによる配信やイベントで利用することで啓発を行う。	全3話のアニメーションを作成し、出前けんせつみらいフェスタの会場においてお披露目の上映を行った。また、令和8年2月6日に滋賀県公式YouTubeチャンネル「いはずまどぼっく」において公開した。	園児や小学生の子ども達は熱心にアニメを見ている様子であった。アンケートでは、約9割の親から「子どもの建設業への理解が深まった」と回答があった。また、ストーリーが分かりやすい、全体をとおしてよい印象を持った、というご意見を多くいただいた。	○

幼小中教育課	活動支援者事業	1,210,900	345,971	近年、乗船校ごとの様々な諸課題の対応に加え、急な発熱者の対応や、寄港地活動での不具合やけがの対応、夜間の子どもの見守りなど、乗船校教員の業務量は膨大なものとなっている。そこで、学校事情に精通する「活動支援者」が乗船することにより、児童学習航海中の活動全般について乗船校教員の業務内容の支援をし、安心・安全な児童学習航海が実施できるようにする。	事業で確保している35人の枠を全て活用する。	事業で確保していた35人の枠を全て活用した。	事業を利用した学校からは「活動支援者の配置により、教員が児童全体を見守りながら、配慮を要する児童への個別対応が可能になった。乗船を躊躇していた児童も、活動支援者の存在で安心して乗船できた。」「教員一人ひとりに多くの役割がある小規模校では、支援が必要な児童への細やかなサポートが難しい状況である。本事業の活用により、支援の必要な児童への個別対応が実現できた。」との声もあり、次年度以降も、必要とする学校が活用できるようになることを望む。	◎
幼小中教育課	リフト付きバス配車	635,000	635,000	養護学校の乗船時にタクシー配車を行っているが、複数児童の医療ケアや複数の車いす対応が必要な場合、リフト付きバスへの変更を希望する学校がある。また、特別支援学校以外に在籍する身体的配慮や医療的ケアが必要な児童が、在籍校の仲間と一緒に移動するため、リフト付きバスを希望することもある。これらの要望に対応し、すべての児童にとって安全・安心な航海の実現を目指す必要がある。	乗船校（主として特別支援学校）からのリフト付きバス等へ変更依頼の要望に応え、すべての児童にとって安全・安心の航海の実現に尽力していきたいと考える。	八日市養護学校、野洲養護学校、大宝西小学校（計3校）が要望し、リフト付きバスを配車した。	事業成果として、3校からの要望に応え、リフト付きバスを配車することができた。複数児童の医療ケアや複数の車いす対応が必要な場合でも、安全に児童を乗船させることが可能になり、特別支援学校に在籍していない身体的配慮が必要な児童も、在籍校の仲間と一緒に参加できる環境が整備できた。今後も、医療的ケアや身体的配慮が必要な児童の多様なニーズに対応し、誰もが参加しやすい事業展開が求められる。	◎
幼小中教育課	アウトリーチ支援のためのスクールソーシャルワーカー活用事業	9,065,789	6,044,789	スクールソーシャルワーカーを活用し、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒に対して、福祉機関等との連携を強化し、自立支援につなぐアウトリーチの支援を行う。	学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒数が30%減少	・令和7年度は、546人の児童生徒に対してスクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援を行った。 ・事業目標である学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒数の減少率については、現在集計中。	・事業目標に対する達成状況は集計中であるため現時点では定量的な評価が困難であるが、学校現場からは、支援の結果問題が解決したケースや、支援継続中であるが好転したケースが一定数存在するなどの成果が出ているとの声を聞いている。	○
幼小中教育課	校内教育支援センター支援員の配置事業	9,571,000	4,793,000	校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校傾向のある児童生徒に対して学習支援を行うとともに、SC、SSW等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置し、校内教育支援センターの設置促進及び機能強化を行う。	設置校における不登校児童生徒の状況好転率50%	・令和7年度は、11市町の25校を補助対象として補助金を交付し、311名の児童生徒に対して校内教育支援センターでの支援を行った。 ・事業目標である設置校における不登校児童生徒の状況好転率については、現在集計中。	・事業目標に対する達成状況は集計中であるため現時点では定量的な評価が困難であるが、学校現場からは、校内教育支援センターで支援を行った結果、登校できるようになったケースが一定数存在するなどの成果が出ているとの声を聞いている。	○
幼小中教育課	オンラインを活用した不登校支援事業	72,000	72,000	・市町立学校の不登校児童生徒に対して、オンラインを活用し、他者とのつながりの場を構築する。	不登校児童生徒が、オンラインで他者とのつながりを持つことでエンパワメントされることに加えて、不登校児童生徒が社会的自立への一歩を踏み出すことができることを目指す。	・開催日時 小学校 11月11日（火）、11月18日（火） 13:30～15:30 中学校 12月2日（火）、12月9日（火） 13:30～15:30 ・対象 不登校または不登校傾向の児童生徒 小学校 5・6年生 中学校 1・2・3年生 ・実施内容 Zoomを活用し、「子どもオンライン教室」を開催 （1）心理の専門家である滋賀大学教育学部教授による、ソーシャルスキルや自己肯定感を高める講座 （2）滋賀県教育委員会事務局が制作したオンラインコンテンツを利用した学習 ・参加者数 小学生は10人、中学生は6人の参加	【参加児童生徒の声】 ・問いかけに対して絵文字で反応するなど、積極的な参加の姿が見られた。 ・「きもちが少し楽になった」「ためになった」といった前向きな感想が多く寄せられた。 【参加児童生徒の担当教員からの感想】 1 小学生 ・他学年の保護者からこのような授業があれば参加したい、との声をいただいている。 ・今回、担当である私は視聴しておりませんが、SSRや自宅で日々学習を取り組ませることに悩んでおり、時々でよいのでこのような授業を提供していただけるのは本当にありがたく感じる。高学年だけでなく、他学年でも視聴できる内容をご検討いただけると、ありがたい。 2 中学生 ・学校に行きにくい子どもたちで、授業をほとんど受けていない子が大半である。授業ってこんなに楽しんだ、学ばってこんなに楽しんだという思いを感じられる講座があると、子どもたちの表情がさらに変わっていくのではないかなと思う。	○

人権教育課	子どもが輝く学校・園づくり研究推進事業	1, 054, 559	1, 054, 559	指定校・園において、「子どもの声を聴き、意見を尊重する」ポイントを活用しながら子どもの声が反映される学校・園づくりの実践研究を進めることにより、子どもが自他を尊重することの認識と態度の向上、教職員の理解の向上と子どもの声を反映できる組織づくりを推進した。（指定校園：幼稚園・小学校・中学校・高等学校各1）	子どもへのアンケートを必須とし、子どもの変容を検証・分析する。自尊感情（自己肯定感・自己有用感・自己効力感・所属感等）およびウェルビーイングを図る指標となる項目について、肯定的な回答をする子どもの割合が増加することを目標とする。	・各指定校・園の教員およびアドバイザーが出席する連絡協議会を2回開催した。 ・指定校・園にアドバイザーによる支援訪問を各1回、研究協力者による支援訪問を各3回実施した ・校長研修会および人権教育担当者研修会において事業中間報告を行った。 ・指定校・園の子どもへのアンケートにおいて「自分たちの意見や行動で学級・学校を変えられる（自己有用感等）」の肯定的な回答割合が小学生で5.5%、中学生で7.4%上昇した。	支援訪問や連絡協議会等を通して、子どもの意見表明や参画を促す実践研究を推進し、「子どもは権利の享有主体である」との認識を基盤とした学校・園づくりを進めることができた。教職員アンケートでは、昨年度と比べて「日常的に子どもの声を聴き尊重する（肯定回答91.6%）」、「安心して話し合える場づくりを意識する（同90.0%）」と意識が大きく変革し、「職員間で子どものことを話す機会が増えた（89.7%）」など受容的な組織風土が定着した。また、子どもが提案した学校行事が実現するなど、自尊感情やウェルビーイングを高める確かな成果が現れている。	◎
生涯学習課（図書館）	パパ・ママのキャリア+育児サポートプロジェクト	5, 771, 185	5, 652, 884	出産・育児でキャリアを中断していたり、育児休業を取得したいが、キャリア形成に不安を感じていたりする子育て世代に向けて、支援事業を実施する。 育児の不安解消は無論、育休中に資格を取得したい、スキルアップをしたい、といったキャリアアップをサポートする子育て世代向けコーナーの新設、託児サービスの試行等を行う。 また「ファミリー読書サポーター」を配置し、上記に加え、子育て関係部局や市町との情報交換と共有・発信を行う。	県域における子育て世代への図書館サービスの展開 ・親子で読書を楽しめる環境の構築 ・託児サービスの提供(アンケート満足度90%以上) ・上記による子育て世代(30代想定)の実利用者数増加(R8年度までに1.06倍) ・県内全ての公共図書館への情報提供	【親子で読書を楽しめる環境の構築】 ・館内の1室にフロアマットや書棚を入れ、キャリアや子育てに資する図書391冊、児童書508冊、合計899冊を揃え、親子で読み聞かせを楽しんだり、子どもを目に入れつつ自身の読書も楽しむことができる環境を整えた。 【託児サービスの提供】 ・上記の環境を活用して託児サービスを28回行い、のべ197名の利用を得た。またアンケート回答者中、「とても満足」「満足」合わせて100%であった。 【子育て世代の実利用者数増加】 ・30代の貸出利用者は前年度より減少(0.99倍)したが、新規登録者数は前年度比1.1倍、未就学児の新規登録も1.3倍(他年代は集団登録以外微減)と、事業による新規利用者を呼び込めた。 【県内公共図書館との情報共有】 ・ファミリー読書サポーターと図書館職員が県内全ての公共図書館へ直接赴き、事業内容およびノウハウの共有を図った。	・子育て世代の図書館利用の掘り起こしに繋がった。 ・フロアマットを使って読み聞かせをされる光景が徐々に増えてきている。 ・託児サービス実施日においては、ベビーカーの親子の来館が増加している。 ・託児サービス利用者アンケートでは、「自身の勉強のために時間を使えた」「子どもの絵本をゆっくりと選ぶことができた」との声が届いている。 ・図書館で託児サービスは県内公共図書館では3例目であり、開始時には中日新聞や京都新聞をはじめとしたメディアに大きく取り上げてもらうことができた。	◎
生涯学習課	「こども としょかん」サポートセンター運営事業	7, 752, 326	1, 686, 856	急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育むうえで、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠である。（文部科学省：第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画） 本県では、滋養まるごとが子どもたちにとっての“としょかん”になることを目指すため、その中心的な役割を担う「こども としょかん」サポートセンターを令和6年4月1日に設置した。 「こども としょかん」サポートセンターでは、令和6年度には、学校図書館の現状把握や児童施設への試行的なサポート等を行ってきたが、こうした結果を踏まえ、令和7年度以降に次の事業を中心に事業を本格化させる。 ・読書に困難を感じる子どもたちへの支援 ・学校訪問や学校等への講師派遣、「こども としょかん」ポータルによる情報発信等	①学校司書を配置している学校数の割合や②学校の授業以外で平日（月曜日から金曜日）に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合を前年よりも増加させる。	・読書に困難を感じる子どもたちへの支援として、大津少年鑑別所所管子ども食堂と県内4か所全ての子ども家庭相談センターへ本の団体貸出を行い、同施設においてお話をを行った。施設に計36回訪問し、1,824冊の本の団体貸出を行った。 ・学校図書館活用学校訪問では、令和7年度から3年間ですべての小・中学校を訪問し、学校図書館長（学校長）らに対し学校図書館に係る指導と助言を行う。令和7年度は104校訪問した。 ・学校司書研修会・交流会を7回行い、延べ406名の参加があった。 ・子どもの読書を支えるひとづくりのため、子ども読書ボランティア研修会を2回開催し、延べ120名の参加があった。	・読書に困難を感じる子どもたちへの支援として、令和6年度に引き続き、施設担当者と連携しながら、本の団体貸出やお話をを行った。令和7年度は、施設の子どものからの要望を担当者を通して聞き、考慮のうえ貸出用の本を購入した。お話会では、未就学児から高校生まで、施設職員の方も一緒にプログラムに参加する姿が多くみられた。 ・学校図書館活用学校訪問では、学校図書館長である学校長に対して、学習センターとしての機能活用の重要性を伝えた。学校から事前ヒアリングで学がった課題を踏まえつつ、施設見学や指導助言を行った。 ・学校司書研修会・交流会では、学校司書の資質向上のみならず、他市町の学校司書との交流を通じて繋がりをつくる等、今後の学校図書館の運営面等にも寄与した。 ・子ども読書ボランティア研修会では、学校で絵本の読み聞かせをするボランティアの方が多く参加され、アンケートの9割以上から「とてもよかった」という回答を得ている。	○

保健体育課	部活動改革による持続可能な活動創出事業	237,260	237,260	・持続可能な活動モデル検討会 各市町の担当者や運動部活動の地域移行コーディネーターを対象に、各市町の取組と、子どもたちの活動の環境状況の検証や情報交換を行う。 ・部活動指導員資質向上研修 中高の教員や部活動指導員等顧問が、技術的な指導以外の、部活動の管理運営、指導計画、生徒指導に係る対応についてや、部活動に関するガイドライン、体罰等防止に関する内容で研修を実施。	・情報交換会・研修会参加者アンケート回答のうち「取組の内容について理解が深まった」「これからの施策に生かす」と回答した割合が90%以上。 ・研修参加者アンケート回答のうち「指導について理解が深まった」と「今後の指導に活用する」と回答した割合が90%以上。	・情報交換会・研修会参加者アンケート回答のうち「取組の内容について理解が深まった」と回答した割合が90%、「これからの取組に生かす」と回答した割合が70%以上。 ・研修参加者アンケート回答のうち「指導について理解が深まった」と回答した割合が90%、「今後の指導に活用する」と回答した割合が70%。	・持続可能な活動モデル検討会 会議名称が「部活動改革コーディネーター・担当者」であり、県内担当者が参集する数少ない会議のひとつで貴重な機会であり、各市町が部活動改革にむけた様々な施策に取り組むきっかけとなっている。 ・部活動指導員資質向上研修 部活指導において、必要な知識を習得しハラスメントや事故防止、そして現在の部活動改革に寄与している。	○
	合計	100,598,834	58,519,481					

子ども・子育て施策推進交付金

資料5-1

市町の子ども・子育て施策の充実を図ることを目的として、自由度の高い交付金を新設する。

交付金活用により
目指す姿

交付金対象事業

(1)～(3)の全てを満たすもの

(1)新規事業として実施するもの

※既存事業であっても政策的判断により拡大した部分については充当可能

(2)事業年度にとどまらず効果が見込まれるものまたは本制度の終了後は他の財源での実施を想定するもの

(3)次に掲げる取組に該当し、効果が見込まれるもの

- ①子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ②家庭や地域で安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくりを図る取組
- ③幼児教育・保育の量や質の充実を図るための取組
- ④特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ⑤困難な状況にある子どもやその家庭を支援する取組
- ⑥子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、子ども・子育てにやさしい社会の実現に資する取組
- ⑦その他、交付金設置趣旨に合致する取組で、知事が認めるもの

※交付限度額の範囲内であれば、複数実施可能

子どもを真ん中におき、
子どもを安心して生み育てることができる滋賀県



○交付金規模：4億円／年、6年間（R6～R11）

○補助率：1／2

○交付金配分額算定方法：

18歳未満の人口割合で配分を行ったうえで、人口減少加算（※）を行う。
当算定方法で積算上少額となる町に対して基本額3,500千円を保障

※平成7年国勢調査と令和2年国勢調査の人口を比較し、人口減少率1割未満減少している市町については50万円、人口減少率1割以上減少している市町については100万円を加算。

交付金対象としない経費

- ・法令等に基づき市町負担が義務付けられている経費や負担割合が定められている経費
- ・経済的負担軽減のみを目的とした個人給付に係る経費
- ・県補助事業の拡充・上乗せに係る経費
- ・人件費
（正規職員以外の専門職の人件費は対象とする）
- ・保育士等の処遇改善に係る経費
- ・当交付金活用が3年を経過した事業の実施に係る経費
（ただし、3年経過後に効果検証を行い、県において効果があると判断した事業に係る経費を再度対象とすることは妨げない）

①大津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	大津市こども・若者支援計画に掲げる基本理念の実現状況を把握するための指標 めざすこども・若者の姿の実現割合	—	—	—	—	
	○自由に意見を表す	R11	%	70	58	R7
	○健やかに育つ	R11	%	80	79	R7
	○ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざす	R11	%	70	57	R7
	○安心して自分らしくいる	R11	%	70	63	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
			円	円								
1	乳幼児健診事業	R6 拡	5,504,829	2,721,200	令和6年度から、幼児健診において虫歯予防処置手数料を徴収しないこととし、歯・口腔への関心を高めてもらい、生涯にわたり切れ目のない支援をしていく。 乳幼児健診(10か月児健診・1歳9か月児健診・2歳6か月児健診・3歳6か月児健診)。次年度以降は受診率の向上を目指す。	乳幼児健診(集団健診)において、9割を超えたフッ化物塗布を実施することができた。より多くの市民に歯科保健サービスの提供ができ、切れ目のない支援ができています。	乳幼児健診受診率	R7	%	100	96.4	R7
							フッ化物塗布実施率	R7	%	100	95	R7
2	妊婦健康診査等事業(妊婦健康診査費用助成) ※拡充分	R6 拡	66,398,702	66,396,702	妊婦健康診査に要した費用を助成する。 対象者:法第16条の母子健康手帳の交付を受けた妊婦(受診日に大津市に住民登録がある者に限る。) 助成額: ①受診券による助成 ※受診券ごとに助成上限額の設定あり。 ・単胎妊婦 一人当たり上限119,100円(基本受診券×14、超音波検査券×4、血液検査(妊娠初期・中期・後期)×各1、子宮頸がん検診受診券×1、GBS検査受診券×1、クラミジア検査受診券×1を交付) ・多胎妊婦 一人当たり上限154,700円(単胎妊婦に交付する受診券に加え、多胎妊婦用基本受診券×5、多胎妊婦用超音波検査券×2を交付) ②受診券超過分等の償還払による助成 本市の受診券の補助額を超える費用について、償還払する(対象検査項目は、国が示す標準的な検査項目に限る。) ※基本健診を15回以上受けた場合も対象となるが、妊婦が選択できる検査、保険診療は対象外とする。 次年度以降は受診券利用率、償還払申請状況や国庫補助金の状況を見ながら、受診率の向上に加え、対象者の償還払申請及び本市の事務に係る負担軽減に向けた検討を行う。	目標値には達していないものの、昨年度の同時期と比べKPIが向上しており、妊婦健康診査の費用助成を拡充したことで、妊婦が安心して妊婦健康診査を受ける体制を整えることができていると考えている。	妊婦健康診査受診券利用率	R7	%	90	80.5	R7
3	妊婦健康診査等事業(産婦健康診査費用助成)	R6 新	21,808,054	11,080,112	産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査に要した費用を助成する。 対象者:令和6年4月1日以降に出産した産婦(受診日に大津市に住民登録がある者に限る。) 助成額:一人当たり上限5,000円×2回(産後2週間、産後1か月) 次年度以降は受診券利用率や国庫補助金の状況を見ながら、受診率の向上に向けた検討を行う。	目標値には達していないものの、昨年度の同時期と比べKPIが向上しており、事業の開始から1年が経過し、受診券の交付を受けた産婦が安心して産婦健康診査を受ける体制を整えることができていると考えている。	産婦健康診査受診券利用率	R7	%	90	80.9	R7
4	小学校大規模改造事業(トイレ改修事業)	R7 新	24,435,478	24,435,478	便器の全面洋式化及び床の乾式化など施設の全面フルリニューアルを行う。 1校あたり、設計に1年、工事に3年、計4年を要する。 令和7年度は中央小学校、小野小学校、比叡平小学校、仰木小学校の改修設計業務を実施する。	中央小学校、小野小学校、比叡平小学校、仰木小学校のトイレ改修設計業務では、和式から洋式に変更する設計や、バリアフリー化への対応に向けて多目的トイレや手摺を新設する設計を実施した。	大津市立小学校でトイレ改修を実施していない学校において、トイレ改修工事を実施する	R10	%	100 (4/4校)	0 (0/4校)	R6
5	小学校校舎等改修事業(体育館屋根改修工事)	R7 新	2,463,038	2,463,038	体育館屋根の全面改修工事を行う。	体育館屋根の雨漏れ解消及び屋根の断熱性の向上のために、全面葺き替え工法の設計を行った。	体育館屋根改修が必要な学校において工事を実施する	R8	%	100	0	R6
6	中学校校舎等改修事業(体育館屋根改修工事)	R7 新	2,920,362	2,920,362	体育館屋根の全面改修工事を行う。	体育館屋根の雨漏れ解消及び屋根の断熱性の向上のために、全面葺き替え工法の設計を行った。	体育館屋根改修が必要な学校において工事を実施する	R8	%	100	0	R6

①大津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	大津市こども・若者支援計画に掲げる基本理念の実現状況を把握するための指標　めざすこども・若者の姿の実現割合	—	—	—	—	
	○自由に意見を表す	R11	%	70	58	
	○健やかに育つ	R11	%	80	79	
	○ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざす	R11	%	70	57	
	○安心して自分らしくいる	R11	%	70	63	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
円												
7	校内教育支援センター「校内ウイング」運営事業	R7新	3,495,359	3,495,359	市内全ての小中学校(研究実践校4校を除く)において、空き教室等を活用して「校内ウイング」を設置し、不登校傾向の児童生徒がリラックスできる雰囲気をつくるための消耗品等を購入、設置するための支援を行う。また、「校内ウイング」を利用する児童生徒の状況を把握し、市教育支援センターをはじめ関係機関等と連携を図りながら、次年度以降に向けて、事業の効果や検証・評価を行う。	令和7年度の校内ウイング利用人数は、令和6年度の人数を大きく超え、500名を超える児童生徒がそれぞれの形で利用しており、ニーズの高まりがみられる。月別の不登校児童生徒数(7日以上/月)は小学校、中学校ともにR6同時期と比較して減少傾向、また中学校の全欠席生徒数は、R6の同時期と比較して大きく減少がみられる。校内ウイングを設置したことで、児童生徒が「安心して通える」「自分らしく過ごせる」と感じられる環境づくりが進みつつあるとともに、学校へ足が向きにくい子どもたちへの柔軟な支援の考え方が学校現場に根付き始めていると考えている。	小学校研究実践校2校の不登校児童率 (不登校児童数／全校児童数)	R7	%	1.5	2.23	R7
						中学校研究実践校2校の不登校生徒率 (不登校生徒数／全校生徒数)	R7	%	5.3	6.01	R7	
8	大津方式アップデート関連事業	R7新	3,000,000	3,000,000	大津方式アップデート関連事業の主管課としてテーマごとに検討部会を設置し、児童発達支援センターの拠点化等を進めるとともに、大津方式の根幹業務の一つである巡回相談業務の見直し・充実を図る。 ・各種検討部会を通じて、民間の児童発達支援事業所等との連携も含めた支援のあり方検討や、関係部署をつなぐ電子システムの構築を進める。 ・巡回相談において、タブレット導入により相談業務の充実を図るとともに、より良い支援が行えるよう業務の見直し・改善を進める。	・「乳幼児とらいあんぐる」「発達支援ガイドブックそだちあい」等により民間児童発達支援事業所等との連携の仕組みを導入 ・健康かるてシステムを活用した関係部署をつなぐ電子システムの構築を進めた(R9年度本格導入予定) ・タブレットや電子予約申請システムの導入により、相談業務の充実・相談体制の効率化を進めた。	申し送り等により学齢期につなげられた児童数	R7	人	300	415	R7
9	児童クラブ保護者連絡等におけるICT化推進事業	R7新	2,778,224	2,778,224	保護者からの欠席等の連絡機能のほか、児童クラブからのお知らせを保護者に送信する連絡機能を備えたツールを導入する。 当該スマートフォンアプリ等を活用した保護者連絡ツールの導入に伴い、当該ツールを使用したり、日々の業務連絡のほか、緊急時(病院搬送時や行方不明児童の捜索時等)の保護者等への連絡に使用するため、各児童クラブにスマートフォンを導入する。	保護者からの欠席等の連絡機能のほか、児童クラブからのお知らせを保護者に送信する連絡機能を備えたツールを導入した。その結果、緊急時の連絡が容易になり、保護者や支援員の電話対応等の負担が軽減した。	保護者のスマートフォン導入率	R7	%	99	94	R8.7
							スマートフォンの導入施設数	R7	カ所	37	37	R7
10	民間保育施設整備事業費補助金	R7新	252,493,750	28,054,750	公募で選定した民間保育事業者に補助金を交付し、待機児童が多く発生している地域に保育施設を開設する。 ・中北部:保育所(90人定員) ・唐崎学区:小規模保育施設(19人定員・唐崎駅前団地空き店舗を活用)	令和8年4月開所の保育所と小規模保育施設がそれぞれ1箇所ずつ整備され、中北部地域における保育施設の利用定員数は109人増加した。	中北部地域における保育施設の利用定員数	R8	人	1,455	1,509	R8.4
11	小学校水泳授業改善プロジェクト事業	R7新	1,249,000	1,249,000	専門性の高い指導や外部委託を導入することで、水泳授業を改善し、子どもの泳力向上と教員の指導力向上を図るとともに、水泳指導モデル研究に取り組み、指導モデルの策定を行う。 ・上田上小学校でのモデル事業を実施し、成果と課題を踏まえて他校での実施を検討する。 ・伝達講習会や研修会を実施し、教員の指導力向上に努める。 ・水泳指導モデルの策定を行う。	・上田上小学校をモデル校とし、水泳授業外部委託を実施、藤尾小学校・膳所小学校を対象とした水泳指導モデル研究を実施したことで、小学校「水泳指導モデル」を策定することができた。 ・インストラクターと共に指導することで、教員の指導力向上につながっている。 ・児童からは、「水泳授業が好きになった」「フラットヘルパーを使用することで、うまく泳げるようになった」等の感想がみられる。	外部委託実施校の拡充	R7	校	1	1	R7
							参観授業参加校	R7	校	6	6	R7
12	会計年度任用職員雇用経費(学校司書)	R7拡	662,521	662,521	学校司書の配置により、学校図書館の環境整備と児童生徒の読書活動の支援を進める。 ・会計年度任用職員(学校司書)を雇用し、市立小中学校に配置することで読書活動を推進する。 ・学校図書館の運営や読書指導に関する研修の実施や、県内で開催される研修会への参加促進など、専門性の向上と意識の高揚を図る。	学校司書が配置された学校は、学校図書館の環境が整備されるとともに、魅力的な掲示物やイベント等の実施により、来館者数が増え、子どもたちの居場所となっているほか、多くの学校で貸出冊数も前年度より増加した。また、学校司書の専門性を生かして、調べ学習や探究学習での資料収集を行うことや、担任と連携した授業を行うことで学習を深めることにもつながっている。	学校司書の配置校数	R8	校	28	12	R7

①大津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	大津市こども・若者支援計画に掲げる基本理念の実現状況を把握するための指標 めざすこども・若者の姿の実現割合	—	—	—	—	
	○自由に意見を表す	R11	%	70	58	
	○健やかに育つ	R11	%	80	79	
	○ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざす	R11	%	70	57	
	○安心して自分らしくいる	R11	%	70	63	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
13	主要備品整備更新事業費(小)	R7新	15,257,000	13,065,360	新JIS規格の机椅子を導入することで、児童の教育環境の向上を図る。 小学校で毎年約600セットづつ新JIS規格の机椅子を導入する 令和7年度は和邇小学校(4～6年)、仰木の里東小学校(4～6年)、上田上小学校(全校)の更新を実施する。	当初の予定通り3校の机椅子の更新を行い、児童の教育環境の整備につながった。	新JIS規格の机・椅子導入率	R8	%	100 (3/3校)	100 (3/3校)	R7
14	主要備品整備更新事業費(中)	R7新	7,535,172	5,977,180	新JIS規格の机椅子を導入することで、生徒の教育環境の向上を図る。 中学校で毎年約300セットづつ新JIS規格の机椅子を導入する 令和7年度は石山中学校(3年)、田上中学校(全校)の更新を実施する。	当初の予定通り2校の机椅子の更新を行い、生徒の教育環境の整備につながった。	新JIS規格の机・椅子導入率	R8	校	100 (2/2校)	100 (2/2校)	R7
15	保育士確保PR事業	R7新	1,691,800	1,691,800	保育士として働くことについて実際の職員のインタビュー記事や保育士支援制度の案内などについて分かりやすく纏めた冊子の作成および保育士のPRポスターの作成	冊子4,000冊・ポスター200枚の製作が完了した。令和8年度に約50ヶ所を目標に配布を予定している。 PRについては、SNSの広告も利用したことにより、より効果的な周知につながった。	配布および掲出箇所	R8	カ所	50	0	R7
16	こども家庭支援室 会計年度任用職員 雇用経費	R7新	9,258,128	3,326,128	こども家庭支援室内に家庭児童相談員を3名配置することで、市内7カ所において地域保健を推進しているすこやか相談所との連携を深めていくと同時に、妊娠、出産、子育てにおいて、支援を要する家庭を早期に把握し、迅速な対応を行い、こどもと保護者の安心につなげていく。	・母子保健と児童福祉分野双方の視点によるアセスメントやリスク評価の視点の標準化 ・支援を要する家庭の早期把握と早期支援の実現 ・サポートプランの手交による、切れ目のない継続的な支援の実施 ・リスクが高いケースの早期対応 ・新しい協議体制による速やかな情報共有と課題への対応	こども家庭支援室の支援ケース数(延べ人数)	R7	人	2,500	3,918	R7
							養育支援訪問事業(延べ訪問件数)	R7	回	800	632	R7
17	児童クラブ環境改善事業(空調更新)	R7新	5,647,400	3,649,400	令和7年度は、大津市立晴嵐児童クラブ、志賀児童クラブ及び堅田児童クラブの空調設備を更新する。	上記3カ所の児童クラブの空調設備を更新したことで、保育環境が整い児童及び支援員の熱中症等を防ぐことができた。	空調設備を更新する施設	R7	%	100 (3/3カ所)	100 (3/3カ所)	R7
18	小学校校舎等改修事業(昇降機改修工事)	R7新	12,100,000	12,100,000	昇降機改修工事を実施することで、教育の環境維持を図る。	エレベーター改修工事に伴い、今後エレベーターの利用が必要な児童がより安全に利用できるように、停電時自動着床装置の新設や、エレベーター内の天井照明のLED化を実施した。	瀬田北小学校昇降機改修工事を完工する	R7	%	100	100	R7

②彦根市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○養育支援訪問件数	R7	回	1,549	1,838	R7
	○年少人口(0～15歳未満)の割合	R7	%	12	11.9	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
			円	円								
1	訪問用物品調達業務	R6拡	327,500	109,500	学校長期休暇時の安否確認とコミュニケーションを行うためのきつかけとするため、弁当などの物品調達業務を委託する。	令和7年度において、長期休暇中の4月2日～4月4日の3日間、7月22日～8月27日のうち23日、12月25日～1月6日のうち4日間、3月25日～31日のうち5日間の計35日間において1日あたり15個の弁当を調達し、必要世帯への配布時に安否確認や面談を行った。面談の対象世帯はおもに被虐待児をはじめとした支援が必要な家庭であり、面談にあたっては、最近のこどもの様子や保護者の困りごとを聞き出すことで、次の訪問につなげることができた。	訪問時の目標達成率	R7	%	70	100	R7
2	子ども医療費助成制度拡大(中学生通院医療費)	R6新	75,066,143	75,066,143	・現物給付にて、通院医療費助成を中学卒業まで実施する。 ・所得制限なし、一部自己負担金無しとし、健康保険が適用される医療費等の負担を無償化する。	子どもの医療助成制度の拡大により、子育て世帯の医療費負担を軽減し、受診控えの解消による早期受診・重症化予防を促進することで、子どもの健康保持に寄与した。また、子育て世帯の安心感向上や出産・子育てへの心理的ハードルの低減により、少子化対策・子育て支援施策としても重要な効果を有する。	年間出生数	R7	人	743	631	R7
3	福祉医療費助成制度拡大(高校生世代一部自己負担金)	R6新	11,820,922	11,820,922	県制度の高校生医療費助成における一部自己負担金を市が助成するもの	福祉医療費助成制度の高校生一部自己負担金を助成することにより、子育て世帯の医療費負担を軽減し、受診控えの解消による早期受診・重症化予防を促進することで、子どもの健康保持に寄与した。また、子育て世帯の安心感向上や出産・子育てへの心理的ハードルの低減により、少子化対策・子育て支援施策としても重要な効果を有する。	年間出生数	R7	人	743	631	R7
4	臨床心理士等による相談業務委託事業	R6新	810,000	810,000	市内にあり臨床心理士や公認心理師を有する社会福祉法人への業務委託を行い、学校を会場とした発育相談会や学校・地域と連携した家庭支援等を行うことにより、困難な状況にある家庭とのつながりをつくり、課題解消に向けた取組を行う。小学校5校を拠点に、児童やその保護者を対象にカウンセリングを行ったり、教員にコンサルを行ったりした。また、当課主催の不登校の子をもつ親の会で、保護者の個別相談に応じた。	臨床心理士との関わりにより、状況が改善されたり、適切に関係機関に接続できたケースが数多くあった。次年度は、各学校における支援ニーズの高まりに対応するため、臨床心理士等の派遣対象校数を5校からさらに増加させる予定である。	学校を会場とした発育相談会の開催回数	R8	回	3	1	R7
5	特別支援教育支援員派遣事業	R6拡	5,619,835	5,414,948	特別支援教育支援員を市内小中学校に配置し、支援を要する児童生徒の日常生活に関する介助、安全確保と学習支援、学校行事等への参加支援を中心に個に応じた支援活動を行った。	令和6年度交付金活用事業に加え、令和7年度は1対1対応が必要な児童が小学校に入学するため、特別支援教育支援員2名の増員を行った。これにより、学級担任や教科担任等と連携し、支援を要する児童生徒へ適切な支援を行うことができた。	市内全小中学校への特別支援教育支援員の配置人数	R8	人	50	49	R7
6	特別支援教育専門員派遣事業	R6拡	2,949,162	1,988,878	特別支援教育専門員が学校訪問を行い、特別支援学級の学級経営や教科指導についての指導や助言を行う。特別な支援を必要とする児童生徒の知能検査、保護者、担任等への教育相談を行う。また、特別支援学級の経験年数の浅い教職員を中心としたスキルアップのため、定期的に研修を実施する。	特別支援教育専門員が学校を訪問し、特別支援学級の学級経営や教科指導に対する助言を行うことで、経験年数の浅い教員を含めた教職員の指導力向上につながっている。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対して知能検査や教育相談を実施することで、児童生徒の実態に応じた適切な支援や指導方法の検討が可能になり、学校と保護者が連携した支援体制の充実に寄与している。	特別支援教育に関する研修会の実施	R7	回	3	3	R7
7	医療的ケア児等相談支援体制整備事業	R7新	4,685,000	1,535,000	既存の湖東福祉圏域における相談支援事業は、「身体、療育、精神」および「障害のある子ども」への一般的な相談に応じるものであった。医療的ケアを必要とする人が増加し、それに伴って相談ニーズが高まっていることから、「医療的ケア児(者)」に関しての一般相談に対応できる事業所を委託先として設置し、相談支援体制の拡充を図るもの。	医療的ケア児等の一般的な相談に応じる体制を整備し、相談支援の充実及び関係機関との連携強化を図った。これにより、医療的ケア児およびその家族が必要な支援につながりやすい環境の整備に寄与した。	医療的ケア児等に係る相談件数	R7	人	600	807	R7

③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○入所希望者に占める待機児童の割合	R11	%	0	0.41	R8.4
	○子育て・健康応援アプリながスマの会員登録数	R11	人	3,500	2,305	R7
	○パパママ・リフレッシュ託児事業の利用者数	R11	人	3,500	2,970	R7
	○長浜Cheerfor子育て登録団体	R11	件	100	53	R7
	○産後ケア事業の利用者数(延べ人数)	R11	人	225	725	R7
	○待機児童数(放課後児童クラブ)	R11	人	0	0	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	こども若者まんなか地域力創造プロジェクト・PV制作プロジェクト事業	R7新	4,499,000	4,499,000	こども若者目線による市の魅力を大人や企業と協働してプロモーションビデオを制作する。こども若者が地域のヒト・コト・モノに関わる機会やアイデアを表現する機会に触れることで、こども若者の自己肯定感の高揚や郷土愛の醸成等を図る。PV制作プロジェクトでは、デザイン思考や動画の企画の立て方、撮影や編集のポイントなど全10回の講座を開催し、参加者のPV制作までのフォローアップを行う。	PV制作プロジェクトは9人6組が参加し、計10回の動画制作講座やワークショップを踏まえて動画を制作した。11月24日に6つの動画の上映発表会を開催し、駅からまちなかを歩いて時間を計測する動画や豊かな自然と生き物に関する動画など、地域の特徴や魅力を映像として表現することができた。参加者からは「自然が身近にあることの価値を再認識した」「歩いていて楽しいまちだと気づいた」など、地域の魅力再発見や郷土愛の醸成、自己肯定感の高揚につながった。	PV制作作品数	R7	個	7	6	R7
2	こども若者ボイス事業	R6新	889,053	889,053	小学生、中学生、高校生、大学生を対象に、市の課題や市の取組などについて意見や提案として声を聴く「こども若者ボイス」を実施し、市の施策へ反映させていくとともに、こども若者の自己肯定感の高揚や郷土愛の醸成等につなげていく。	小学生は11人、中学生は延べ77人、高校生は22人、大学生は13人が参加し、まちなかを散策して気づいた気持ちを表現したり、地域の課題について具体的に考える機会を創出した。特に中学生からは「人口減少など今の私たちが直面している問題を解決するために関わってほしい」「長浜市の現状やこの先をどうするのかなどを考えられる良い機会になった」などの感想があり、市の課題について真剣に考える大変有意義なものとなった。地域を改めて知り、深く考えることで、彼らの自己肯定感や郷土愛、地域の一員としての意識を高めることができた。	こども若者ボイス参加人数	R7	人	100	123	R7
3	サードプレイス事業	R6拡	5,778,495	5,778,495	高校生がより身近に感じられるように年齢の近い相談相手となるユースワーカーを雇用する他、地域内外の同世代との交流や地域との関わりづくりのきっかけとなるような事業を実施する。	高校生や大学生が放課後等に自由に過ごせるサードプレイスとして運営することで、高校生同士の新たな交流や、地域・地元企業と関わる機会の創出が容易になり、彼らが地域の魅力を再認識する良い機会となっている。また、若者政策という観点だけでなく、福祉的な観点からも大きな役割を果たすようになってきており、登校しづらい生徒の居場所であったり、常駐するユースワーカーに安心して相談できる環境が整いつつある。サードプレイス「itteki」が単に自由に過ごせるだけの空間だけでなく、悩んでいる高校生たちが安心できる場所としての機能も果たしており、これまでつながりにくかった高校生・大学生と市との関わりが容易になったことで、彼らの意見等を踏まえた若者政策の検討・構築が促進されている。	サードプレイス延べ利用人数	R7	人	7,000	6,333	R7
							利用者主体のイベント数	R7	回	24	45	R7
4	地域企業キャリア創造プログラム・レクチャープログラム	R7新	1,720,360	1,720,360	ふるさと納税のお礼状作成ワークショップを通じて地域資源や寄附者とのつながりを学ぶとともに、起業やキャリア形成など地域企業等とタイアップした取組を通じて、地域課題解決や新たな価値創造に取り組む。	ふるさと納税のお礼状作成ワークショップに関しては、参加高校生が地元の魅力を再発見するとともに、デザインやキャッチコピーを考える良い機会となり、完成したお礼状は大変好評を得ることができた。また、起業体験やキャリアについて考える機会をもうけることで、彼らの進路選択を考えるヒントとなった。地域企業デザインワークショップでは、デザイン思考のプロセスを学ぶことで、今後社会に出る上で必要な基礎的スキルを習得できたとともに、地域の仕事を自らの活動として体験し、社会や地域への理解を深める貴重な機会となった。	地域企業キャリア創造プログラム・レクチャープログラム参加者数	R7	人	50	296	R7
5	地域と学校の連携と協働による「生きる力」育成事業	R7拡	508,248	443,248	子どもたちの地域での学びを通した「生きる力」を育成するため、地域住民や保護者、地元団体など多様な主体と学校のさらなる連携・協働の仕組みと体制をつくる。地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校が連携した学びや子どもの居場所づくりなどの活動を実施する。	令和5年度から1校に導入した地域学校協働活動推進員の配置を、令和7年度に新たに8校に新規配置し、9人の推進員により事業を実施した。推進員の配置により地域と学校の連携が円滑になり、教職員の負担軽減が図られるとともに、地域の参画が促進され、ボランティアなど協力者の拡大につながった。また、地域と学校のつながりが深まることで、子どもたちの学びや体験活動が充実し、学校・子ども・教職員と地域住民との関係をより深めることができ、地域と学校の連携体制の構築を進めることができた。	地域学校協働活動推進員の委嘱人数	R7	人	9	9	R7

③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○入所希望者に占める待機児童の割合	R11	%	0	0.41	R8.4
	○子育て・健康応援アプリながスマの会員登録数	R11	人	3,500	2,305	R7
	○パパママ・リフレッシュ託児事業の利用者数	R11	人	3,500	2,970	R7
	○長浜Cheerfor子育て登録団体	R11	件	100	53	R7
	○産後ケア事業の利用者数(延べ人数)	R11	人	225	725	R7
	○待機児童数(放課後児童クラブ)	R11	人	0	0	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
6	万博国際交流プログラム事業(JCMU×虎姫高校多文化交流プログラム交流)	R7新	300,000	300,000	ミシガン州立大学連合日本センター(JCMU)に在籍するミシガン州出身の留学生を長浜市に招き、市内高校生との交流を実施します。具体的には、虎姫高校の生徒たちが長浜の近代文化や食文化を紹介、観光施設を案内し、留学生と交流を深めます。この取り組みにより、双方が互いの文化への理解を深めるとともに、異文化への関心を高め、広い視野を育むことを目指します。次年度以降も継続した交流を実現するために、交流終了後には参加者の満足度を検証し、成果や課題を整理し、結果を踏まえ、次年度以降の計画に向けた具体的な打ち合わせや改善策を検討していきます。	長浜の伝統文化や食文化の紹介、観光施設の案内、体験や見学を通じて、互いの文化や価値観への理解が深まり、異文化への関心が高まった。こうした交流の中で実践的なコミュニケーション力の向上が図られるとともに、長浜市の学生にとっては地域の魅力を再認識する機会となった。さらに、留学生にとっても日本や長浜市を知る貴重な機会となり、相互理解の促進につながった。	留学生の参加者数	R7	人	5	5	R7
7	万博国際交流プログラム事業(ミシガン州フラッグフットボール交流事業)	R7新	7,139,731	5,918,700	9月10日～9月15日にフラッグフットボールに取り組む長浜市の小学生が、アメリカ合衆国ミシガン州ノバイ市を訪問し、本場のスポーツ文化を体験するとともに、現地の小学生とのフラッグフットボールの試合や学校訪問を通じて交流することで、万博開催後も国際交流が深まることを促進する。あわせて、スポーツ活動を通じて、日米の文化の違いと国際感覚を養うとともに、長浜の魅力を再認識し、地域への誇りと更なる愛着を感じウェルビーイングの向上を図ることを目的とする。	本場のスポーツ文化に触れる中で、ルールやプレーの違いを体感しながら競技への理解が一層深まるとともに、言語や文化の違いを越えた小学生同士の交流を通じて相互理解が促進された。これにより、小学生の国際感覚や主体性の向上が図られ、積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢や異文化への関心が高まった。また、今後の国際交流の推進に資する基盤づくりにも寄与した。	フラッグフットボール競技人数	R7	人	60	51	R7
8	万博国際交流プログラム事業(アメリカバビリオン交流)	R7新	191,060	177,560	9月6日に大阪・関西万博のアメリカバビリオンにおいて、バビリオン関係者(ノバイ市)と虎姫高校新聞部の生徒との文化交流を通じて、国際的な視野と異文化理解を深めることを目的に、グローバルな舞台での対話体験を通じて、生徒たちが自らの考えを発信し、他者の価値観を理解する力を育成するとともに、高校生自身の進路や学びに対する意識向上を図るもの。また、本交流を新聞部の活動として記事化する。具体的にはバビリオン内で提供される展示や映像、AIなどに関する体験型コンテンツを通じ、近未来のライフスタイルや価値観を体感する他、ノバイ市長、シティーマネージャーと虎姫高校新聞部の生徒が対話し、互いの文化・教育・価値観について意見交換を行う。	ノバイ市長へのインタビューを通じて、「グローバルな舞台で活躍するために必要な資質」や「環境問題への行政としての考え方」など、国際的かつ実践的な視点からの貴重な知見を得ることができた。これにより、学生は海外の政策や価値観を具体的に理解し、自身の進路や将来像を考える契機となった。また、異なる立場の考え方を踏まえて自らの意見を整理し発信する力の向上が図られ、国際的なコミュニケーション能力の育成につながった。	地域の高校生(虎姫高校新聞部)の部員数	R7	人	10	25	R7
9	子ども医療費助成事業(自己負担分免除)	R6新	12,399,917	12,399,917	県子ども福祉医療費助成事業補助金の制度を活用した子ども(高校生世代)医療費助成事業において、子ども・子育て施策推進交付金交付要綱の別表に定める自己負担金を市単独事業として助成する。次年度以降も、子どもに対して、安心できる医療の提供(医療費助成)を継続していく。	子どもに対して、継続して安心できる医療の提供(医療費助成)ができた。 ※ 疾病や負傷による必要受診に係る助成のため、成果とはいえない。	助成対象者(市単独事業分)	R7	人	3,200	3,207	R7
							子ども医療扶助費(県事業対応分)	R7	円	86,763,297	81,042,210	R7
							子ども医療扶助費(市単独事業分)	R7	円	12,513,195	12,399,917	R7
10	困難な状況にある子どもを支援するための加配配置事業	R6新	4,491,764	4,491,764	常勤の加配を配置することにより、困難な状況におかれた生徒への適切な支援およびきめ細やかな指導を行い、自尊感情を高めるとともに基礎学力の定着を図る。	・令和6年度はフルタイム勤務の任用であったが、財政上の理由により、7ヵパートタイム勤務の任用に変更した。 ・困難な状況におかれた生徒への適切な支援およびきめ細やかな指導を行い、自尊感情を高め、基礎学力の定着が図れた。 全国学力学習状況調査生徒質問紙「自分にはよいところがあると思いますか」の肯定的回答割合 R6 76.3%→ R7 77.6%(該当校)	「自分にはよいところがある」という質問に対して、肯定的な回答の割合	R7	%	90	83.7	R7

③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○入所希望者に占める待機児童の割合	R11	%	0	0.41	
	○子育て・健康応援アプリながスマの会員登録数	R11	人	3,500	2,305	
	○パパママ・リフレッシュ託児事業の利用者数	R11	人	3,500	2,970	
	○長浜Cheerfor子育て登録団体	R11	件	100	53	
	○産後ケア事業の利用者数(延べ人数)	R11	人	225	725	
	○待機児童数(放課後児童クラブ)	R11	人	0	0	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
11	保育士確保！「保育者就労支援」	R7新	2,609,000	2,609,000	①マッチング支援)保育の仕事に興味がある方を園にアテンドし、現場見学や園で働く人との交流の時間を持つ。 ②セミナー)保育の仕事の内容(仕事内容の変化やICT活用等)を伝えるセミナーを実施すると同時に、現場復帰に向けての不安や課題等のニーズ調査を行う。 ③魅力発信)保育関連イベント等にブースを出展し、保育の魅力や各園の特徴等を発信するとともに、ミニセミナーや現役保育士によるゲストトーク等を実施する。	潜在保育士や新たに保育の現場で働きたいと思っている方に対しての魅力発信事業や、仕事体験ツアー・セミナーを開催した。公私立合わせて13名の就職につながった。(令和7年度途中採用、令和8年4月採用の合計)	待機児童人数	R7	人	0	12	R7
12	保育士確保対策事業	R6拡	644,000	215,000	保育士等宿舍居住支援事業補助金(1月あたりの借上げ等の賃料・共益費の3/4を補助(補助上限額4万2千円)のうち、私立園に対する補助について計上する。	市域外からの新規採用保育士2名の誘引と定着を図ることができた。(民間園:2名)	待機児童人数	R7	人	0	12	R7
13	幼稚園・保育所・認定こども園の備品購入	R6新	20,681,262	20,681,262	給食用備品の更新により安定した給食の提供を行い、園児の成長に必要な栄養の提供や食育につなげる。また、保育・教育用備品の購入により、園児の健やかな体と心の成長につなげ、幼児教育・保育の量や質の充実を図る。	給食用備品および保育・教育用備品の更新により、園児にとってより健やかな成長につながる環境を整備できた。	安心安全な教育・保育の提供のため、調理器具の整備の充実を図れた園	R7	園	8	8	R7
							数量不足の解消や安全性の確保のため、保育・教育用備品の充実を図れた園	R7	園	19	19	R7
14	パパママ・リフレッシュ託児事業	R6拡	910,192	304,192	パパママ・リフレッシュ託児事業委託の実施 ・利用対象者 長浜市在住6か月～満4歳未満の未就園児 ・利用料金 250円/時間 ・利用時間 9:00-16:00(1回最長4時間、月上限16時間) 託児に対するニーズに対して、託児職員の追加採用(R6.7月)し、受入体制の強化を行った。	R6年7月に保育士を1名新規採用、受入体制を強化した(配属先:あいあいらんど子育て支援センター長浜市役所高月分庁舎4階)。 保育士1名増により、職員シフトの柔軟性と安全性の向上を図ることができた。また、これまで「保育士の配置数」を理由に断っていた予約を受け入れられるようになり、R7年度利用実績は、総利用者数463人(前年比12人増)、総利用時間数1,618時間(前年比132時間増)と前年を上回ることができた。 一時託児事業の充実は、保護者の心理的・肉体的な負担軽減に直結する重要な施策であり、安心して子育てができる環境を整えることは、本市の子育て支援の根幹であると認識している。特に、人口および出生数が減少傾向にある長浜市北部地域において、本事業は地域の子育て世代を支える不可欠なインフラとしての役割を担っており、今後も、本事業を継続・発展させることで、地域社会の活力を維持し、北部振興の一助となるよう取り組んでいきたいと考える。	リフレッシュ託児事業施設	R7	施設	4	3	R7

③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標 (KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○入所希望者に占める待機児童の割合	R11	%	0	0.41	R8.4
	○子育て・健康応援アプリながスマの会員登録数	R11	人	3,500	2,305	R7
	○パパママ・リフレッシュ託児事業の利用者数	R11	人	3,500	2,970	R7
	○長浜Cheerfor子育て登録団体	R11	件	100	53	R7
	○産後ケア事業の利用者数(延べ人数)	R11	人	225	725	R7
	○待機児童数(放課後児童クラブ)	R11	人	0	0	R7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
14	パパママ・リフレッシュ託児事業 (R7 拡充・拡大)	R7拡	647,250	217,250	パパママ・リフレッシュ託児事業委託の実施 ・利用対象者 長浜市在住6か月～満4歳未満の未就園児 ・料金 250円/時間 ・利用時間 9:00-16:00(1回最長4時間、月上限16時間) 託児に対するニーズに対して、新規事業所(のんびりびよっこ)への委託開始 (R7年4月)し、受入体制の強化を行った。	R7年4月に新規事業所(のんびりびよっこ)への委託開始し、受入体制を強化した。 新規事業所(のんびりびよっこ)は、R6年5月から子育て支援センターを新規開設した事業所であり、段階的に事業を拡大していく計画であったため、開設当初よりR7年4月からパパママ・リフレッシュ託児事業を委託することを調整していた。R7年4月から託児事業所数が3施設から4施設(公設2ヶ所・民間2ヶ所)となり事業の拡大・拡充が図れる予定であった。しかし、民間1事業所のR6年12月までの閉鎖が突然に決まり、結果的に事業所数は3施設のままとなっている。 のんびりびよっこのR7年度利用実績は総利用者数266人・総利用時間数810時間であった。一時託児事業の充実は、保護者の心理的・肉体的な負担軽減に直結する重要な施策であり、安心して子育てができる環境を整えることは、本市の子育て支援の根幹であると認識している。公設2施設のための体制であったら、これらの利用希望者を全て受け入れることは困難であり、新規事業所への委託開始が保護者の受皿として極めて重要な役割を果たし、安心して子育てができる環境を整えることができた。また、のんびりびよっこは支援センター事業・託児事業とともに利用者から高く評価されており、地域に根付いた子育て支援拠点として着実に認知されてきている。引き続き託児事業の委託を行っていきたい。	リフレッシュ託児事業施設	R7	施設	4	3	R7
16	産婦健康診査事業	R6新	6,358,100	3,237,100	出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施。検査内容は①基本診察(問診及び診察、血圧・体重測定)②尿検査③乳房・授乳の状況④EPDSまたはNICE等の質問票を用いたスクリーニング検査⑤保健指導 母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等。費用の助成は1回5,000円で産後 2 週間、産後1か月の2回(一人当たり10,000円の助成)。受診方法は産科医療機関及び助産所にて実施。医療機関よりハイリスク者の連絡を受け、当市の保健師、助産師の相談支援につなぐ。	産婦健診1回につき5,000円の補助(1人2回まで)を実施することで、経済的な負担軽減を図り、産後間もない産婦の身体的・精神的フォロー等に早期に対応する体制整備につながった。	産婦健康診査受診率	R7	%	100	99.2	R7
17	子育て支援アプリ	R6新	1,023,000	511,500	市は母子手帳交付時に電子母子手帳アプリのインストールを市民に啓発する。また、子育て支援の情報発信を一元化させ、必要な情報を必要な時期に届けられるよう発信する。その他、母子保健のデータを電子化し妊産婦の状況把握や相談支援に利用する。市民は母子の心身の健康状態や予防接種接種歴を入力する等、健康状態の把握に利用する。	アプリに掲載する情報を充実させ、利用者が必要とする情報にアクセスしやすく子育て期の生活に活用しやすいよう整備した。	アプリのダウンロード数	R7	件	3000	2,305	R7
18	産後ケア事業	R6拡	3,954,050	1,169,050	全世帯の利用者に向けた利用料の減免。非課税世帯及び生活保護世帯は全額減免、課税世帯は1回目から5回目の利用料の減免、宿泊型、日帰り型は2500円、訪問型は1100円の減免。初回利用時の利用料全額減免。システム化の導入。	産婦に対して、1回あたり2,500円(宿泊型、日帰り型)、1,100円(訪問型)の利用料減免を実施。非課税世帯及び生活保護世帯は全額減免とすることで経済的負担の軽減を図ることができた。 また、利用のハードルを下げるため1回目の利用を無料とし、産後早い時期にサービスを利用することで、育児等の困りごとを早期に解決できる環境を整えることにつながった。	利用料減免者数	R7	件	210	617	R7
						そして、事務処理をシステム化することで、正確かつ迅速な事業の管理を行うことができるようになった。	産後ケア事業利用日数の増加(宿泊型、デイサービス型、訪問型)	R7	件	295	725	R7

④近江八幡市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○地域子育て拠点支援事業における年間延べ利用人数	R7	人	20,857	22,013	R7
	○保育所等の受け入れ確保量	R11	人	3,704	3,594	R8.4

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	乳児等おむつ等支給子育て支援事業	R6新	20,911,550	20,911,550	乳児のいる子育て世帯への支援として、おむつ等の育児用品を自宅まで宅配し、その際に見守りや相談を実施する。親の子育て不安の解消や孤立化の防止を図る。	1歳未満の子を養育する家庭に延べ6,082回おむつをお届けするとともに見守り訪問を実施した。回を重ねるたびに、子育て家庭と配達員の関係性が構築され、自然な流れで子育ての悩みや相談を受けることができている。	令和8年3月末までの乳児等おむつ等支給子育て支援事業における相談件数	R7	世帯	200	282	R7
2	公立就学前施設大型遊具更新事業	R6新	30,253,669	30,253,669	金田幼稚園、北里幼稚園、八幡保育所、桐原保育所について老朽化が進んでいる既存遊具を撤去し、新たな遊具を設置する。	公立幼稚園、保育所、認定こども園において、複合的な機能を併せ持つ大型遊具の更新や新規設置を行ったことで、子どもたちが安心して伸び伸びと体を動かす環境を整えることができました。遊具で体を動かす中で、心地よさを感じ、様々な動きを経験し、「体力」「運動能力」を高めるとともに、相手への敬意や思いやりの気持ち、仲間と協力することの意義を身につけることができます。	公立就学前施設に設置された老朽化が進んでいる大型遊具の更新	R7	園	9	9	R7
3	スペシャルサポートルーム運営事業	R6新	21,724,140	21,724,140	市立小中学校に専任指導員を配置し、空き教室などを利用した子どもの居場所(スペシャルサポートルーム)を設置する。多様な学びの居場所で子ども自らが相談する力やSOSを発信できる力を身につけさせる。	小中学校15校にスペシャルサポートルームを設置し、専任の支援員を配置して270名の児童生徒に支援を行った。支援員を配置したことにより、新たな不登校の未然防止に努めることができた。また、不登校の状況が長期化していた児童生徒についても、スペシャルサポートルームを紹介することにより、登校することができた児童生徒もいる。スペシャルサポートルームの支援員の勤務を、1日3～4時間から6時間に増加させたことで、おおむね児童生徒が利用したい時間に開設することができた。	不登校児童生徒在籍率	R8	%	3.5	3.69	R7
4	公立就学前施設トイレ改修整備事業	R7新	2,420,000	2,420,000	八幡保育所内の5箇所のトイレの改修(床の乾式化、トイレブースの更新、便器の洋式化等)を行う。	床の乾式化、トイレブースの更新、便器の洋式化の改修を行うことにより、こどもたちの保育環境、衛生環境の改善を図ることを目的として、R7年度は設計業務を行った。当該設計に基づき、R8年度に工事を計画しており、今後入札等を行い、施工業者を決定する。	保育所トイレの改修(床の乾式化、トイレブースの更新、便器の洋式化等)	R8	園	1	0	R7

⑤草津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期 R7
	○子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)	R7	%	87.8	88.5	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	対話と協働で「こどもまんなか」を進めるプロジェクト事業	R6新	200,000	200,000	中学生の課題認識やそれに伴うチャレンジを、草津市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体との協働事業により応援する。 ①市内中学生に対して、事業への参加募集について学校や連絡アプリを通じて案内周知 ②協働団体が調整し、フリー＆アフタースクールやこども食堂などのこどもの居場所づくりを実施する団体等と応募した中学生の意見交換 ③中学生がどんなことをして小学生と関わりたいかを具体化し、事業実施	前年度の参加者や、今年度に市長との対話に参加した中学生、その他学校の連絡アプリでの周知を行い、参加者を募集した。フリー＆アフタースクールに通う児童との遊びを中学生が主導になり企画し、実施した。参加した中学生からは、企画から携わったことへの達成感や、今後の継続的な社会貢献への意欲などの感想を得られた。	事業実施後の満足度(参加中学生および小学生)	R7	%	88	100	R7
2	「こども・若者の声を形に」プロジェクト推進事業	R7新	795,913	795,913	①こども意見ファシリテーターのコーディネート元、中学生、大学生を中心とした若者との対話事業を3回実施する。 ②3回の対話事業の中で意見をもとに、地域の市民団体等と協働し、意見を実現を2つ事業化する。(協働事業2回)	中学生や大学生等が一堂に会し、地域の課題に対して多くの具体的なアイデアを創出した。特に、中学生から提案された「自習室の不足」という切実な課題に対し、“場所”の要望に留まらず「教え合い」や「多世代交流」といったソフト面の解決策が言語化され、若者が「自分の意見が社会に届く」という成功体験を得ることで、自己肯定感と社会参画への意欲が高まった。	事業実施後の満足度(アンケート実施)	R7	%	80	92	R7
3	令和7年度開設病児・病後児保育施設整備事業	R7新	4,400,000	1,466,668	病児・病後児保育室の新たな開設に向けて、公募型プロポーザル方式で運営委託先を募集します。質の高い保育と安定的な運営を確保するため、選定された事業者に、施設の整備や備品購入にかかる開設費用の一部を補助します。	運営委託者を募集し、1月から病児・病後児保育室を新たに開室した。施設の整備や備品購入にかかる開設費用の一部を補助し、事業者の質の高い保育環境と安定的な運営を確保した。	病児・病後児保育室の整備	R7	カ所	2	2	R7
4	妊婦健康診査助成の増額	R6拡	20,847,184	20,833,244	基本健康診査公費助成額増額と多胎妊婦に対する超音波検査受診券の追加助成を行う。次年度も継続して実施する。	妊婦健康診査費助成額を拡大したことで、正期産の妊婦一人当たりの妊婦健康診査基本受診券の利用割合が助成拡大前に比べ増加しており、アンケートの結果からも公費助成を拡大したことで、98%以上の対象者が「妊婦健康診査を受けやすくなり、妊婦健康診査を受けたことで安心して妊娠期を過ごすことができた」と回答されていることから、妊婦健康診査費助成額を拡大したことで、妊婦健康診査を受診しやすくなり、より安心・安全な妊娠期を過ごすことの一助になっている。	妊婦健康診査受診券12回以上使用した妊婦の割合	R7	%	65	64	R7
5	乳幼児健康診査における遊びを通した親子の育ちを支える取り組み	R6新	388,410	388,410	10か月児健診時の待ち時間を利用し、親子の触れ合うおもちゃ等を使って、遊び方の指導や育児相談を行う。次年度も継続して実施するとともに、指導内容の充実を図る。	R7.12～R8.3に事業評価アンケートを実施(226名回答、回答率76.4%)。10か月児健診後、シフォンスカーフを用いて親子のふれあいの時間を設けたという回答は159名、70%であった。当日の保育士による実演が参考になったという回答は204名、91%であった。自由記述でも「こどもが喜んでくれてうれしい」「ふれあいの時間が大事だと感じた」「こどもとの遊び方がわからなかったので参考になった」といった声が多く、親子のふれあいを促す効果があったと考える。	指導後、親子で遊ぶ機会を設けたと回答する保護者の割合(1歳6か月児健診時にアンケート)	R7	%	70	70	%
6	子育て応援フェスタ(協働チャレンジ事業)	R6新	200,000	200,000	子育て層(世帯)とそれに携わる地域住民が、行政の相談窓口担当者とイベントを通じて出会い顔の見える関係を築くことで、相談・行政サービス利用へのハードルを下げ、いざという時に専門機関につながりやすい環境を作る。 また、市民活動団体、教育機関・学生団体や地域貢献を行う企業(事業者)などにもイベント出展してもらうことで、これまでにない新たな出会い・つながりづくりをコーディネートし、多世代交流や協同事業創発のきっかけとする。 ・絵本読み聞かせ ・ハイハイレース ・相談ブース ・おしごと体験 ・こども向けワークショップ ・ファミリー向けマルシェ など	応援フェスタを通じて、行政の相談窓口担当者と顔の見える関係を築くことで、子育てに関することをどこに相談すればいいのかわかっていた。また、市民活動団体、教育機関・学生団体や地域貢献を行う企業(事業者)などにもイベント出展してもらったことで、新たな出会い・つながりづくりが実現し、他機関、多世代交流が推進された。	イベント参加者	R7	人	600	512	R7
7	区間2(ai彩ひろば)遊具設置等事業	R7拡	39,050,000	3,950,000	区間2(ai彩ひろば)に遊具と日陰施設の設置	区間2(ai彩ひろば)において、子どもが遊び、憩える空間となるよう、遊具と日陰対策施設の設置を行った。	(区間2)公園利用者アンケート(5段階評価の平均)	R8	—	4.4	4.4	R7
8	草津市登校支援室加配教員配置事業	R6新	18,300,968	18,300,968	市内各小中学校へ登校支援室加配(会計年度任用職員)を配置し、登校支援室運営をサポートし、利用者の学習支援や教育相談、社会的自立に向けた支援を行う。	登校支援室利用者に対する支援を充実させたことで、多くの利用者の状況が好転し、教室復帰等につながった。	登校支援室利用者の状況好転率(各校からの実績報告書)	R7	%	67	71.8	R7

⑤草津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)	R7	%	87.8	88.5	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
9	学校問題解決支援コーディネーター設置事業	R7新	4,223,180	4,223,180	児童生徒支援課に学校問題解決支援コーディネーター1名を配置し、事案発生後の学校との連絡調整や訪問、事案発生前の予防的指導のための定期訪問、関係機関会議等への出席や情報共有、その他保護者対応等を行う。	学校問題解決支援コーディネーターが定期的および緊急的な学校訪問により初期対応の助言を行うことで、事案の重篤化を防ぐことができた。	いじめ重大事態の発生件数	R7	件	0	4	R7
10	立命館大学キャンパス体験	R6拡	2,111,802	2,111,802	立命館大学のキャンパス体験を通して、変化の激しい社会でどのように生きていくことが求められているのかについて知ることや、SDGsに理解をより進めることでESD教育の深化を目指す。	体験授業において、満足度(強い肯定)が昨年度から4%上昇するとともに、本事業をとおして、学校生活へのヒントとなったと答えた生徒の割合が88%となった。また、本事業を学校主体の取り組みとすることで、生徒が主体的に取り組む姿勢が見られた。	キャンパス体験の満足度(実施後、生徒対象のアンケート調査を実施)	R7	%	90	95	R7
11	教育研究所教育相談事業やまびこ教室にかかるマルチメディア学習システム活用事業	R6拡	632,940	632,940	マルチメディア学習システム「天神」をやまびこ教室で活用し、学習保障の1つとする。 不登校や不登校傾向にある本教室の在籍児童生徒は、あまり授業が受けられておらず、学習面で不安に感じている子が多い。自学・自習ができるマルチメディア学習システムを活用することで、学校復帰や受験勉強のための学習補充をすることができる。	やまびこ教室に通う子たちが「天神」を使い、自ら課題を選んで取り組むことができた。天神は個々の力に応じた課題を自由に選択できるため、こどもたちの学習のきっかけとして大変有効的であった。	天神利用の満足度(年度末にアンケート調査の実施)	R7	%	80	70	R7
12	笠縫東こども園正門改修工事	R7新	1,155,000	155,000	正門の改修を行い、正門手前の園庭内に側溝を設置することと、外構の改修を行い視認性の良いメッシュフェンスに取り替えます。 正門改修工事1,155千円(うち税105,000円)	正門の改修を行い側溝の設置及び外構の改修を行った結果、正門付近の視認性が向上し、排水機能が強化されたことで安全な保育環境を確保することができ、保育の質が向上しました。	子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)	R7	%	87.8	88.5	R7
13	保育士確保対策事業	R6新	5,405,755	5,405,755	草津市の保育施設で働く可能性のある者を効率よく効果的に確保できるよう、対象者を抽出し、SNS等を通じてアプローチすることで、草津市の保育施設に興味を持ち採用に繋げるよう取組を行っていく。 ①対象者へ直接ダイレクトメールを送付。②SNS等を通じて広告を配信する。③公共施設にチラシやポスター設置し、啓発。 これらの①②③の取組により、草津市内の公立および私立の保育施設等で働く保育士の確保を行う。	草津市内の保育施設等で働く保育士の確保に向け、①保育士を目指す学生等へダイレクトメールの送付およびSNSを通じて広告配信②生活情報誌にチラシを折込み草津市を含む近隣地域へ周知③公共施設にチラシやポスターを設置したことにより、市内保育施設等の保育士確保につながった。	当該施策により新たに保育士として就労した者の割合	R7	%	70	76	R7
14	地域協働高校推進事業	R6拡	448,875	149,625	草津市では、平成10年度から学校・家庭・地域が連携し、地域のこどもと大人が共に活動し、こどもが主体となって自ら考え、行動できる人材を育成し、将来の地域の担い手づくりと持続可能な地域づくりにつながる地域協働高校事業を進めている。令和4年度より開始している「スクールESDくさつ推進事業」は、令和4・5年度はモデル校3校での実施であったが、令和6年度からは市内全小中学校で実施することとしているため、充実した事業実施のために地域コーディネーターを今まで未設置の5中学校に新たに設置した。 今後の地域協働高校では、「草津市教育振興基本計画」に基づき、「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向け、地域の大人がこどもの学びを支えるとともに、地域に開かれた学校でこどもと大人が協働し、ともに輝けるよう「社会全体で学びを進める」ことを目指す。	地域コーディネーターが地域の多様な人材と学校のつながりを生み出すことができた。 地域コーディネーターが生み出したつながりにより、こどもに今までより充実した学びを提供することができた。	地域協働高校の推進に満足している市民の割合(第4次草津市教育振興基本計画)	R7	%	19.9	19.4	R7
15	令和7年度開設病児・病後児保育運営事業	R7新	3,869,245	1,265,415	公募で選定した事業者により、国の基準に基づいた病児・病後児保育室を運営します。病気の子どもを医療機関から預かる送迎サービスや、当日の急な利用にも対応する体制を整えます。これにより、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備します。	令和8年1月より、病気の子どもの医療機関から預かる送迎サービスや、当日の急な利用にも対応する体制を整え病児・病後児保育室を運営し、保護者が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備した。	病児・病後児保育室の運営	R7	カ所	2	2	R7
16	民設児童育成クラブ施設整備事業	R7新	2,500,000	833,334	①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②需要増が見込まれる小学校区に民設の児童育成クラブを誘致する。(令和7年度は1小学校区に誘致。)	需要増が見込まれる老上小学校区に民設児童育成クラブを募集し、令和8年度4月から開所・運営する事業者を決定した。また、児童育成クラブのための施設の整備や備品購入にかかる開設費用の一部を補助し、事業者の質の高い保育環境と安定的な運営を確保した。	待機児童の人数	R8	人	0	3	R7

⑤草津市	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目			目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
		○子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)			R7	%	87.8	88.5	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
17	民設児童育成クラブ運営補助事業 (令和6年度継続)	R6新	7,975,150	2,658,384	①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。②需要増が見込まれる学区で民設の児童育成クラブを新規に運営補助を行う。(対象施設は令和6年度継続・令和7年度拡大:1施設)	対象施設:スポキッズ老上第二(令和6年度開設(新規)) 放課後児童育成クラブを運営し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることができた。	待機児童の人数	R7	人	0	0	R7
18	民設児童育成クラブ運営補助事業 (令和7年度新規)	R7新	17,602,126	5,867,376	①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。②需要増が見込まれる学区で民設の児童育成クラブを新規に運営補助を行う。(対象施設は令和7年度新規:2施設)	対象施設:スポキッズ老上第二(令和7年度定員増(拡大))、スポキッズ笠縫東 放課後児童育成クラブを運営し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることができた。	待機児童の人数	R7	人	0	0	R7
19	困難な状態にあるこどもを支援するための加配配置事業 (令和6年度増員継続分)	R6新	11,204,333	6,244,333	①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②支援を要する児童を児童育成クラブで受け入れるため、当該児童の支援を行うための職員を追加配置する。(令和6年度増員継続分:3名)	支援を要する児童を児童育成クラブで受け入れるため、当該児童の支援を行うための職員を追加配置を行った。	加配が必要な児童数への職員配置	R7	%	100	100	R7
20	困難な状態にあるこどもを支援するための加配配置事業 (令和7年度増員新規分)	R7拡	24,929,642	13,893,642	①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②支援を要する児童を児童育成クラブで受け入れるため、当該児童の支援を行うための職員を追加配置する。(令和7年度増員継続分:8名)	支援を要する児童を児童育成クラブで受け入れるため、当該児童の支援を行うための職員を追加配置を行った。	加配が必要な児童数への職員配置	R7	%	100	100	R7

⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○待機児童数	R8	人	0	13	R8.4
	○学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数	R7	人	30	55	R7
	○合計特殊出生率	R7		1.45	1.51	R6
	○保育士の離職者数(公立)	R7	人	2	7	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	教育支援センター設置事業	R6新	4,262,603	4,262,603	教育支援センターでは、不登校支援に関する地域の拠点として活動を充実させる。 ・センター的機能の充実:不登校支援に関する情報提供や学校および関係機関との緊密な連携を図る。 ・教育相談事業の充実:悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に寄り添い、社会的自立に向けてのエネルギーを高める。 ・児童生徒支援室事業:指導員の複数配置を活かし、個に応じたきめ細かい支援を行うとともに、その社会的自立に資する。	<複数の児童生徒支援室指導員の配置による効果> ・指導員同士で役割分担ができるようになり会話のモデルや行動のモデルが広がり、児童生徒の活動が活発になった。 ・指導員が複数いることで個に応じた対応ができ、子どもたちの安心につながっている。 <備品購入における効果> ・教室の雰囲気も明るくなり、子どもたちもうれしそうな表情をしている。 ・ホワイトボードやパーテーションの活用で個に応じた学びの環境となり、それぞれが主体的に取組めるようになった。	不登校児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒数	R7	人	5	8	R7
							年間相談件数	R7	件	1,100	943	R7
2	小中学校ネットワーク増強業務	R6新	4,660,920	4,660,920	課題のある11校の通信回線の増強(1G→10G)を図り、通信容量を上げることで、スムーズな授業の実施ができるような環境を整える(機能向上)。 これにより、通信容量の問題により控えてきた動画等のデータ容量の大きいコンテンツを活用した児童生徒にとってより良い学習環境を提供することが実現できる。	ネットワーク環境の増強として、学校からのインターネット回線を、1ギガから10ギガに変更した。このことにより、学校の通信速度が大幅に改善し、児童生徒が快適に1人1台端末を利用できる環境となった。	学習用端末によるスムーズな授業が実施できる学校数	R7	校	13	13	R7
							各項におけるデジタルドリル使用時通信速度改善(8小学校、3中学校)	R7	mps	50	700以上	R7
3	校内教育支援センター(SSR)設置促進事業	R6新	3,598,046	3,598,046	R6年度はモデル校3校において、現在の別室を改造し、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR(スペシャル・サポート・ルーム)」を設置し、SSRでの学習支援を行った。 R7年度は他校にも拡充し、予算の範囲内で必要な学校(最大10校)についてSSRに必要な備品を設置する。 ・別室内で個別学習、寛ぐ場所、教職員や友達と話す場所をつくり、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR」の環境整備を行う。 ・教員の中で別室担当を設置し、SSRにおいて学習支援を行う。	R6年度はモデル校3校において、現在の別室を改造し、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR(スペシャル・サポート・ルーム)」を設置し、SSRでの学習支援を行った。 R7年度は他校にも拡充し、予算の範囲内で10校についてSSRに必要な備品を設置することができ、登校しづらさや自分のクラスに入りづらいつと感じている児童生徒が、学びの場や居場所を確保することができる、過ごしやすい環境を整備することができた。	不登校児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒数	R7	人	5	8	R7
4	保育補助者雇上強化事業	R7新	9,860,000	1,232,000	保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育所等において保育補助者又は有資格保育補助者を雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士等の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	保育補助者の配置により、これまで保育士が担っていた環境整備や準備業務等の負担が軽減され、保育士の本来業務に注力できる体制が整った。また、保育環境の整備が行き届くことで、安全性および衛生面の向上につながっている。行事準備等が分担され、保育士の業務負担の平準化および心理的負担の軽減につながっている。	保育士の離職率(法人立保育所、こども園)	R7	%	7.4	8.4	R6
							保育士の離職率(地域型保育園)	R7	%	15.6	17.6	R6
5	保育ソーシャルワーカー配置事業	R6新	828,653	828,653	専門的知識や経験をもった「保育ソーシャルワーカー」を園に配置することで、保育者の負担軽減をもとより、手厚い保護者支援につながる。	送迎付き添い(往復)、母子の生活面での指導・支援も実施。母子との信頼関係が築けてきている。 ⇒園職員のみでは対応が難しい繊細な部分までケアすることにより、一定の効果が伺える。また園(職員)の負担軽減にも繋がっている。	園に連れて来られない家庭の数	R7	世帯	0	4	R7
6	幼稚園給食外部搬入事業	R7新	69,707,710	69,707,710	公立幼稚園5園における給食提供のための外部搬入委託事業	給食の開始に伴い、園児の食に対する意欲の向上につながっている。また、保護者に対する給食参観や、未就園事業等で試食を実施している園もあり、保護者からも好評であった。 待機児童対策としては、入園申し込みの際、幼稚園で給食が開始された旨を聞き、保育園・こども園から幼稚園へ入園希望を変更されたり、地域型卒園児が幼稚園を選択しているケースもあり、一定の成果につながっている。	保育所入所を希望した園児のうち就園先を幼稚園に変更した数	R8.4	園	30	23	R8.4

⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○待機児童数	R8	人	0	13	R8.4
	○学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数	R7	人	30	55	R7
	○合計特殊出生率	R7		1.45	1.51	R6
	○保育士の離職者数(公立)	R7	人	2	7	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
7	多胎妊婦の超音波検査費用に関する助成額の拡大	R6拡	259,700	53,000	妊婦健康診査の公費負担に加え、より頻回な妊婦健康診査の受診が推奨される多胎妊婦に対し超音波検査の受診券を2枚追加交付することで、経済的負担の軽減を図り、適切な検査の受診を促進する。	令和6年4月1日以降に超音波検査を受診する多胎妊婦に対し、超音波検査受診券の追加交付 内容:超音波検査 2枚追加交付 延べ49件、多胎妊婦の超音波検査を受診。うち10件は追加で交付した受診券を利用され、済的負担の軽減および適切な検査の受診の促進につながった。	多胎妊婦の超音波検査受診回数	R7	回	10	10	R7
8	妊婦健康診査	R6拡	38,640,620	12,941,820	妊婦健康診査の基本受診券の補助上限を上げ、妊婦健診の自己負担の軽減を図ることにより、望ましい回数の健診を受診してもらえるよう支援する。	令和5年度までは、基本受診券の補助上限は3,300円であったが、令和6年度以降5,000円に増額した。 延べ7,787件、基本受診券を利用して受診され、自己負担の軽減および望ましい回数の健診を受診してもらうための支援につながった。	妊婦健診の受診者数(延)	R7	人	9,690	7,787	R7
9	産前産後の子育て応援家事サポート事業	R7新	1,309,684	1,309,684	妊娠中の方や1歳未満の子がいる家庭、3歳未満の多胎児がいる家庭を対象に、登録事業者が実施する家事サービスを利用する場合に使えるクーポン券を交付する。	妊婦または1歳未満の乳児の保護者(多胎児は3歳未満の保護者)に対し家事サポートサービスが利用できるクーポン券を交付。 延べ78人の利用があり、エアコン掃除や料理の作り置き等で利用され、つわり時期の利用や、兄弟児への食事の用意など家事負担の軽減のために活用。	家事サポートクーポン利用率	R7	%	10	7.7	R7
							家事サポートクーポン利用件数	R7	回	355	75	R7
10	守山市地域学校協働活動事業	R6拡	425,654	175,930	・公民館が地域と学校のつなぎ役となり、ボランティアを募集する。 ・公民館事業で学校と連携する。	・地域ボランティアや保護者等による、支援活動の幅の広がりやボランティアの参画回数の増加が一層進んだ。 ・各校において、地域学校協働活動でめざす子どもの姿とそのための取組の具体化を進めることができた。	子ども応援団ボランティアの登録人数	R7	人	120	135	R7
							子ども応援団ボランティアの活動回数	R7	回	110	105	R7
11	こどもの居場所・学習支援事業	R6新	3,597,000	900,000	ひとり親家庭や生活困窮世帯等、生活において困難な状況を抱え、支援を必要とするこどもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・学習等の支援を行い、支援を要するこどもの居場所としての役割を担うことにより、その生活の向上を図ることを目的とする。 ○こどもの生活・学習支援事業 月曜日および木曜日において、1回あたり3時間開設し、年間80回実施する。 ○社会体験事業 年間5回開催する。 ○長期休暇期間中の北部地域での学習等支援事業 夏休み、冬休み期間を中心に全7回実施する。	こどもの生活・学習支援事業(80回)、社会体験事業(5回)を実施。また、長期休暇期間中の北部地域での学習支援事業をモデル的に7回を実施した。困難な環境が背景にあるこどもが、専門学校に進学する、また中学校や高校に進学でき、前向きに取り組めるなど、計画通りの事業を実施できた。 また、北部地域でモデル的に実施し、一定の参加者を認めたことから、令和8年度は通年実施(月2回)を行うこと見通しとなった。	こどもの居場所・学習支援事業実施場所数	R8.4	カ所	2	1	R7
							こどもの居場所・学習支援事業参加児童数(延べ人数)	R7	人	368	335	R7

⑦栗東市	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目			目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
		○栗東市総合計画「栗東市が子育てしやすいまちだと思いますか」の割合			R8	%	52.6	51.5	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	子ども医療費助成事業	R6新	40,970,226	40,970,226	中学生の通院医療費について、保険適用後の自己負担額を受給券を発行して助成します。(1診療報酬明細書あたり500円の自己負担有。なお、調剤は自己負担無。)安心して子どもを産み育てる環境づくりのために、一時的な医療費助成ではなく、次年度以降も継続して助成を実施します。 【参考】中学生については、入院医療費のみ償還払いによる助成を行ってきましたが、令和6年度より通院・入院とも現物給付による助成を開始します。	出生から高校生世代まで途切れのない医療費助成を実施することで、児童及び生徒等の健やかな成長と健康保持、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援に寄与しました。	子ども医療費受給券(中学生)発行率	R8	%	99	99	R7
2	妊婦健康診査助成事業	R6拡	42,928,296	14,257,946	妊婦健康診査基本健診受診券は、母子健康手帳交付時に14回分を交付しており、1回当たりの助成額(上限)を増額し、自己負担の軽減を行います。今後も継続して実施していきます。	妊婦健康診査基本健診受診券1回あたりの助成額3,300円を5,000円に拡充します。(1回あたり1,700円の拡充)妊婦健康診査助成事業を実施することにより、妊娠に伴う経済的負担の軽減を図ることができ、安心安全に妊娠出産するための環境づくりに寄与した。 42,928,296円－(8,679人×3,300円)－29,650円＝14,257,946円	4か月児健康診査時質問票「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」そう思う、どちらかと言えばそう思うと答えた人の割合	R8	%	93	92.3 (暫定値)	R7
3	ブックスタート事業	R6新	1,184,590	1,184,590	絵本を通して、親子が触れ合うひと時を持ってもらえるよう、4か月健診時に絵本を2冊プレゼントするとともに、児童館や図書館、地域ボランティアと連携しながら、読み聞かせの大切さと楽しさを伝え、また、図書館や児童館での読み聞かせイベントの案内等の啓発を通して、地域で安心して子どもを産み育てる環境づくりへとつなげます。	絵本を通じて親子の触れ合いを促し、絆形成を支援するとともに、親子で本に親しみきっかけを提供しました。また、児童館や図書館、地域ボランティアとの連携を通じて、親子交流の場を広げ、安心して子どもを育てられる環境づくりに貢献しました。これにより、子育て環境の充実が図られ、地域コミュニティの活性化と持続可能なまちづくりの実現に寄与しました。	読み聞かせを実施した割合	R7	%	100	100	R7
4	学童保育所運営委託事業(民設民営学童保育所)	R6新	11,727,499	3,909,499	定員超過となった大宝小学校区に民設民営における学童保育所を開設し、運営を委託しました。令和7年度以降においても、引き続き運営委託を継続していきます。	定員超過となった小学校区での民設民営における学童保育所開設により、入所を希望するものすべての入所が可能となりました。また、学童施設の増加により、立地や保育方針、保育時間等から利用者のニーズに沿った学童の選択が可能となりました。	待機児童数	R7	人	0	0	R7

⑧甲賀市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○市民意識調査における「子ども・子育て」に関する市民満足度	R8	%	50	24.8	R7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	子どもの居場所支援事業	R6新	3,000,000	1,001,000	市内社会福祉法人で実施する居場所での見守り事業・相談事業に対し、補助を行う。同法人でヤングケアラーのピアサポート事業を行う県や学校、市の関係部局とも連携する。	子どもの居場所を年間51回開催し、延べ184人が利用した。利用者のうち、ヤングケアラーは延べ36人、不登校は延べ66人の利用があった。要保護児童対策地域協議会と連携し、支援の必要なこどもに安心してすごせる居場所を提供し、継続した見守りと支援を行うことができた。	参加する子どもの数	R8	人	15	10	R7
2	産婦健康診査助成事業	R6新	3,671,160	1,835,580	産婦1人につき産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の健診2回分を上限5000円助成する。健診内容は、①健康状態・育児環境の把握(生活環境・授乳状況・育児不安・精神疾患の既往歴・服薬歴・子宮復古状況・悪露・乳房の状況等)②体重・血圧測定③尿検査(蛋白・糖)④産婦の精神状況をツール(EPDS等)を用いて客観的なアセスメントを行うこととなる。	産後2週間と産後1か月の健診費用を助成することにより、経済面による受診率低下を予防することができ、ほぼ全員が産後の身体面、精神面の診察・検査・助産師のケアを受けることができた。また健診がある事により、医療機関からの情報連携もあり切れ目なく支援を開始する事ができた。	健診受診率(出産後2週間)	R7	%	95	96.6	R7
							健診受診率(出産後1か月)	R7	%	100	99	R7
3	おむつ無償提供事業	R6新	24,329,448	24,329,448	おむつの各種において単価契約を市とおむつ提供者が結び、保育園等に提供する。	おむつの無償提供を実施することにより、保護者の負担軽減が図れたとともに、保育士の業務の軽減につながり、こどもに向き合う時間が増えた。	令和6年9月に市内保育所等で事業開始	R7	%	100	100	R7
4	高校生世代福祉医療費助成事業	R6新	9,971,140	9,971,140	令和6年4月から県制度として、高校生世代(15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳の3月31日まで)についての医療費助成制度(100%県費補助)を開始している。県制度においては、一部受給者の自己負担金(入院1,000円、通院500円)が設けられており、市単独助成制度とし自己負担分を助成する。	県制度における自己負担分について、市が単独で助成を実施し医療費を完全無償化したことにより、対象者の保健の向上を図るとともに、子育て世帯に対する経済的支援の充実につなげることができた。	高校生世代福祉医療費助成券交付	R8	%	100	100	R7
5	フリースクール利用支援事業	R6拡	2,078,263	286,263	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の通いの場を確保するため、フリースクールを利用するために要する費用(授業料・交通費)の全部又は一部を補助する。 授業料:4万円上限/月(生活保護受給者:10分の10、就学援助受給者:4分の3、その他の対象者:2分の1) 交通費:1万円上限/月	令和4年度から不登校児童生徒のフリースクールを利用する際の費用のうち、授業料に係る費用の補助していた。令和6年度からは利用するフリースクールまでの送迎に関して、保護者の負担を軽減するため、交通費の補助を拡充した。 補助認定申請者数は令和5年度9人、令和6年度11人、令和7年度14人と補助拡充後増加している。	誰にも相談していない児童生徒数	R7	%	小0 中0	小0 中0	R7
							不登校率	R8	%	小1.72 中6.27	小2.93 中10.02	R7
6	日本語初期指導教室事業	R6拡	25,820,574	12,881,552	日本語初期指導教室に室長と母語支援員を配置し、外国語を母語とする児童生徒が学校に馴染むまでの期間に、円滑に学校生活が送れるよう学習支援等を行う。	令和5年度までは「かわせみ教室」は1室であったが、外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴い更なる指導の充実のため令和6年度より「第二かわせみ教室」を開設し拡充した。 かわせみ教室入室者数は、令和5年度18人、令和6年度20人、令和7年度29人と第二かわせみ教室開設後増加している。	通級から半年間で卒業した児童生徒の割合	R8	%	100	44.83	R7
7	学校図書活用支援事業(R6拡充・拡大)	R6拡	1,793,234	1,793,234	専門知識をもつ学校司書による学校図書館の蔵書整理、貸出支援を行うことにより、教員の負担軽減、授業支援により教員の指導内容を深め、児童生徒の読み解く力や読書力を育む。	令和5年度は会計年度任用職員の学校司書を7名任用しているが、27市立小中学校に週1回若しくは2週間に1回の頻度でしか巡回できておらず、十分な教員支援等の業務ができていないため、追加で1名学校司書を任用し支援を拡充した。	学校図書館の一人あたりの貸出冊数(平均)	R7	冊	20	20	R7
							1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	R8	%	小2.1 中10.1	小5.4 中12.0	R7
8	学校図書活用支援事業(R7拡充・拡大)	R7拡	1,212,859	1,212,859	専門知識をもつ学校司書による学校図書館の蔵書整理、貸出支援を行うことにより、教員の負担軽減、授業支援により教員の指導内容を深め、児童生徒の読み解く力や読書力を育む。	令和6年度は会計年度任用職員の学校司書を8名任用しているが、27市立小中学校に週1回若しくは2週間に1回の頻度でしか巡回できておらず、十分な教員支援等の業務ができていないため、追加で1名学校司書を任用し支援を拡充した。	学校図書館の一人あたりの貸出冊数(平均)	R7	冊	20	20	R7
							1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	R8	%	小2.1 中10.1	小5.4 中12.0	R7
9	青少年悩みごと相談支援事業	R6拡	3,975,821	3,975,821	不登校やひきこもり、しつけ・子育て、非行、不良行為、交友関係、就労・就学等に悩む子どもや少年およびその保護者の相談対応を少年センターにて継続実施し、臨床心理を担当する専門職の活用により個別ケースに応じた対応の充実化を図る。 ・臨床心理を担当する専門職の雇用(会計年度任用職員:週4日勤務パートタイム)	臨床心理を担当する専門職を活用することで、相談ケースに応じたアセスメントやプランニング力を向上させ、相談体制を充実できた。	年間相談受理件数	R8	件	1700	1780	R7
							相談・継続対応による更生少年数	R8	人	20	17	R7

⑧甲賀市	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目			目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
		○市民意識調査における「子ども・子育て」に関する市民満足度			R8	%	50	24.8	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
10	地域学校協働活動推進事業(R6拡充・拡大)	R6拡	817,258	185,000	地域学校協働活動推進員を配置して、学校運営協議会と地域学校協働本部が学校と地域の課題解決のために一体的に取り組む地域学校協働活動を推進する。 授業の補佐・登下校の見守り・図書室の整理や本の補修・学校の草刈り・放課後教室・体験活動など	令和6年度現在12校(市内57%)で実施している地域学校協働活動を令和7年度新たに2校が実施した。 このことにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく組織を構築され、学校を核とした地域づくりが推進された。	地域学校協働活動推進事業を令和8年度までに全市立小学校で実施する	R8	校	21	14	R7
11	地域学校協働活動推進事業(R7拡充・拡大)	R7拡	419,571	95,000	地域学校協働活動推進員を配置して、学校運営協議会と地域学校協働本部が学校と地域の課題解決のために一体的に取り組む地域学校協働活動を推進する。 授業の補佐・登下校の見守り・図書室の整理や本の補修・学校の草刈り・放課後教室・体験活動など	令和6年度現在12校(市内57%)で実施している地域学校協働活動を令和7年度新たに2校が実施した。 このことにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく組織を構築され、学校を核とした地域づくりが推進された。	地域学校協働活動推進事業を令和8年度までに全市立小学校で実施する	R8	校	21	14	R7

⑨野洲市

子ども・子育て施策全体の重 要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○野洲市は、子育てをしやすいまちだと思う未就学児童保護者の割合	R10	%	50	42.9	R5
	○4か月健診における乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合(滋賀県保健医療計画(母子保健)目標項目)	R11	%	96	96.1	R7
	○新生児死亡率(滋賀県保健医療計画(保健対策母子保健目標項目))	R11	%	0	0	R6
	○待機児童数(学童保育所)(野洲市総合計画における指標)	R10	人	0	0	R7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
円												
1	産婦健康診査費助成事業	R6新	3,100,920	1,550,920	産婦が受ける健康診査(産後2週間頃と産後1か月頃)の最大2回までの費用を1回につき5,000円を上限として助成する。	産後うつの早期発見や新生児への虐待防止を図る観点から、産後の初期段階において、産後うつ等母の心身の不調を早期に把握し、医療機関と連携し、必要な支援につなげられた。この体制整備は、親が心身ともに健康な状態で子育てができるために継続した取り組みが必要であることから、令和8年度以降も継続する。	産婦健康診査から把握したハイリスク妊産婦・新生児支援実施率	R7	%	100	100	R7
							エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)又は2項目質問票による産婦健康状態把握率	R7	%	100	98.2	R7
2	低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	R6新	5,800	3,800	住民税非課税世帯に属する妊婦を対象に、産科医療機関を受診して保険外診療で行った妊娠判定に要した診察・検査の費用の一部または全部を1万円を上限として助成する。	妊婦が経済的負担を理由に妊娠初期の受診を行わないことや飛び込み出産等の母子の健康リスクを負わず、継続して伴走型支援との一体的な支援を実施することができた。妊婦が安心・安全に出産できる体制整備のため、継続した取り組みが必要であることから、令和8年度以降も継続して実施する。	妊娠継続を希望する対象者を支援した割合	R7	%	100	100	R7
							11週以内の妊娠届出者の割合(滋賀県保健医療計画(保健対策母子保健目標項目))	R11	%	100	98.3	R7
3	妊婦健康診査公費負担の拡充	R7拡	6,754,980	6,754,980	妊婦が受ける健康診査は、基本受診券を1,700円拡充し上限5,000円(妊婦1人につき14回)とした費用を助成する。また、各種検査受診券(超音波、血液、クラミジア、子宮頸がん等)の費用を助成する。この体制整備は、すべての妊婦が安心安全に出産できる環境を整えるために継続した取り組みが必要であることから、令和8年度以降も継続する。	受診費補助があった為、様々な理由のあるハイリスク妊婦を含め、望ましい回数の妊婦健診を受診し、妊婦自身の健康管理意識の向上、母体・胎児の健康確保を図ることができた。この体制整備は、すべての妊婦が安心安全に出産できる環境を整えるために継続した取り組みが必要であることから、令和8年度以降も継続する。	妊婦健康診査から把握したハイリスク妊産婦・新生児支援実施率	R7	%	100	100	R7
							妊婦健康診査未受診者数の把握率	R11	%	100	100	R7
4	1か月児健康診査費助成事業	R7新	1,549,245	775,245	標準的に生後27日を超え、生後6週に達しない児に対し実施される1か月児健康診査について、児1人につき1回上限5,500円を助成する。	児の身体発育状況、栄養状態、精神・運動発達、その他身体所見により疾病および異常の有無や養育者の育児における困り事(養育状況)を確認し、必要な支援につなぐことができた。この事業は、出生した児が健やかに育つとともに養育者も心身ともに健康な状態で子育てができるために、継続した取組が必要であることから令和8年度以降も継続する。	1か月児健康診査受診率(受診券利用)	R9	%	100	93.1	R7
							1か月児健康診査から紹介された精密健診受診率	R9	%	100	87.5	R7
5	スクールロイヤーによるいじめ予防授業開催事業	R6新	143,000	143,000	児童生徒を対象に市内各校において、滋賀弁護士会から弁護士を派遣いただき法的観点から専門的な知識を活かし、いじめ防止教室授業を開催。今後も継続的に実施していく予定。開催後、意識調査を実施することで、児童生徒の意識の変化を数値化し、より具体的な対策を講じていく。	R7年度において、「いじめる人も悪いと思うか」の項目において、授業前は「そう思わない」が23%、「場合による」が72%であったが、授業後は、「そう思わない」が36%、「場合による」が60%と変化した。授業後に児童の中でいじめはいかなる理由があっても許されるものではない」ということが浸透されてきたと言える。また、「どれがいじめだと思うか」という項目において、すべて数値が増加したことから、「相手が嫌だと感じたらいじめである」といった法律上の正しいいじめの解釈ができていていると言える。	実施校	R7	カ所	9	9	R7
							授業前と授業後のいじめに対する意識アンケート実施 ①いじめられる人も悪いと思うか。→そう思わないと回答	R7	%	30	23	R7
							授業前と授業後のいじめに対する意識アンケート実施 ②いじめは犯罪になると思うか。→そう思うと回答	R7	%	90	87	R7
6	学校教育支援員(特別支援教育担当)会計年度任用職員雇用費	R7新	10,497,112	10,497,112	各校に支援員を配置することで、スペシャルサポートルームに通う児童生徒の学習支援や話を聞いたりして心の安定を促す。	児童生徒の発達の課題が益々増えている現状の中、配置校に関しては支援を要する児童に適切な支援が概ね行き届いていた。しかし、設置されていない学校に関しては、限られた人数で支援を行うため、限定的な支援にとどまるケースが多い。今後とも支援員の質の向上とともに量的リソースの更なる充実が必要である。	実施校	R7	カ所	9	6	R7
							不登校無支援児童生徒数	R7	人	0	0	R7
							配置人数	R8	人	9	6	R7

⑨野洲市

子ども・子育て施策全体の重 要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○野洲市は、子育てをしやすいまちだと思ふ未就学児童保護者の割合	R10	%	50	42.9	R5
	○4か月健診における乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合(滋賀県保健医療計画(母子保健)目標項目)	R11	%	96	96.1	R7
	○新生児死亡率(滋賀県保健医療計画(保健対策母子保健目標項目))	R11	%	0	0	R6
	○待機児童数(学童保育所)(野洲市総合計画における指標)	R10	人	0	0	R7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
円												
7	不登校児童生徒学習支援事業 (Wi-Fi機器通信料)	R6新	475,200	475,200	各校2台のWi-Fi機器を整備することで、不登校児童生徒が別室登校した際にも、GIGA端末を活用し授業を受けられるネット環境を整備する。当該事業は、不登校児童生徒が、孤立することなくスムーズに普通教室へ登校できる基盤を整備するものであることから、令和7年度以降も継続して実施する。	各校にWi-Fi機器を整備したことにより、別室登校時においても児童生徒がもつGIGA端末を活用した授業参加が可能となり、不登校児童生徒の学習機会の確保と学校・学級とのつながりの維持が図られた。これにより、児童生徒が孤立することなく、普通教室への円滑な復帰を支える基盤が整備された。	不登校児童生徒のうち、学校や他の関係機関から支援を受けていない人数	R10	人	0	0	R7
							全欠児童生徒数	R10	人	0	0	R7
8	こどもの家移転整備実施設計	R6新	22,080,810	4,480,810	野洲小学校区におけるこどもの家の施設(建物)としては、野洲第1～第6こどもの家と野洲第7こどもの家の2箇所に分かれている。 →2施設を移転・統合し、新築する。 想定規模等:鉄骨造、4階建て、延床1,400㎡程度、定員数320人程度 事業スケジュール 令和7年度 実施設計・準備工事(アスファルト除却工事) 令和8～9年度 建築工事	スケジュールどおり実施設計を完了した。 保護者説明を開催し、今後の持続可能な学童保育事業の見通しを示すことができた。	野洲小学校区におけるこどもの家の定員超過人数	R10	人	0	45	R7
9	地域における家庭教育支援基盤構築事業	R6拡	450,400	150,400	令和6年度からは市内全小中学校に「家庭教育支援員」を配置し、地域全体で子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、真に支援が必要な家庭への充実を図った。	本事業も3年目になり、保護者との人間関係も深まり、学校の担当職員とともに、もう一つの繋がりとなり重層的な支援の構築が進んでおり、学校の負担も軽減された。 家庭との信頼関係の構築と、教職員との情報交換により、家庭と学校を繋ぎ子育て家庭を支援することに重要な役割を果たしていることから、次年度以降も継続して支援していく。中学校では別室支援員との兼務が進み、同一の大人が、生活支援だけでなく学習支援にも関わることで、支援の幅が広がった。	「家庭教育支援員」の延べ出動割合	R7	%	95	89.4	R7
10	学校・家庭・地域連携協力推進事業 (コミュニティ・スクール)	R6拡	446,855	295,855	市内公立幼稚園において、「学校運営協議会」を立ち上げ、地域学校協働活動として学校・園及び地域の課題解決に向けた取組を実施した。	令和5年度から実施している小中学校の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を、令和6年度から幼稚園にも導入し、幼稚園課題とともに取り組むグループづくりが進んでいる。幼稚園職員は地域に頼ることに慣れていなかったが、協働して解決する機運が醸成されつつある。	学校運営協議会を設置した幼稚園の割合	R7	%	100	100	R7
							地域学校協働活動と園運営協議会の進捗状況調査	R7	%	75	71.6	R7
							地域学校協働活動推進員の資質向上を図る研修会の開催回数	R7	回	6	6	R7
							研修受講者のアンケートで「地域学校協働活動への理解が深まった」の回答の割合	R7	%	80	89	R7
11	産後ケア事業 利用者負担の減免支援事業	R6新	297,500	75,500	産後うつ予防や乳児への虐待防止を図る観点から、医療機関において心身のケアや育児のサポートなどのサービスを提供。利用者の所得状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。2,500円/回(最大5日間)	母子が医療機関において心身のケアや育児のサポートを受けることで、乳児の安全を確保し、産婦が十分な睡眠、食事、休息を得ながら、心身疲労・育児負担感の軽減および必要な育児手技の獲得ができた。母親が心身ともに健康な状態で子育てができるよう継続した取り組みが必要であることから、令和8年度以降も継続して実施する。	産後ケア事業利用率	R9	%	22.9	16.3	R7
							産後ケア事業利用数(実数)	R9	人	78	51	R7
12	医療的ケア児保育支援事業	R6新	17,148,420	4,145,420	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の支援体制の整備・向上を図るため、令和6年4月からさくらばさまこども園に医療的ケア児専任看護師を配属している。	令和7年度は、既存園に加え、ゆきはたこども園でも医療的ケア児を受け入れるため、医療的ケア児専任看護師を配属した。また、医療的ケア児に必要な備品の整備も行った。安全な環境のもとで医療的ケア児が集団生活を送ることができた。令和8年度以降も継続して雇用する。	医療的ケア児の受入れ体制の整備	R7	—	整備済み	整備済み	R7

⑩ 湖南省市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	子育て支援に関するニーズ調査(R5年度実施)を現状値として設定する。	—	—	—	—	
	○湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度(未就学児保護者)	R10	%	20	16.3	
	○湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度(小学生保護者)	R10	%	20	15.7	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	4か月児健診医療機関委託	R6新	1,928,569	1,928,569	4か月児健康診査の実施方法を集団健診から医療機関委託に変更し、市内3医療機関で実施する。対象は、市内に住所を有し、満4か月に達した日から満6か月に達する日の前日までの間にある乳児とし、自己負担は無料。乳児健康診査の結果、発育不良、要離乳指導、その他の指導を必要とする乳児に対して適宜個別指導を実施するとともに、必要に応じて市の子育て支援事業につなぐ。継続して指導が必要な場合や経過観察を必要とする場合は、健診実施医療機関や地区担当保健師がフォローを行う。集団健診と違い、医療機関委託として実施することで、対象者が受診日や受診場所を選択できるようになる、かかりつけ医なので相談しやすい、健診の待ち時間が短縮されるなど、子ども・子育て世帯にやさしい社会環境の整備が促進される。	市内医療機関に委託し、個別健診としたことで、受診者の利便性向上により対象者の受診率を100%とすることができた。そのことにより、指導を必要とする乳児に対し、適宜個別指導を実施すると伴に、必要に応じて市の子育て支援事業につなげることができた。	4か月児健診の受診率	R8	%	100	100	R7
2	妊婦健康診査等委託事業	R6拡	4,641,580	4,641,580	妊婦の健康管理を推進し、健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、医療機関委託にて妊婦健康診査を実施する。R6年度は妊婦健診基本健康診査助成額を4,000円/回から5,000円/回に増額。R7年度はHTLV-1抗体検査を740円増額する。	令和7年度は飛び込み出産が1件発生した。本件については、妊娠中の転入者で、家族の催促などがあつたにも関わらず、本人の申出がなく母子手帳の発行がされず、また、妊婦健診が未受診であつた。市が把握しえない状況であるため、改善が難しい案件であつた。その他の母子手帳発行者については、妊婦健康診査の受診を促すことができた。	妊婦健診を受診せずに出産した人数	R8	人	0	1	R7
							妊娠28週以降の母子健康手帳交付者数	R8	人	0	1	R7
3	1か月児健診医療機関委託	R7新	1,813,700	906,850	1か月児健康診査は市内2医療機関で実施する。対象は、市内に住所を有し、生後おおむね1か月の乳児とし、自己負担は無料。乳児健康診査の結果、発育不良、要離乳指導、その他の指導を必要とする乳児に対して適宜個別指導を実施するとともに、必要に応じて市の子育て支援事業につなぐ。継続して指導が必要な場合や経過観察を必要とする場合は、健診実施医療機関や地区担当保健師がフォローを行う。集団健診と違い、医療機関委託として実施することで、対象者が受診日や受診場所を選択できるようになる、かかりつけ医なので相談しやすい、健診の待ち時間が短縮されるなど、子ども・子育て世帯にやさしい社会環境の整備が促進される。	自己負担がなく、1か月児健診を実施することで、健康診査の結果、発育不良、要離乳指導、その他の指導を必要とする乳児に対して適宜個別指導を実施する他、市の子育て支援事業につなぐことができた。	全ての乳幼児が1か月児健診を受けることができる(受診率)	R7	%	100	97.8	R7
4	こども家庭センターヤングケアラーコーディネーターの配置	R6新	3,736,861	1,245,861	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーと疑われる児童・生徒に対する相談支援の実施した。関係機関との連携及び調整。要保護児童地域対策協議会に関すること。	学校からに情報により、家の状況に悩んでいる生徒をこども家庭総合センターと連携しながら相談支援を行ったことで、生徒が不安になった時にはいつでも連絡できるようにつながった。各校に周知することで、気になる児童がいれば連絡してもらえるようにした。	ヤングケアラー相談件数	R7	件	10	5	R7
5	福祉医療助成事業(高校生世代の本人負担分)	R6新	6,547,033	6,547,033	高校生世代のこどもにかかる医療費のうち、本人負担分を除く医療費に対する県の助成事業が令和6年度から開始。助成対象とならない本人負担分について、市が助成を行うもの。	高校生世代の医療費負担の軽減が図られ、経済的理由による受診控えの抑制につながった。また、軽度のけがや体調不良の段階でも早期に受診する傾向が見られるようになり、重症化の予防や健康の維持・増進を促進に寄与している。	助成対象者全員が必要な時に必要な医療を受けることができ、本人が負担する医療費分を市が助成することができる	R7	円	6,558,000	6,547,033	R7
6	上街道公園再整備実施設計業務委託	R7新	5,390,000	90,000	湖南省三雲地先に位置する上街道公園の老朽化している遊具や設備等を一新する再整備を行う。	上街道公園を再整備するにあたっての設計業務が完了した。設計のみであるため満足度や利用者に変化はないが、今回の設計業務を通して公園再整備が完成した後には利用者の増加が見込まれる。	利用人数の増加	R9	人	2/日	1.5/日	R7
7	湖南省立小中学校LED照明器具賃借業務	R6新	37,807,440	37,807,440	各小中学校の照明器具等をLED照明器具等に更新した。(長期継続契約)	LED照明の安定した明るさにより、集中できる学習環境が維持された。また蛍光灯と違い目の疲れや頭痛が軽減される環境が整ったことにより児童・生徒の健やかな成長につながっている。	LED照明器具等に更新した学校数	R11	校	13	11	R6

⑩ 湖南省市		子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標		KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
				子育て支援に関するニーズ調査(R5年度実施)を現状値として設定する。	—	—	—	—	
				○湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度(未就学児保護者)	R10	%	20	16.3	R5
				○湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度(小学生保護者)	R10	%	20	15.7	R5

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
8	子ども生活相談員配置事業	R6拡	3,221,017	3,221,017	・問題を抱える児童・生徒(就学前児童も含む)が置かれた環境への働きかけに関すること。 ・関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整。 ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。 ・保護者、教職員等に対する支援・相談及び情報提供。 ・ケース会議での指導助言。 ・要保護児童対策地域協議会や不登校ネット会議等に関すること ・保育園、認定こども園、幼稚園、放課後等学童保育所との連携に関すること。 ・幼稚園や公立学校に行かない外国籍生徒の支援に関すること。	家児相と連携を密にすることで就学前児童の様子を把握し、入学後にスムーズに学校生活に馴染めるよう関係機関との調整を行っている。学校は情報提供を受けることで、細やかな配慮ができ、行き渋りや不登校などを未然に防ぐことができている。不登校が続く、在籍している学校との関わりを拒否するケースにも第三者として支援できることにも期待している。また、未就学児含む兄弟姉妹の状況も把握することで、より効果的に保護者や学校に関わることができ、両者の安心感につながっている。さらに、幼稚園に行かない未就学児や公立学校に行かない外国籍児童生徒に対し、必要な行政・福祉サービスにつなぐ役割も果たしている。また、中学校にも配置することで家庭の養育能力の低さに起因する進路が決まらないままに卒業を迎えてしまうケースの増加抑制にもなっている。	関わりをもった認定こども園、子ども家庭相談センターとの連携件数	R7	人	35	16	R7
9	DV相談支援員配置事業	R7新	4,414,447	2,207,447	DV相談支援員を配置し、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化し、伴走型相談支援を行った。関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整。要保護児童地域対策協議会に関すること。	DV相談支援員を配置することで対象者の思いに寄り添いながら、適宜福祉サービスや就労支援サービスにつなぐことができた。母子支援施設に入所した児らは、新しい環境に慣れ当たり前の日常を取り戻しながら生き生きとした日々を過ごし、母は将来を見据え行動に移すことができている。DV相談員を配置することで、関係機関に相談に来られた場合も当室に連絡が入り、より専門的に関わることができた。	DV相談件数	R7	件	10	12	R7
10	こどもの居場所づくり事業	R7新	3,059,168	2,377,556	こども等の食事の支援(こども食堂)やこども等の居場所の支援、様々な機会・体験の提供、学習支援を行う個人又は団体の活動を支援するため補助金を交付するとともに、これらの活動を行う団体と行政を結ぶこどもの居場所ネットワークを構築する。	補助金を創設することで、こどもの居場所づくりに関心を持つ大学生のチャレンジをサポートすることができた。またネットワーク研修会などを通して、団体間の情報交換や交流を図ることができた。	こどもの居場所ネットワークの登録団体数	R12	団体	16	7	R7
11	放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業	R6新	4,092,000	1,364,000	学童保育所で障がい児童に対応する専門的な知識を有する職員を雇用するために、子ども・子育て支援交付金の基準額を対象となる学童の支援単位に公立の学童保育所には指定管理委託料として、民営の学童保育所には運営費補助金として提供する。	本事業の実施により、障がいのある児童の受入体制を強化することで、当該児童18名(岩根学童保育所:10名、水戸学童保育所8名)の受入が可能となった。あわせて、当該児童の特性に応じた支援および見守り体制の充実を図ることで、児童が安心して過ごせる生活環境の確保につながった。	障害児受入強化推進事業を実施する学童保育所の数	R8	箇所	5	2	R7
12	こども家庭センターサポートプラン作成支援員	R6新	3,058,111	511,111	支援者と支援対象者で支援プランを作成する。乳児期から学齢期まで切れ目のない支援のプランを作成するため、母子保健、児童福祉の両方に精通する人材を配置し、プランの作成に特化する。母子保健機能においては、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等を要する対象者について作成することができた。セルフプランは、みずから自分自身や子どもが必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用計画を立てられる方を対象とする。児童福祉においては、要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者等も対象となり、より幅広い家庭を対象にプランを作成することが目標である。	児童福祉機能、母子保健機能、それぞれの会議においてプラン作成が充実できた。母子保健機能のプランは数値も増加し支援拡充がみられた。親子との「関係性構築」を念頭に支援者と当事者とのつながりを深められるように日々取り組めた。	対象者へのサポートプランの作成	R7	件	610	725	R7

⑪高島市	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目				目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
		○子育て環境の充実、満足度(満足回答/全回答数)				R8	%	80	—	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
			円	円								
1	公立保育園施設整備事業(防犯対策)	R6新	881,100	881,100	市内公立園のうち防犯設備が未整備の園に対し、児童や保育者の安全確保の観点から設置計画により防犯カメラの整備を行います。 高島こども園 防犯カメラ設置(N=4台)	園への不審者侵入事案防止のため、市内公立園全園に防犯カメラの整備が完了し、児童や保育者の安全確保を図ることができた。	防犯カメラ設置率	R7	%	100	100	R7
2	乳児おもむつ等支給事業	R6新	10,367,830	6,076,950	乳児おもむつ等支給子育て応援業務委託(宅配によるおもむつ等の支給、子育て家庭見守り 200人/月)	当事業により、子育て家庭の経済的負担が軽減されるとともに、訪問活動の中で気になる家庭の情報を保健師と共有することで関係機関との連携が強化され、子育て家庭が安心して生活できる環境の向上につながった。	利用者満足度(満足回答/全回答数)	R7	%	75	92	R7
							利用者満足度(満足回答/全回答数)	R8	%	80	—	
3	保育士等派遣業務委託事業	R6新	9,049,668	9,049,668	人材派遣業者との委託契約【1時間当たり単価契約】(基本時間2,550円・残業手当3,188円・休日出勤3,443円)	人材派遣業者に保育士の派遣を委託することにより、保育士を継続的に確保することができた。また、労務環境の改善を図ることができた。	月額制保育士の割合	R7	%	57	48.6	R7
							月額制保育士の割合	R8	%	60	—	
4	心理相談支援事業	R6新	443,160	443,160	児童心理分野の知識と経験を有する心理職員を雇用し、心理的ケアの必要な子どもや保護者のセラピーやカウンセリングを実施する体制を整備する。 ・月2回の相談日を設定し、1回につき2～3件程度の相談枠を設定し、相談前後には支援者のカンファレンスを実施する。 ・職員の研修会や事例検討を年1～2回程度実施する。	保護者のカウンセリングが必要と思われるケースが増えてきており、令和7年度は月2回程度、他の心理士と、親子それぞれがカウンセリングを受けられる体制をとった。カウンセリングを継続して行うことで、子どもや保護者の悩みや不安の軽減などにつながった。	心理相談支援事業利用延人数	R8	人	48	46	R7
5	放課後児童健全育成事業における施設整備	R7新	4,148,738	2,828,738	第1学童保育所(旧今津給食センター)トイレ改修 第2学童保育所(旧今津北コミュニティセンター)空調設備改修	放課後児童健全育成事業の施設に空調設備およびトイレ設備の更新に伴う機能向上を図ることができ、児童が安心して活動できる環境が向上した。	施設改修数	R7	カ所	2	2	R7
6	放課後児童健全育成事業における増設支援	R7新	11,670,000	3,890,000	学童やまびこ第三番目の放課後児童クラブの増設に係る民家改修費用に対し補助する。	利用希望児童が増加している市内放課後児童健全育成事業において、学童保育所増設に対する補助を行い、待機児童の解消に寄与した。	施設改修数	R7	カ所	1	1	R7

⑫東近江市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○合計特殊出生率	R7	%	1.69	1.24	R7
	○見守りおむつ宅配による面談率	R7	%	80	75.4	R7
	○市民意識調査で子育てをするのに良い環境であるとの回答者割合	R7	%	45	42	R7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	妊産婦医療費助成 事業	R6新	12,496,798	12,496,798	本市に住所を有する妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する。(償還払い) 自己負担金 外来 1診療報酬明細書当たり500円、入院 1日当たり1,000円(月の限度額14,000円)	妊産婦医療費助成を通じ、自己負担の一部を助成することで受診を促進し、治療が必要な疾病の早期治療が可能な環境を整えた。令和7年度は402名へ助成を行い、母子手帳交付件数の53.6%において本助成が活用された。また、申請時の窓口対応を妊産婦の状況を確認する機会と捉え、必要な情報提供や支援へと繋げている。独自アンケートでは92.5%が満足と回答しており、経済的支援と対面相談の組み合わせにより、妊娠期から子育て期までの不安解消と、安心して過ごせる環境づくりに繋がっている。	妊娠届出11週以下での妊娠の届出率	R7	%	90	90.2	R7
						妊産婦医療費助成独自アンケートに回答した人のうち満足の人の割合	R7	%	70	92.5	R7	
						妊産婦医療費助成の母子手帳交付件数に対する助成件数の割合	R7	%	60	53.6	R7	
2	産婦健康診査等助成事業	R6新	6,550,000	3,275,000	産婦が受診する健康診査(産後2週間、産後1か月)の各1回ずつ合計2回までの費用を助成する。5,000円/回を上限とする。 健康診査の内容は①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査(蛋白・糖)、④産婦の精神状況に応じた客観的なアセスメントを行う。次年度以降も産後の初期段階における母子に対する支援を強化を目的に、継続して事業を行う。 根拠事業:母子保健医療対策総合支援事業	産婦健診結果やハイリスク連絡票を活用し、EPDS高得点による産後うつリスクのある方や、流産・死産を経験した方を早期に特定。これにより、保健師の訪問等による適切なメンタルケアや孤立防止策へ直結させることが可能となった。医療機関と行政が緊密に連携し、個々の状況に応じた切れ目のない支援体制を構築できたことは、母子保健における大きな成果である。	産婦健康診査事業の受診人数(産後2週間)	R8.4	人	598	643	R8.4
						産婦健康診査事業の受診人数(産後1箇月)	R8.4	人	633	667	R8.4	
3	学校問題対策事業 校内教育支援センター	R6新	30,331,367	30,331,367	・教室に入りにくい、元気が出ない、静かなところで過ごしたい等、これらの行動に現れる子どもの背景や課題をつかみ、子どもが安心して過ごしなが、より良い支援や指導を受けることのできる居場所を設置する学校を増やす。 ・不登校児童生徒をもつ保護者が子どもの悩みや相談事を気兼ねなく話すことができるようなつながりづくりを行う。 ・中学校卒業後を見据えて就労・進学支援をするために関係機関とつなぎ、未来づくりを行う。	・教室に入りにくい児童生徒が校内教育支援センターで過ごし、教員をはじめ不登校コーディネーターや校内教育支援員の支援を受けて、参加できそうな授業や行事を決めて参加できた。 ・不登校傾向の児童生徒に校内教育支援センターを紹介したところ、利用を開始し自分のペースで登校することができた。	児童生徒の不登校率(小学校)	R7	%	0.8	2.23	R7
						児童生徒の不登校率(中学校)	R7	%	3.21	6.32	R7	
4	東近江市サマースクール事業	R7新	1,391,666	1,391,666	夏季休業期間における小学生の居場所や体験活動を実施する団体等の活動へ補助を行う。	夏季休業期間における小学生の居場所を6箇所(利用児童延べ114人)つくることができた。	サマースクール事業実施団体数	R7	カ所	6	6	R7
5	民間保育所施設整備支援事業	R7新	34,738,000	11,579,000	就学前教育・保育施設整備計画書により、保育所の整備支援を行う。 鉄骨造2階建 補助率: 国1/2 市1/4 市とも連携を行い、地域に根差し継続的に安定した保育所の運営に努められる。	職員の業務室等の確保により、保育への集中、行事準備負担の軽減、職員間の情報共有の場として保育の質の向上が図れた。 0歳児と1歳児の保育室を分けることで年齢に応じた保育環境の確保が整った。	待機児童数	R8.4	人	0	0	R8.4
							職員業務スペース	R7	室	4	4	R7
							保育室増設	R7	室	6	6	R7
6	市立湖東ひばり幼稚園部分改修工事設計業務	R7新	2,358,400	2,358,400	未満児の受け皿確保・拡充のため、保育室増設に伴う配置変更含む施設改修を行う。	令和8年度工事に向け実施設計業務を完了した。	待機児童数	R9.4	人	0	0	R8.4
							1歳児・2歳児保育室増設	R8	室	7	5	R7
							2号認定及び3号認定の定員	R9.4	人	60	50	R8.4

⑬米原市	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目				目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
		○米原市総合計画に伴う市民意識調査における「教育内容、施設の充実」の満足度				R8	%	87	79.7	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	スクールバス運行事業	R6新	34,514,040	34,514,040	継続的に安全に安定した運行を行うため、民間事業者へスクールバス運行業務を委託します。このことにより、運転手の確保および車両の維持管理、緊急時の車両の確保が可能となり、小中学生が安全安心に通学できる環境を整備します。	民間事業者にスクールバス運行業務を委託し、大きなトラブル等無く、安全に運行することができた。また急な増便、時間変更などにも柔軟に対応することができ、教育の質の充実に貢献できた。	無事故運行日数の割合	R7	%	100	100	R7

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○保育所等待機児童数	R8	人	0	3	R7
	○子育てボランティア登録数	R8	人	25	19	R7
	○年間出生数	R8	人	120	110	R7
	○孤立しない子育てサポートの充実	R8	%	85	87	R7

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	つどいのひろば『ぼけっと』ちょこっと預り事業	R6新	2,586,908	2,586,908	在宅において乳幼児(0歳～2歳児)を子育てしている保護者が、子どもと少し離れて過ごすことで、心身をリフレッシュし、育児疲れの解消ができるよう、短時間(概ね2時間)保護者に代わりつどいのひろば『ぼけっと』にて、一時的に子どもを預かるもの。また、他の保護者や乳幼児が集まる場所であるため、保護者同士が子育ての不安や悩み事を共有・共感し、誰かに頼れる安心感を育み、子育ての孤立化等を防ぐもの。	在宅で子育てしている保護者が一時的に子ども預けてリフレッシュや用事を済ませられる。また、気軽に子どもを預けられることで、子育ての不安感や育児疲れの解消に寄与することができた。	つどいのひろば『ぼけっと』の年間利用者数	R8	人	4,400	6,501	R7
							当事業の利用率	R8	%	30	39	R7
2	幼稚園3歳児における加配職員配置事業	R6新	12,085,805	12,085,805	幼稚園・保育園・こども園に就園した子どもが特別な支援を必要とする場合には、就学するまで加配教諭・保育士・保育教諭の支援を受ける体制を整備しているが、新たに初めて集団生活を開始する、「幼稚園3歳児」を対象とした加配職員を配置し、集団生活への滑らかな接続および子どもの成長に見合った支援を目指すもの。	保育園への入所を希望される保護者が増える中、幼稚園で3歳児加配を手厚くすることで、幼稚園の魅力向上につなげる。始めて集団生活を始める園児にゆとりのある園生活のなかで、ストレスの軽減や行き渋りの対応に努めることができた。	加配職員の配置数	R7	人	5	5	R7
							加配職員の配置率	R7	%	80	100	R7

⑮竜王町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
	○子育てをする上で「気軽な相談先がない」保護者(就学前児童)の割合	R10	%	0	5.1	R5
	○個別栄養相談のニーズを把握できる事業の開催回数	R7	回	36	36	R7
	○こどもの意見を反映させた施策数	R7	件	3	5	R7
	○町の子育て施策の満足度(満足・概ね満足)	R10	%	63	53	R5
	○こどもの健康や成長について不安や負担を感じている保護者の割合	R10	%	15	21	R5

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	個別栄養相談	R7拡	5,412,313	2,706,157	①育児において栄養・食事に関して不安を感じる保護者や、正しい食生活の知識の習得を望む保護者に対して個々に合わせた栄養相談を行う。 ②乳幼児健診、赤ちゃんサロン、就学前児童誕生日祝金事業等において食事全般で不安を抱える家庭に対して栄養相談を行う。	個々の状況に合わせることができる個別栄養相談を行い、乳幼児健診、赤ちゃんサロン、就学前児童誕生日祝金事業等の様々な事業から相談ニーズを把握し、漏れなくつなげた。また、赤ちゃんサロンの参加対象者を1歳未満の児から1歳半までの児と保護者に拡大することで相談機会を増やし、乳幼児健診や町独自で実施している伴走型支援事業(就学前児童誕生日祝金事業)においても、不安を感じている保護者に対して個に合わせた指導を行えるよう、管理栄養士の相談対応を拡充した。	乳幼児で個別栄養指導を行った人数(延べ)	R7	人	100	106	R7
2	竜王町こどもまんなか会議	R6拡	924,000	924,000	町内の小中高生で構成される「こどもまんなか会議」を設置し、ワークショップや大人へのインタビューを織り交ぜながら、まちづくり等に関するこどもたちの意見をとりまとめ、こども議会において発表を行った。	令和7年度は、小学生から高校生までの異年齢による学びあいができる構成とすることで、提案力の向上につながった。また、最終的な発表の場を「こども議会」とすることで、参加者がとりまとめた提案を政策・企画立案者である町幹部や町議会議員に直接届けることができた。	こどもまんなか会議の年間開催回数	R7	回	5	5	R7
3	子どもの医療費助成制度の拡充	R6新	1,263,656	1,263,656	令和6年4月1日から、高校生世代の医療費について、県事業が適用される分以外の自己負担分について町が助成を行うことで高校生世代まで医療費を完全無償とする。	高校生世代の医療費について、県事業が適用される分以外の自己負担分について町が助成を行うことで高校生世代まで医療費を完全無償とすることができた。これにより、子育て世帯の経済的負担の軽減や受診機会の確保が図られ、安心して医療を受けられる環境の整備につながった。	拡大範囲の対象者への申請案内通知の送付および受給券の発行率	R7	%	100	100	R7

⑩愛荘町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
	○全人口のうち18歳未満の人口の割合	R8	%	20	18	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	福祉医療費助成制度拡充事業(高校生対象)	R6新	2,688,994	2,688,994	高校生世代の医療費助成に係る自己負担分(入院:1日1,000円、通院:1診療報酬明細書当たり500円)を愛荘町で負担することによって、更なる子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	令和6年4月から医療費助成の対象を高校生世代まで拡充し、令和7年度における愛荘町の当該世代の自己負担分(約270万円)を町で負担した。これにより、教育費等の負担が大きい子育て世帯の経済的負担の軽減に貢献した。令和8年度においても、子どもの保険の向上と健やかな育成を図るため、高校生世代の医療費助成に係る自己負担分(入院:1日1,000円、通院:1診療報酬明細書当たり500円)を引き続き町で負担する。	高校生世代マルフク受給券の交付率	R7	%	80	98.45	R8.4
							高校生世代マルフク受給券の交付率	R8	%	90	—	
2	青少年健全育成・人権教育啓発演劇事業	R6新	973,650	973,650	令和4年度に実施した町民意識調査から、青少年健全育成や人権尊重の推進を図るためには、若年層の関心を高め、学びあいをより深める必要があることから、演劇集団あいかわ会の出演者も参加いただきながら、より現代的な社会問題をクローズアップし新たな視点での脚本・演出を行い、若年層を中心とした出演者を募集し、人権意識の高揚に資する演劇を11月開催の人権を考える町民のつどい事業として実施する。	20歳以下の方来場者は35人／235人で14.9%の若年層に鑑賞いただいた(アンケート回答数より算出)。鑑賞いただいた若年層に対しては、演劇という手法を用いることで、子どもたちが「自分とは異なる他者の心」に触れ、より良い集団生活や社会を築くための「対話の精神」と「寛容な心」を養う、極めて有効な健全育成の取組を実施することができたと考える。また、啓発演劇に出演したキャストのうち、子どもは小学生1人、高校生1人と少なかったが、あらゆる年代の方々と一緒に一つのものを作り上げる多世代交流が育まれ、その多世代交流の素晴らしさを演劇を通じて町民の皆様にも発信できたと考えている。	観客動員数	R7	人	350	314	R7
							来場者の満足度 (「大変良かった」「良かった」の割合)	R7	%	80	77	R7
3	こんにちは赤ちゃん訪問事業	R6拡	69,826	69,826	生後3か月から6か月までの乳児がいる家庭で訪問を希望された家庭に対し、民生委員児童委員が訪問。訪問時に紙おむつを持参することにより、訪問家庭の増加につなげていく。	訪問支援に持参するグッズを充実させたことで、訪問件数が増え、地域の民生委員との繋がりが深められ、子育て世帯の孤立化を防ぐことができた。	訪問件数	R7	世帯	40	39	R7
							訪問件数	R8	世帯	45	—	
4	山川原児童遊園遊具設置事業	R7新	3,498,000	3,498,000	児童遊園にロープウェイおよび安全のための境界柵を設置する。	児童遊園内に新たにロープウェイを設置した。設置当初から多くの小学生や園児の方が来園・利用された。新しい遊具で遊ぶことを目的として、他地域から来園されることも達も多数見られた。こども達が児童遊園で遊ぶきっかけとなり、地域の交流の機会の創出を実現させることができた。	1日あたりの利用人数	R7	人	10	10	R7
5	学びの居場所づくり支援事業	R7新	7,957,641	7,957,641	行き渋り、不登校、ひきこもり等の課題を包括するセンター機能を持つ組織とし、学校教育分野・福祉部局等との連携を強化し、概ね18歳までの子どもを対象に支援する。また、初期の段階で柔軟できめ細かな時間・内容ができるよう、支援員を学校へ派遣し、校内支援ルームを開設する。	校外教育支援ルーム「フレンズ愛荘」を核とした包括的な支援体制を構築したことで、不登校や行き渋り傾向にある児童生徒に対し、多角的なアプローチが可能となった。特に、学校との連携強化により、個々の状況に応じた生活習慣の確立や学力補充を推進し、自立に向けた基盤を整備することができた。また、「校内教育支援ルーム」へ支援員を派遣したことで、初期段階での柔軟な対応が実現し、未然防止および早期復帰に向けた切れ目のない支援体制が強化された。	愛荘町全体の不登校児童生徒の割合の減少	R9	%	2	3	R7
6	幼稚園・保育園図書資料整備事業	R7新	388,916	388,916	図書館で乳幼児期に適した資料を選定し、保育園・幼稚園で園児に提供することで乳幼児期からの読書活動推進を行う。	町内の幼稚園・保育園貸出用図書として206冊を購入し、幼稚園・保育園に貸出し、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを行った。	図書館からの保育園・幼稚園資料設置園	R7	%	40	40	R7
							図書館からの保育園・幼稚園資料設置園	R8	%	80	—	
							図書館からの保育園・幼稚園資料設置園	R9	%	100	—	
7	子ども読書応援絵本・絵本作家ふれあいプログラム	R7新	200,000	200,000	図書館で絵本作家によるワークショップや講演会を開催する。	3月29日に絵本作家・青山 友美先生ワークショップを開催し、絵本に触れる楽しさを学ぶことでこどもの読書活動を推進した。	町立図書館児童図書個人貸出冊数	R7	冊	89500	89214	R7
							町立図書館児童図書個人貸出冊数	R8	冊	89750	—	
							町立図書館児童図書個人貸出冊数	R9	冊	90000	—	
8	小中学校学校図書館図書指導員配置事業	R7拡	2,348,308	2,348,308	学校図書館に図書指導員を配置し、朝8時から下校時までの開館を実施することで児童生徒の貸出や授業利用に対応する。	学校図書館に図書指導員を配置し、朝8時から下校時までの開館を実施することで、児童の読書活動の推進と学力の向上に資する学校図書館の活性化に取り組むことができた。	町内中学校学校図書館の貸出冊数	R7	冊	3500	3034	R7
							町内中学校学校図書館の貸出冊数	R8	冊	4000	—	
							町内中学校学校図書館の貸出冊数	R9	冊	4500	—	

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期 R7
	○出生数	R8	人	42	42	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額			個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
					個別事業の内容	事業の成果と効果	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
			出	入								
1	豊日中学校設備更新事業	R6新	5,478,000	5,478,000	現在、普通教室を含め14台の取り換えが必要な状況である。工事費も含め1台の取り換え費用は110万円程度となっているため、令和6年度に6台、令和7年度に5台、令和8年度に3台の取り換えを行い、教科書のデジタル化に対応した授業の充実を考えている。	古くなったプロジェクターを取り換えることで、資料やデータ等の反映される映像の質が向上したことで、授業の質を高まり、生徒の理解促進につながっている。	プロジェクターの取替	R8	カ所	14	11	R7
2	保育環境改善等事業	R6新	138,000	138,000	私立保育所の紙おむつ自園処理に係る費用(ゴミ箱の購入は保育対策総合支援事業で補助があるため、それ以外の処理費用)の助成を行う。	保育士・保育者の負担軽減と保育所の衛生面保育環境の改善につながっており、私立保育所の自園処理にかかるの費用援助に役立っている。	私立保育所の使用済みおむつを自園で処理	R7	%	100	100	R7
3	日栄子ども公園フェンス設置工事	R7新	492,745	492,745	公園の敷地内で車道に面している幅17mの区間に土留めブロックおよびネットフェンスを設置する。	土留めブロックおよびネットフェンスを設置したことで、車道と公園に間を遮るものができたため、子どもの飛び出しによる事故等の危険から未然に子ども守ることができたほか、小学校の通学、保育園の園外歩行の地点としてより安全な場所として利用できるようになった。	フェンス設置	R7	m	17	17	R7
4	医療的ケア児等コーディネーター設置事業	R7新	319,000	160,000	医療的ケアの必要な子ども等の一般的な相談に応じる体制を整備する。	医療的ケア児等の一般的な相談に応じる体制を整備し、相談支援の充実及び関係機関との連携強化を図った。これにより、医療的ケア児およびその家族が必要な支援につながりやすい環境の整備に寄与した。	医療的ケア児等に係る相談件数	R7	人	600	84 (豊郷町分)	R7
5	日栄小学校給食用スチームコンベクションオープン調達事業	R7新	3,498,000	3,498,000	スチームコンベクションオープンを購入し、日栄小学校給食室に設置する。	機能面・性能面で大きく向上したオープンを導入したことで、時間短縮による生産効率が向上し、複数工程調理・低温調理など調理幅が増えたことで、幅広い食材を用いた献立を調理することができ、児童や園児においしい食事の提供することが出来た。	スチームコンベクションオープンの更新	R7	カ所	1	1	R7

⑱甲良町	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標	KPI項目			目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値の時期
		○出生数(毎年1～12月の累計)			R7	人	39	22	

No.	事業名	新/拡	総事業費	交付対象経費額	個別事業の内容	事業の成果と効果	個別事業の重要業績評価指標(KPI)および定量的成果目標					実績値の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	甲良町こどもの学力向上支援事業（甲良町子育て広場）	R6新	8,511,470	7,640,710	甲良町に住民登録がある4歳から5歳までの未就学児および小学校1年生を対象に、遊びを通じての学習支援文字や数字に親しむ活動等）及び親子ふれあい教室等を実施する。	令和6年度の実施状況を踏まえ、幼少期の学び支援や家庭意識改革を継続的に実施する必要があることから、事業実施期間を8か月から12か月（通年）に拡大した。また、節目の回にオンライン申し込みで参加しやすい環境づくりを整え、新規参加者の拡大につなげた。	本事業対象者のうち参加者数の割合	R7	%	60	35	R7

⑬多賀町	子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目				目標達成年度	単位	目標値	実績値	実績値 の時期
		○子育て支援が充実していると思う比率(多賀町総合計画指標:住民アンケート)				R7	%	80	52.8	

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	交付対象 経費額	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					実績値 の時期
							KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	実績値	
1	保育所等における 看護師配置事業	R6新	9,355,431	9,355,431	看護師資格を有する会計年度任用職員を配置し、保育士等の負担軽減を図るとともに、入所児童の安全を確保する。また、次年度以降も継続して看護師を配置することにより安定した園運営を目指す。	看護師の配置により怪我等の事故が発生した際に、適切な対応を行うことができたため、安心安全な保育に繋がった。また、保育士自身の負担が減ったことにより前年度に比べ退職者も減少した。	園評価における評価値	R8	%	97.6	98.6	R7
2	福祉医療費助成事業(高校生世代分)	R6新	332,518	332,518	県制度では、自己負担は「有」であるが、本町では自己負担を「無」とする。ただし対象は保険適用分のみである。	令和7年度多賀町に在住の高校生205名に対し、医療費にかかる自己負担分を町が負担することにより、県が掲げる目標である全ての子どもが安心して必要な医療を受けてもらえるよう取り組むことができた。	福祉医療受給券交付率	R7	%	100	100	R7

No.	市町名	1. 交付金活用の概要と基本方針	2. 子ども・子育て施策の充実と地域への成果（総括）
1	大津市	大津市は交付金を活用し、こども未来部・教育委員会などが庁内横断的に子ども・子育て施策を推進。計画に掲げる切れ目のない支援や教育・保育充実、不登校支援等、基本施策関連事業に加え、教育施設のハード事業も進めた。母子保健、教育・保育提供、学校教育等、多岐にわたる分野で事業を実施。	交付金で多岐にわたる施策を展開。妊娠・出産・産後の保健医療をきめ細かく実施し、乳幼児の心身の健康保持増進と成長発達支援を推進。令和7年4月には「こども総合支援局」を新設し、切れ目のない支援と情報共有、課題対応を強化。また、待機児童問題に対し、民間保育施設の定員増と保育士確保を進め、体制の充実に成果を上げた。
2	彦根市	彦根市は交付金を活用し、遅れていた医療費助成の拡充と、特別な支援が必要な子どもの支援強化を重視。これは総合計画の目標と合致。交付金は子育て世帯の経済的負担軽減、安心して子育てできる環境整備に貢献。学校の個別支援体制確保にも不可欠で、子ども家庭支援、障がい児支援が主要事業。	交付金活用で医療費助成が高校生まで無償化され、早期受診促進や子どもの健康保持に貢献。また、子育て世帯の安心感を高め、少子化対策・子育て支援施策としても効果を発揮した。特別な支援が必要な子どもへは、地域連携による個別・家庭支援で孤立を防ぎ、心の安定に繋がった。本交付金は子育て施策充実に不可欠で非常に効果的。
3	長浜市	長浜市は「長浜市未来こども若者計画」を策定し、こども・若者の環境づくりを進める中で交付金を活用。一般財源では実施・拡充が困難だった事業の後押しになった。特に若者の居場所づくり、意見表明機会確保、地域連携、妊娠・出産・子育て支援、保育環境充実などを重点推進。交付金は市のこども・若者施策の具体化に重要な役割を果たし、新たな事業展開の契機となった。	交付金により、こども・若者が地域と繋がり、意見表明し主体的に活動する機会を増加。サードプレイス事業で若者の居場所を提供し、地域との関わりを促進。こども若者ボイス事業で意見表明の機会を創出し、自己肯定感を向上。妊娠・出産・子育て支援も充実させ、これらがこども・若者施策推進に繋がった。
4	近江八幡市	近江八幡市は「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念に基づき、全ての子どもが大切にされ、自ら考え成長できる環境づくりを目指し、孤立しがちな子育て世帯の見守りや、不登校児童生徒への支援体制づくりに活用。子育て家庭支援、保育施設環境改善、小・中学校内の居場所づくりを主要事業とした。	交付金事業は、孤立しがちな乳幼児や不登校児童生徒とその家族の安心感向上に寄与した。結果として、「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標である、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと、きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭支援の充実に繋がった。
5	草津市	草津市は少子化傾向の中でも年少人口が堅調で、保育需要への対応や放課後児童健全育成の受け皿確保が課題。交付金を「こども・若者計画」に基づき活用し、教育・保育提供体制の安定確保に努めた。急増するニーズに対応し、受け皿拡充と支援の質維持を両立させるための重要な財源となった。	交付金で、教育・保育施設や公園整備等の「住環境整備」から専門人材確保や母子保健拡充等の「対人支援」まで、包括的な支援体制を強化した。児童育成クラブ拡充や病児保育施設新設、障害児対応の加配職員充実で多様な保育ニーズに対応。妊婦健診対象拡大、保育士確保、公園整備等も展開し、子育て支援の質の維持・向上と地域基盤の底上げに大きく貢献した。
6	守山市	守山市は「子ども・若者応援プラン2025」の基本理念実現に向けた「妊娠前から切れ目のない支援」を交付金活用の基本方針とする。交付金は既存施策では手が届きにくい個別ニーズ対応や子育て支援体制強化に貢献し、地域子育て支援、産後親子ケア、家庭支援、学校設備充実、保育サービス向上などが主要事業。	交付金を活用し、喫緊の課題であった待機児童解消を推進。保育施設の整備・拡充や保育士確保・定着化、幼稚園の魅力向上策により、待機児童を82人(R5.4)から13人(R8.4)まで減少させた。また、妊婦健診拡充や子育て支援拠点設計等、多様な子育て施策を展開。「妊娠前から切れ目のない支援」の実現に向け取り組んでいる。
7	栗東市	栗東市は交付金活用で「家庭や地域で安心して子どもを生み育てることができるまちづくり」を目指す。これは「第3期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を推進するものであり、未実施施策への活用で子育て家庭の経済的負担軽減、ひいては安心して子どもを生み育てる環境づくりに貢献した。主な事業分野は「子育て家庭支援」「地域子ども・子育て支援」など多岐にわたる。	交付金を活用し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進。妊娠前から子育て期までの幅広い層に対応した支援を実現し、子育て家庭の課題解消に取り組んだ。安心安全な妊娠・出産・子育て環境の整備や、働く保護者へのサポートの充実、さらに育児の孤立感を軽減し、地域との繋がりを強化した。結果として、幅広い世代が安心して暮らせる包括的な子育て支援体制を構築した。
8	甲賀市	甲賀市は交付金活用で「若者・子育て世代に選ばれるまち」を目指す。これは総合計画の重点目標であり、妊娠からの切れ目のない支援、仕事と子育てが両立できる環境整備、多様な学び、こどもの居場所づくりを推進。交付金は、既存施策で対応困難な分野に対応し、既存施策も充実させたことで、重点目標達成に極めて重要な役割を果たした。	交付金で、子育て世帯の強いニーズを把握しながらも、これまで実現できていなかった支援策を推進。子育て世帯の経済的・心理的負担を軽減し、外国籍の子どもを含む多様な学びを提供、居場所づくりに取り組んだ。これにより、市民満足度が着実に上昇する成果に繋がった。
9	野洲市	野洲市は交付金で、子どもの育ちと子育て家庭を地域全体で支え、多様なニーズに切れ目なく対応することを基本方針とする。妊娠からの伴走型支援、教育・保育サービス向上、地域子育て支援強化といった包括的で切れ目のない支援の推進が目標。交付金は市単独では困難だった多様なニーズ対応や複数施策の同時展開を可能にし、子育て支援体制強化と計画推進に貢献した。	交付金活用で「妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援」を最重要課題とし、支援体制構築を推進。妊産婦健診未受診や不登校など既存課題に対し、交付金が解決の突破口となった。結果、母子健康支援や多様なニーズを持つ子どもへの専門支援、地域連携が実現し、包括的な子育て支援体制を構築できた。
10	湖南市	湖南市は交付金で、課題のあるこども・家庭を早期発見し地域ぐるみで支える体制を強化。妊娠前から乳幼児期、学齢期まで、必要な支援が途切れず届く地域体制の構築を目指した。健診、相談、居場所づくり、障がい児受入れ支援等、日常生活での支援の入口を増やす取組を進めるうえで重要な役割を果たした。	交付金により妊娠前から学齢期、家庭・福祉支援まで切れ目のない支援体制が地域に根付き、こどもと家庭の安心・安全と早期支援の実効性が向上した。健診拡充で早期発見・支援、こども家庭センター等連携強化で困難家庭の早期把握・支援を実現。日常で早期発見し地域ぐるみで切れ目なく支える仕組みを強化、安心できる子育て地域へ近づいた。

No.	市町名	1. 交付金活用の概要と基本方針	2. 子ども・子育て施策の充実と地域への成果（総括）
11	高島市	高島市は交付金を、幼児教育・保育サービス向上を基本に、困難な状況にある子どもや家庭支援、地域で安心して子育てできる環境づくり等に活用。「子育てするなら高島市」を目指し、スピーディーな新規事業展開と子育て支援体制強化に貢献。地域子育て支援、保育サービス、障がい児支援、子育て家庭支援など多岐にわたる事業を展開。	交付金で保育環境を充実・向上させ、公立認定こども園の遊具整備、防犯カメラ設置、保育士派遣を実施。遊具整備は園児の活動活性化に、保育士派遣は人材確保に貢献した。これにより市全体の子育て環境が向上・充実し、子育て世代の安心感が増す成果を得た。
12	東近江市	東近江市は交付金活用で、子どもの育ち、安心な子育て、家庭支援、社会全体での子育て環境づくりを基本方針とする。「子ども・子育て支援事業計画」の重点施策を推進目標とし、交付金で安心して出産できる環境づくり、子育て世代の負担軽減、居場所提供が可能となり、切れ目のない支援に貢献。事業に必要な予算確保にも重要な役割を果たした。	交付金を活用し、「全ての子育て家庭への支援」を最重要課題として推進。医療費負担、不登校、待機児童などの課題解決に交付金を活用した。結果、妊産婦の受診促進、経済的負担軽減、子育て不安解消、不登校復帰率向上、居場所提供が可能となり、子育て世帯が安心して過ごせる環境構築に繋がった。
13	米原市	米原市は交付金活用で、スクールバスの安全運行を通じた子どもの安全確保を基本方針とし、通学支援を推進。交付金はスクールバス運行管理体制の維持・向上に貢献した。民間委託により運転手不足、高齢化、車両トラブル等の様々な課題の解決に繋がった。	交付金活用でスクールバス運行業務を民間委託し、子どもの登下校の安全確保を推進。土砂災害や熊出没など予期せぬ事態にも臨機応変に対応可能となり、子どもの安全を守ると同時に保護者も安心できる環境を整備した。
14	日野町	日野町は、子ども・子育て支援計画に基づき、地域全体で子育てを支え、どの子も安心して健やかに育つ環境づくりを基本方針とした。交付金は主に待機児童対策として活用し、幼稚園のサポート体制整備により園児が早期に安心して過ごせるよう支援。さらに、育児疲れ解消や孤立防止を目的とした一時預かり事業に着手した。	交付金で、家庭子育て支援と学校教育推進を包括的に推進。保育ニーズ増加による待機児童問題に対し、幼稚園の3歳児加配で魅力向上を図った。また、こども誰でも通園制度や一時預かり制度を組み合わせ、在宅の子育て家庭が子どもを預けてリフレッシュ等ができるよう支援。子育ての不安解消や育児疲れ軽減に貢献した。
15	竜王町	竜王町は「子育てをみんなで支える地域づくり」「こども・若者の夢を応援する地域づくり」の実現に向け、交付金を活用。これにより妊娠期からの切れ目ない相談支援や多様なニーズへの対応が可能となり、子育て支援体制が強化され、また学童保育所施設整備も滞りなく進んだ。保育サービス充実、相談窓口強化、こども・若者の社会参加推進を主要事業とした。	交付金で「安心して子どもを産み育てられる環境の充実」「こどもたちの生きる力の育成支援」を推進。祝金事業や栄養指導で情報提供・相談支援を強化。高校生医療費助成で経済的支援を拡充。こどもまんなか会議で子どもの地域理解を促進。新たな学童保育所整備で待機児童ゼロを維持し、包括的な子育て支援体制構築に顕著な成果を得た。
16	愛荘町	愛荘町は交付金活用で、「愛荘町こども計画」の基本目標（子育て・教育支援、心身の健康づくり等）を包括的に推進。交付金は多分野の施策同時展開を可能にし、町全体の子育て支援体制強化に貢献。「子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組」「家庭や地域で安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくりを図る取組」など多岐にわたる事業を展開した。	交付金を活用し、学校図書館指導員配置や読書環境整備を加速。これにより読書離れや読解力低下の課題に対応し、子どもの感性や表現力を育む環境を整備した。また、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では訪問件数を増加させ、情報提供や地域連携を強化し、子育ての孤立化・虐待防止に貢献した。
17	豊郷町	豊郷町は「子ども・子育て陽だまりプラン」に基づき、子どもの成長を支える家庭・地域・学校の充実、仕事との両立支援、安心して子育てできる社会環境づくりを目指し、交付金を活用する。主に教育現場の環境整備に重要な役割を果たした。	交付金を活用し、授業の効率・質や給食提供に課題があった学校内備品を整備。結果、授業効率と質が向上し、安心・安全な給食提供が可能となった。これにより、児童の健全な育成に影響を与えず、保護者への負担も増やすことなく、日々の学校生活が送られていることを実感できた。
18	甲良町	甲良町は教育方針では、就学前教育の重要性を踏まえ、保・幼・小、家庭・地域社会と連携し、幼児の人間形成の基礎を培う指導の充実を目標としている。乳幼児期世帯の家庭環境のあり方を課題とし、交付金を活用して「甲良町子どもの学力向上支援事業」を実施。子育て・家庭支援を充実させ、未就学児や小1の学習意欲・家庭学習基盤等を確立し、家庭環境の充実に貢献した。	交付金で、4・5歳児と小1を対象に月2回の「子育て広場」を各学区で実施。遊びを通じた学習支援や親子ふれあい教室等で、学習の基礎定着、自主性・感性・想像力向上を支援した。家庭学習の基盤確立と、学習や集団生活に向けた規範意識の醸成を図った。
19	多賀町	多賀町は、少子化や環境変化に対応し「多賀町子ども・子育て応援プラン2025」を策定。交付金を活用し、単独財源では困難だった保育園への看護師配置や高校生世代までの福祉医療費助成拡大を実現した。交付金は住民の安心・安全な暮らしを支える基盤として極めて重要であり、持続可能な子育て支援体制維持・強化に不可欠な最優先施策である。	交付金で、保育所等への看護師配置により保育士の負担軽減と離職防止、児童の安全確保を実現し、教育・保育の質を向上させた。保護者も安心して子どもを預けられる体制を構築。高校生世代の医療費無償化は需要が高く、経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられる子育て環境の提供に繋がった。

県子ども・子育て支援事業支援計画の代用計画の策定について

1 経緯

- ・ 淡海子ども・若者プランに第三期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を位置づけ、令和 7 年 3 月に改定（計画期間：令和 7 年度から 11 年度まで）。
- ・ 令和 8 年度から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」開始および「満三歳以上限定小規模保育事業」創設による、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）および国の基本指針（※）の改正に伴い、第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市計画」という。）および都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）の令和 7 年度中の変更が国から求められたところ。ただし、計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合においては、代替措置として市町村及び都道府県が策定する計画（以下「代用計画」という。）によることも可能とされた。
- ・ このことから、令和 7 年度において、市計画および県計画について、計画の変更または代用計画を策定。

（※）「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

2 必須記載事項とされた計画の変更・代用計画の内容

(1) 市計画

① こども誰でも通園制度

乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	法第 61 条第 2 項第 2 号
乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項	法第 61 条第 2 項第 6 号

② 満三歳以上限定小規模保育事業

各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数	法第 61 条第 2 項第 1 号 □
--	------------------------

※ 市町村の判断により「必要利用定員総数」が零の場合は変更不要。

※ 以下の変更の可否は市町村において判断可能。

- ・ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（法第 61 条第 2 項第 1 号ホ）
- ・ 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（法第 61 条第 2 項第 4 号）

(2) 県計画

① こども誰でも通園制度

特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	法第 62 条第 2 項第 5 号
乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項	法第 62 条第 2 項第 4 号

② 満三歳以上限定小規模保育事業

なし

※ 以下の変更の可否は都道府県において判断可能。

- ・都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期法（第 62 条第 2 項第 1 号）
- ・子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第 62 条第 2 項第 2 号）
- ・特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（第 62 条第 2 項第 5 号）

3 市計画および県計画の対応について

(1) 市計画

① こども誰でも通園制度

令和 7 年度に、全市町において、本県に対する協議を経て、市計画の変更または代用計画を策定済

② 満三歳以上限定小規模保育事業

全市町において、実施なし

(2) 県計画

① こども誰でも通園制度

令和 7 年 3 月に改定した「淡海子ども・若者プラン」に、「こども誰でも通園制度」については、以下のとおり盛り込んでいる。

（プラン本文 P115 ）

○こども誰でも通園制度の推進

・孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減し、保護者とともに、全ての子どもの育ちを応援し、「こどもまんなか」社会の実現につながる仕組みとして、こども誰でも通園制度の円滑な導入に向けて、市町と連携しながら制度の周知を図るとともに、制度の安定的な運営を支える保育人材の確保や資質向上に取り組めます。

→現計画により、必須記載事項の「特定乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」については充足できていると判断し、以下の内容を県計画の代用計画として策定。（県代用計画は資料1）

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

② 満三歳以上限定小規模保育事業

全市町において実施がないため、県計画の変更においても不要とした。

参照条文

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）【令和8年4月1日施行時点】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項

イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数

ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数

ニ その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み

ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

四 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に

掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する

- 計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
 - 五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 六 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 七 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 代用計画

都道府県名

滋賀県

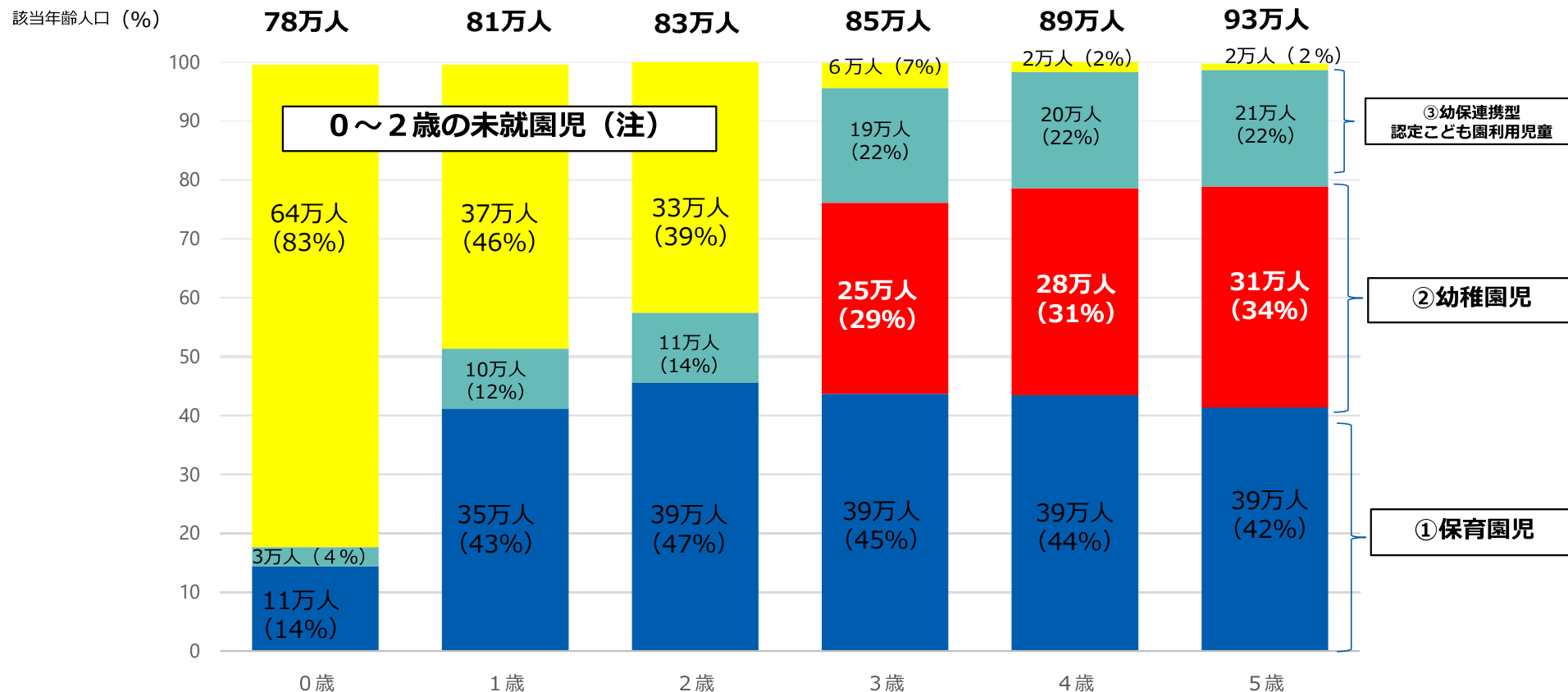
（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。



（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における該当年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

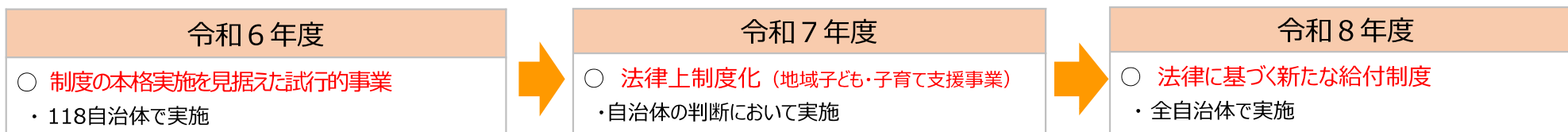
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
 （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、**乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの**（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、**当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業**
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施(118自治体)
 - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価(補助基準) : こども一人1時間あたり850円
 - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)
- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施(給付化)に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体を実施
 - ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価(補助基準) : 年齢に応じた単価を設定
 - ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠(1/2保育士)
- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築(公定価格の設定等)、自治体支援や普及啓発を進める
- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】
- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進
- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実
- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】
- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合(自治体) : 100%(令和8年度)】

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における 取りまとめ

概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

①令和7年度の利用可能時間

- ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。

②対象施設及び認可手続

- ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。

③対象となる子ども

- ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。

④利用方式

- ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。

⑤実施方式

- ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。

⑥人員配置基準

- ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。

⑦設備基準

- ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。

⑧安定的な運営の確保

- ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。

⑨その他の事項（手引、総合支援システム）

- ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
- ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

令和7年度予算 ※取りまとめ後追記。
0歳児:1,300円 1歳児:1,100円 2歳児:900円

第3 令和8年度の本格実施に向けて

①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。

②給付化に伴う公定価格の設定

- ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。

③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修

- ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。

④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係

- ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。

⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等

- ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

- 実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項をお示しする。

目次

I 基本的事項

①制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての意義
5. 事業者にとっての意義
6. 制度の意義を実現するための自治体の役割

②令和7年度の制度の概要

1. 制度の概要
2. 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

①共通事項

- ②通園初期の対応
- ③年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④特別な配慮が必要なこどもへの対応
- ⑤計画と記録
- ⑥保護者への対応
- ⑦要支援家庭への対応上の留意点
- ⑧その他

III その他の留意点等

- ①個人情報の取扱いについて
- ②他制度との関係
- ③職員の資質向上等

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助単価】

人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（R7予算）

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等

（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間（補助基準）】 こども一人当たり「月10時間」を上限

【単価（補助基準）】 0歳児一人1時間当たり1,300円

1歳児一人1時間当たり1,100円

2歳児一人1時間当たり 900円

（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有）

【利用料】 1時間当たり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用

（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

【実施方法】 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

こども誰でも通園制度の人員配置・設備運営基準等

事項	内閣府令案	考え方
①対象施設 【児童福祉法施行規則】	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・幼稚園 等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。	多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとする。
②対象となる こども（年齢） 【児童福祉法施行規則】	0歳6か月～満3歳未満	0歳6か月までの期間については伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満とする。
③認可手続 【児童福祉法施行規則】	家庭的保育事業等と同様※1	家庭的保育事業等と同様の仕組みとする。その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示しする。
④利用方式	法令上規定しない	こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととする。
⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づける。 その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとする。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。 ※通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進める。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとする。

※1 事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う。

※2 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を修了した者とする。

※3 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

- 小規模保育事業は、原則として0～2歳児を対象とする事業とされてきたところ、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、令和8年4月より、国家戦略特別区域における特例措置（国家戦略特別区域小規模保育事業）を全国展開し、「3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業）」を創設。
- この事業の運営基準については、国家戦略特別区域小規模保育事業（A型）における運営基準と同様の内容を設定。
- なお、国家戦略特別区域小規模保育事業（A型）の運営基準は、現行の小規模保育事業（A型）において、3～5歳児の保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる3～5歳児を受け入れる場合の運営基準と同様。

主な運営基準		3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業	国家戦略特別区域小規模保育事業（A型）	保育所 （3～5歳児を受け入れる場合）
職員	配置	保育所の配置基準＋1名		3歳児 15：1 4・5歳児 25：1
	資格	保育士		
設備・面積	保育室等	保育室・遊戯室 1人当たり1.98㎡ 屋外遊戯場 1人当たり 3.3㎡ ※近くにある屋外遊戯場に代わるべき場所により確保することも可能		
給食		原則自園調理、外部搬入可 ※外部搬入の可否については公立私立の別を問わない		
連携施設		①保育内容支援と②代替保育を確保		—
保育の内容		保育所保育指針に準じて行う		保育所保育指針に従って行う

小規模保育事業の対象年齢の拡大について

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について
(令和7年6月10日国家戦略特別区域諮問会議) (抄)

● 小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、これに関する必要な規定を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が2025年4月に成立し、公布された。なお、全国展開の対象は、認可基準のうちA型の事業所とし、これに必要な府令の整備を2025年度中に行うとともに、B型及びC型の事業所については、引き続き特区での実証や活用ニーズ等も踏まえて、全国展開の可否を検討する。その際、地域のニーズを広く把握するため、実証の場を拡大する観点から構造改革特区制度を活用する。

※国家戦略特別区域小規模保育事業の認可基準（職員資格）は、A型：保育士、B型：1/2以上保育士、C型：家庭的保育者

①制度の現状・背景

施行日：令和8年4月1日

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、**0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業**。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三 （略）

②～⑨ （略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設において**、保育を行う事業

⑪～⑲ （略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、**国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能と**されているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。**

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。**

子どもの意見を聴き、 尊重する社会づくり について



すまいる・あくしょん公式キャラクター
「にじはぴ」

第24回滋賀県子ども若者審議会 資料
令和8年(2026年)8月31日

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

1. 背景

- 滋賀県子ども基本条例では、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならないとしている。

第9条(子どもの意見の尊重)

- 1 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。
- 2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。
 - (2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。
 - (3) 表明された子どもの意見が尊重されること。
 - (4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。
 - (5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。
 - (6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。
 - (7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。
 - (8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。
 - (9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。
- 3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。
- 4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。
- 5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 子どもの意見聴取に係る県の主な取組例

●子ども県議会（H12～）



（事業概要）

小学校4年生から中学校3年生を対象に、県政等に対する意見や提言を募集し、子ども議員を決定します。子ども議員は、県内各地での体験活動や議会勉強会を通して、自らの意見や提言を練り磨き、県議会議場を会場にした「子ども県議会」で**知事や関係部（局）長に質問**をします。

「子ども県議会」は、子ども議員による約半年間の活動の集大成として、また、子どもからの意見を県行政の立場で受け止める場として開催します。

●オンラインプラットフォーム「にじはぴスイッチ」（R 8新規）



（事業概要）

小学生から高校生世代までの子どもを対象として、意見聴取や意見へのフィードバック等を円滑に行うオンラインプラットフォームを整備・運営し、子どもの意見表明に係るプロセスの充実を図るとともに、子どもの声の県政への反映を推進します。

令和8年度は**県庁の各部局から15テーマ程度を選定**し、意見聴取等を行います。

●しが若者アイデアソン（R 7～）



（事業概要）

各分野で活躍する若者の声や発想をつなぎ、若者の意見の県政への反映を推進するため、政策形成過程に若者の声を取り入れる取組をモデル的に実施します。

令和8年度は、**対象テーマを全庁的な施策へと広げ**、環境や農業、教育、防犯などの6テーマについて議論いただきます。

●令和7年度「滋賀の子どもたちの声調査」（R 7）



（事業概要）

「子どものために、子どもとともに作る県政」の実現を目指し、子どもたちの意識や状況、思い等を様々な観点から把握するため、「滋賀の子どもたちの声調査」を実施しました。

調査は、標本調査とWEB調査により実施し、その結果を今後の子ども施策の検討にあたっての基礎資料として活用しています。

3. 子どもの意見を聴き、尊重する社会づくりについて

○ 滋賀県子ども基本条例では、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進することとしている。

○ 本審議会では、**子どもの意見を聴き、尊重する社会づくり**に向けて、**委員の皆様それぞれのお立場や御経験から、幅広く御意見を伺いたい。**

【議論の参考となる視点】

- ・それぞれの立場や活動の中で、子どもの意見を聴き、尊重するために取り組んでいることや工夫
- ・子どもの意見を聴き、尊重する上で、感じている課題や大切だと考えること
- ・子どもの意見を聴き、尊重する社会づくりに向けて、県、保護者、学校等、事業者、県民など、それぞれの主体に求められること

